

## 第6編 生涯周期別知的財産人材の養成びグローバルリーダーシップの強化

## 第1章 知的財産に親和的な社会基盤の形成

### 第1節 知的財産専門人材の育成

#### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンウク

創意的な科学、技術、コンテンツ及びアイデア等の知的財産が商品価値の主な決定要因となる近年、知的財産集約産業が新たに成長のパラダイムとして浮上する創造経済時代において、知識基盤経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材養成が国家競争力の核心要素として重要視されることにより、政府省庁の合同による協力体系を構築し、知的財産専門人材養成に向けて中長期的な総合計画(第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013～2017))を策定し取り組んでいる。

知的財産創出人材養成のためには何よりも既存の理工系中心の知的財産教育の形態から脱皮し、医学、薬学系列、デザイン系列、商経系列等の系列全体において知的財産講座を開設し支援を行い、複合的な問題解決のために学制間の融合教育を実施している。また、知的財産担当教授の任用等を通じて自律的な大学の知的財産基盤の構築及び優秀な教育モデルの拡大等に向けて知的財産教育の先導大学を選定して支援している。また、体系かつ標準化された知的財産教育に向け、知的財産教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに、大学教授を対象にする知的財産に関する基礎から高級までの多様な教育課程の運営を通じて認識向上及び専門性強化に努めている。

また、企業と大学が協力し創意的なアイデアを発掘して問題を解決する開放型革新(OPEN INNOVATION)形態の新産学協力プログラム(キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア)を通じ、参加企業は多様なアイデアで問題の解決や優秀な知的財産人材を確保でき、学生は知的財産を基盤にアイデアの発掘及び商品化による事業化又は技術移転等で競争力を高める大きな役割を果たしている。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤の構築及び競争力向上に向け、多様な事例内容を企業の実務人材向けに知的財産教育を持続的に実施している。

## 2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンウク

### イ. 大学(院)の知的財産講座

#### 1) 推進背景及び概要

コア特許、収入源となる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許についての事前調査を行って特許戦略を策定することにより成敗がわかる。日増しに増加する国内企業に対する海外先進企業との特許パテントロールによる特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の策定により最少化することができるため、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専従人材の養成が必要である。

これにより2006年から本格的に工学及び自然科学系列大学(院)の学生向けの特許教育に取り組んでいる。2010年には未来有望知的財産権の創出分野である医薬、経営、デザイン系列にまで知的財産教育を拡大し、2011年には大学の自律的な知的財産教育基盤構築のために知的財産教育先導大学を選定して支援を行い、2013年には知的財産教育の標準化に向けて標準教育課程を開発する等の事業基盤を構築した。

#### 2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化に向けて理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学にまで知的財産科目を定期課程として開設し、知的財産に対する学生達の関心を高め、特許等の知的財産制度全般についての講義と特許検索及び明細書

作成等の実習も実施した。

2013年には57大学における知的財産講座が183講座新設され8,067名が受講したが、2012年に比べると278名が減少した。2014年度には大学の知的財産講座が64大学において188講座が開設され8,569名が受講し、2013年に比べ受講生が502名の増加となった。

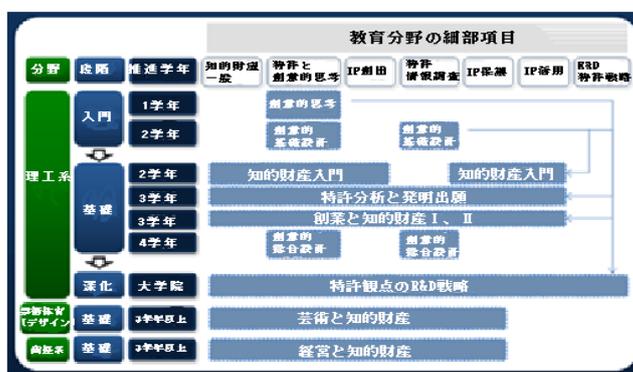
<表VI-1-1>大学の知的財産講座志願状況

区分	大学及び大学院				
	2010	2011	2012	2013	2014
大学数(校)	56	60	57	57	64
講座数(講座)	165	207	183	183	188
講座履修学生数(人)	8,316	9,762	8,345	8,067	8,569

2010年に試験的に取組んだ医薬、デザイン系列大学(院)の知的財産教育の場合、2014年度には医薬系列において4大学の13講座、デザイン系列において7大学の22講座で運営され、知的財産権教育についての関心度が高いものと示された。

また、大学1年から大学院に至るまで体系的で標準化された知的財産教育のため、分野別、段階別の教育履修体系を反映した知的財産標準教育モジュールと標準教材を開発し全国125の工科大学に普及を行い、大学における知的財産教育の拡大に取り組んだ。

<図VI-1-1>大学(院)知的財産教育の履修体系



2012年から大学の知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産人材養成教育の実施ができるよう、知的財産専門教授を採用して運営するようにした。これにより仁荷大学、全南大学(1次)、壇国大学、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)等の9大学を知的財産教育先導大学に指定し運営した結果、2014年度には9大学において418の知的財産講座が開設され16,002名が受講した。

＜表VI-1-2＞知的財産教育先導大学の運営結果

次教	大学	2012		2013		2014	
		講座数(個)	受講生(名)	講座数(個)	受講生(名)	講座数(個)	受講生(名)
1次先導大学 (2012)	江原大	26	1,084	29	1,042	38	1,434
	仁荷大	31	1,407	54	2,130	58	2,544
	全南大	26	950	27	1,167	31	1,288
2次先導大学 (2013)	壇国大	21	990	54	2,362	61	2,806
	釜慶大	7	155	21	508	24	753
	ソウル大	6	356	15	429	15	526
3次先導大学 (2014)	公州大	19	619	21	719	79	2,348
	金烏工科大	3	153	6	183	36	1,101
	東国大	3	161	3	165	76	3,202
計	計	142	5,875	230	8,705	418	16,002

### 3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施されて以来、量質ともに順調に成長しており、先導大学の講座を含め大学(院)の全体の知的財産講座は、2006年は48講座であったが2014年には606講座に11倍以上増加した。

今後、教養授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専攻科目との連携や知的財産を基盤と工学、経営、医学、デザイン系列等の学制間の融合を通じて知的財産教育を持続的に取組み、創意的な融合型の人材養成と先導大学をさらに拡大支援を行い大学の知的財産教育基盤の構築と競争力強化に積極的に取り組む計画である。

#### ロ. 知的財産専門学位課程の運営

## 1) 推進背景及び概要

近年国内外の知的財産紛争が激化となるにつれ、このような紛争に効果的に対応し知的財産権基盤の戦略的R&D・技術投資戦略を策定できる知的財産専門人材の必要性が強調されている。知的財産専門人材は、工学的な知識だけでなく知的財産に対する法学的能力と経営戦略に対する深い理解が必要とされる。人材養成のためには大学院レベルの学問間の融合教育を実施しなければならず、既存の工科大学、法科大学、経営大学においてはこのような融合教育の実施が難しかった。

そこで、特許庁は知的財産専門人材養成のため、特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。「2009年にはKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に初めて新生を募集して本格的に知的財産専門人材養成を始めた。

## 2) 推進内容及び成果

2014年に弘益大学で30名、高麗大学で14名の新生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程教育を運営し、学術大会の開催等の知的財産に係る研究活動も並行した。

<表VI-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録人員
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年 45名 2012年 58名 2013年 48名
弘益大	知的財産学修士(MIP) (MASTER OF IP)	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	24単位	2011年 44名 2012年 45名 2013年 26名 2014年 30名

高麗大	専門修士学位 (知的財産学修士)	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	34単位	2014年 14名
-----	---------------------	------------------------	-------------	------	-----------

### 3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、国内において初めて知的財産分野の専門家養成のため、工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この過程を終了した専門人材は、特許戦略の策定、特許紛争への戦略対応、知的財産の創出及び活用等において企業と国家の知的財産競争力強化に核心的な役割を果たすものと期待される。今後大学別に特許強化された課程を強化するとともに、社会において必要とされる教育を実施する等のさらに活発な活動を繰り広げる計画である。

#### ハ. 知的財産教授向け教育のプログラム(T3)運営

##### 1) 推進背景及び概要

大学で知的財産についての知識とこれを活用できる能力は、教授に対してもっと必要とされる。特に理工系教授は、知的財産に対する理解を基に教育を実施しなければならない知的財産教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもあるためである。

大学において設置される知的財産講座は、ほとんどが特許庁の支援により弁理士等の特許関連専門家によって講義が行われた。これは多くの理工系大学において専門分野と融合した知的財産教育の実施ができる教授がないか不足しているためである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産に基盤した研究戦略を策定して取組まない収入源となる強い特許権を創出する成果等を極大化できないため、研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備えるべきである。

従って、教授の知的財産能力向上のために理工系教授向けの知的財産教育プログラ

ム(T3 : TEACHING THE TEACHERS)を構築し施行した。

## 2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用させるために段階別・分野別の教育プログラムを構築して実際に講義に適用できるよう事例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授には便宜を図って大学へ直接出向いて講義するプログラムと、中間試験期間中や夏と冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究会等計5の専門学会と協力して定期的な学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略を発表して知的財産講義を実施した。

2008年に初めてスタートした教育課程には、知的財産の必要性を認識した教授の参加が増加して2014年まで累計2,034名が教育を受けた。特に短期集中教育の場合、2014年は88の大学で303名が教育を修了し大学内の知的財産教育の裾野の拡大に寄与した。教育全般に対する満足度も92.32%で高い満足度を示した。

<表VI-1-4> 大学知的財産教授教育の状況

区分	主な内容	2010		2011		2012		2013		2014	
		大学	人員								
訪問型教育	知的財産権基本	6	47	4	51	4	79	4	108	2	45
短期集中教育 (課程別 2泊3日)	知的財産権基本、特許情報調査分析、海外特許制度等	78	238	66	228	71	285	64	268	88	303
国外深化教育	先進国特許制度等	6	9	9	10	10	10	-	-	-	-
合計		81	294	79	289	73	374	64	376	88	348

＜表VI-1-5＞大学の知的財産教授教育プログラム

出前教育	短期集中教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域別の大学訪問型教育により需要者便宜性の向上</li> <li>・知的財産権に対する興味を誘導</li> <li>・大学名(2大学)：中央大学、忠南大学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化</li> <li>・課程名 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 春T3(知的財産権基本課程、有望知的財産権創出戦略課程)</li> <li>- 夏T3(特許情報調査・分析課程、強い特許のための請求範囲作成課程)</li> <li>- 秋T3(知的財産権基本課程、海外特許制度課程)</li> <li>- 冬T3(特許技術価値評価及びライセンスング課程、知的財産マスター課程)</li> </ul> </li> </ul>

＜表VI-1-6＞学会学術大会における知的財産セクションの開設状況

区分	イベント名	日時	場所	参加者数	テーマ
韓国知識財産教育研究学会	春季学術大会	2014. 4. 10～11	金烏工科大学グローバル館	81	地域経済活性化のための知的財産基盤の産学協力方策
大韓金属材料学会	春季学術大会	2014. 4. 24	大邱EXCO 323B	26	金属材料分野の特許出願戦略及び特許訴訟
韓国生薬学会	春季学術大会	2014. 4. 30	ソウル大学湖岩教授会館コンベンションセンター	210	生薬・天然物の特許発掘及び産業化戦略
ICT フラットフォーム学会	夏季学術大会	2014. 6. 24	麗水HIDDENBAY HOTEL	130	ICT 分野の特許イシューと紛争事例
韓国工学教育学会	秋季学術大会	2014. 9. 26	ラマダプラザ-済州	34	工学教育分野における知的財産教育運営事例
計					5学会、481名

### 3) 評価及び発展方向

教授向けの知的財産教育プログラムに参加する教授が持続的に増加し続け、学生向け知的財産講義の必要性について認識した教授が高い関心と情熱をもって教育に参加し、知的財産講座を開設する等の教育課程運営に対する成果を収めている。しかし、量的な規模においては至らないところが多い。知的財産教育プログラムを終了した教授は、累計で2,034名(2008年～2014年累積人数)であり、全国の教授88,163名(2014年

の専任教員基準)対比2.31%に過ぎず、知的財産創出の核心人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

さらに多くの教授が教育に参加できるようにするためには、知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策を講じる必要があり、特許庁主導の教育プログラム運営だけでなく先導大学等を通じて大学自ら教育を実施することが望ましい。

現在のプログラムをレベル別、プログラム別にプログラムを体系化、多様化にして教授が容易に参加できるようにするとともに、学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授同士のネットワーク構築を推進して知的財産教育についての情報と教案の共有、研究活動の活性化等を期すればより効果的なものとなるはずである。

### 3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ソン・イング  
行政事務官 ヨム・ホンイク

#### イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

##### 1) 推進背景及び概要

キャンパスの特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心を高めることができ、大学の実用的な特許教育を拡大するとともに、企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給することを目的に実施された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題について未来獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産、学、官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱皮することであり、外部の

技術やアイデアを積極的に活用することによって企業内部の革新に繋がる開放型革新(OPEN INNOVATION)の事例ともいえる。

#### イ) 競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略策定部門、専攻技術調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術主題に対し国内外の特許を分析して研究開発戦略及び特許獲得の方向を策定するものである。先行技術調査部門は、産業別仮想の出願書又は発明要約書について関連のある先行技術を調査した後、特許可能性の判断や出願書の作成と補正を行うことである。

#### ロ) 参加資格

国内大学(院)生を対象に特許戦略策定部門は3名以内のチーム又は個人で参加でき、必ず指導教授1名が参加しなければならないが、先行技術調査部門は個人の参加である。

#### ハ) 審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行され、書類審査は、申請資格の有無、推薦書(参加確認書)確認等の基礎審査であり、書面審査は、企業が提出した答案を審査基準に従い受賞者数の3倍数程度を選抜する。発表審査は、書類審査で選抜された者を対象に自分が作成した論文発表を通して最終順位を決める。最終審査においては企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の上位の賞を選定する。

#### ニ) 審査基準

審査基準は、競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成、補正を中心に細部評価指標を定めた。特許戦略策定部門は先行特許調査及び分析、特許戦略策定を評

価項目に定め評価指標を定めた。

<表VI-1-7> コンペティション部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術	先行技術 検索	先行技術調査達成度	効果的な検索方法の使用有無、先行技術調査結果の達成度等
		検索先行技術適正性	検索先行技術の問題出題意図との不適合性
調査部門	請求範囲 作成、 補正	請求範囲作成、補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用等
		特許要件に係る意見の妥当性	新規性及び進歩性等に関する説得力のある意見改進を行ったか否か
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析等	技術開発及び産業動向等の分析	技術、市場、産業動向分析の適正性等
		先行特許調査(定量、定性分析)等	主要技術に対する先行特許調査等の細部モジュール別、国家別、出願人別の分類等の核心特許の導出等
	核心特許の導出、選別、分析等	主要特許の検索レベル、選別、分析の適正性等	
	特許戦略策定等	未来技術開発の方向、戦略等の提示	未来技術開発のための基本方向、戦略提示の適正性等

<表VI-1-8> コンペティション部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	学生 答案	先行技術検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業 成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度

			など
		発展可能性など	今後の研究課題採択可能性、実務適用計画など
特許 戦略 確立 部門	先行特許 調査及び 分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別分類など 核心・基盤特許導出など
		基盤特許の導出、選別、分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略 確立など	将来技術開発の方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得の戦略確立の具体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断など
特許分析と戦略確立(回避設計)間の論理的関係性など			

## ホ)2014年の授賞内訳

2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略策定部門ではWIPO事務総長賞と特許庁長官賞以上の上位の賞に学生チーム、指導教授6名が選定され、後援機関の優秀賞は21チーム、後援機関の奨励賞は37チームが選定され、全体で65チームが選定された。先行調査部門ではWIPO事務総長と特許庁長官賞以上の上位賞に5名、後援機関優秀賞31名、後援機関奨励賞57名で全体で93名が選定された。授賞式には大学総長、企業CEO等の社会著名な有職者200名余りが参加し全体では430名の参加となった。

＜表VI-1-9＞2014年の授賞内訳

区分	特許戦略確立		先行技術調査
	学生	指導教授	
産業通商資源部長官賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	1人 (300万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	-
特許庁長賞	4チーム (問題当たり800万ウォン)	4人 (問題当たり500万ウォン)	3人 (問題当たり200万ウォン)
特別賞(WIPO事務総長賞)	1チーム (700万ウォン)	-	1人 (150万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	問題当たり1チーム (600万ウォン)	問題当たり1人 (100万ウォン)
	奨励賞	問題当たり2チーム (200万ウォン)	問題当たり2人 (50万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(1000万ウォン)		
最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(1000万ウォン)		

## へ)2014年の主要日程

2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは2014年3月26日大会公告を始めに申込書の受付、論文提出、審査の順で行われた。

＜表VI-1-10＞2014年の細部推進日程

区分	詳細内容	2014年の日程
----	------	----------

公告・受付	大会公告	2014. 3. 26
	参加申込書の受付	2014. 3. 26～4. 30
先行技術調査部門	問題公告	2014. 3. 26
	答案提出	2014. 5. 26
	基礎・書面・発表・最終審査など	2014. 5. 27～7. 22
特許戦略策定部門	論文提出	2014. 8. 25
	基礎・書面・発表・最終審査など	2014. 8. 26～10. 21
授賞式		2014. 11. 19

## 2) 推進内容及び成果

イ) 電機電子、造船機械金属、化学生命等3分野に45機関が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、2010年はサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車など43社、2011年は韓国電力公社、DOOSANインフラコアなど46社、2012年は(株)KT、サムストータル、日進製鋼、サムスンSDIなど47社、2013年はサムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUX の41社、2014年はLGディスプレイ、韓国電子通信研究院等の45社が参加した。受賞者に対する2014年の就職優遇企業はHanhwa Chemical等19社であった。

※2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(45社)

サムスン電子株式会社、Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスビ、DAESUN造船、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリトロン、株式会社緑十字、(株)KT、サムスンディスプレイ、サムスン電気、KITURAMI、ILJINディスプレイ、KMAC、現代ROTEM、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国航空宇宙研究院(KARI)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究院

(ETRI)、韓国標準科学研究院(KRISS)、韓国電気研究院(KERI)、韓国原子力研究院(KAEIR)、ジェウソンエンジニアリング(株)、高麗亜鉛(株)、DOOSAN重工業、HUROM、POSCP特殊鋼、韓国鉱物資源公社、韓国エネルギー技術研究院(KIER)

※受賞者就職優遇企業(19社)

Hanhwa Chemical、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、LGシリトロン、韓進重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、シンアエスビ、KMAC、KITURAMI、ジェウソンエンジニアリング(株)、ILJINディスプレイ、HUROM

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により、2012年は101の大学から3,423チーム、2013年は106の大学から3,844チーム、2004年は109の大学から3,757チームが参加した。この中で94大学の1,950チームが論文を提出し、この中から37大学の158チームが受賞者として選定された。

<表VI-1-11>部門別の参加及び受賞状況

区 分	特許戦略確立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(名)	大学	チーム(名)	大学	チーム(名)
参加申込	76	699(1,512)	96	3,058	109	3,757(4,570)
論文提出	63	293(671)	73	1,657	94	1,950(2,328)
発表審査	37	111(275)	35	198	46	309(473)
受賞者	25	65(164)	27	93	37	158(257)

ハ)大学別の受賞者状況

2014年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は37大学(158チーム、257名)である。最多受賞大学嘗及び最多応募大学嘗は仁荷大学が占め

た。

<表VI-1-12> 最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
仁荷大学	仁荷大学

※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0) + (特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)  
 \*(上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)  
 \*上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)  
 \*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

3) 評価及び発展方向

2014年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は大会について肯定的な評価をした。後援企業は「全般的に技術力が優秀であり、問題の理解が明確で具体的な実現アイデアが優れている」、「ロードマップによる戦略提示が印象的であった」と評価した。また、主催・主管機関は後援機関の管理、授賞式の開催、次世代の知的財産リーダのネットワーク運営の支援業務の協力を行う等、成功的な大会開催のために努力を傾けたと評価した。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ることができ、特許戦略の策定において将来の技術発展方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会で習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明す

ことができ、肯定的な評価を受けたと述べ、大会の参加主体の全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

## ロ. D2Bデザイン・フェア

### 1) 推進背景及び概要

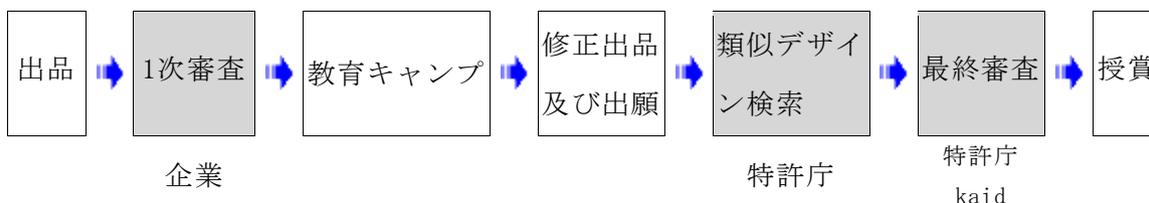
D2Bデザイン・フェアは、デザイン権の認識向上により国家産業競争力を強化することが目的であり、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)からスタートし、2008年にはその対象と方法を画期的に変えてデザイン権公募展(Design Right Fair)となった。韓国貿易協会と共同の開催で輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には外国人の出品及び外国企業の参加も可能となり作品の多様性を高めた。2011年には大会の名称を「D2Bデザイン・フェア」に変えて参加者向けにIP教育と、現場における参加企業の教育とインターシップを拡大する等、より多くの支援を行った。

数多くあるその他のデザイン公募展は、各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることに目的を置いているため、出品者はすべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、D2Bデザイン・フェア出品作のデザイン権等は知的財産権創作者であるデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(open innovation)であることが最も大きな特徴である。

この公募展は、新しいデザインが必要な物品について企業側で提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加でき、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインの問題点を修正し最終出品する一方、自らデザイン登録の出願も行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば韓国産業デザイナー協会(KAID)所属のデザイン教授で構成される審査委員団が、企業の意見を最大限に反映して最終受賞作を選定す

る。企業が受賞作を商品化する場合は受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

<表VI-1-13> D2Bデザイン・フェアの審査手続き



2) 推進内容及び成果

2014年の「D2Bデザインフェア」では、23企業が公募物品を提示し80大学で4,806件が出品されてデザイン146件を出願した。また、4件についてはライセンスの締結または締結する予定である。

<表VI-1-14> 2014年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部庁官賞	キム・ヒョンソク、キム・サンア	Tulip
金賞	特許庁長賞	キム・ヨンソン	REQUB
	韓国貿易協会会長賞	チョン・ヒョンシキ、チェ・ユリ	Easy Clean Pack
	WIPO事務総長賞	イン・ヨンジョ、キム・ハクス	Bird Drawing Pin
銀賞	韓国デザイナー協会会長賞	イ・ハンソル、キム・ヒョンソク	Birds
		パク・ヨンソ	月が笑う夜
		イ・スンヒョン	The Modular Series 1
	韓国発明振興会賞	キム・ナムヒ	Folding case of vegetables
		ド・ウヒョン	山岳持つもの、固定型ベスト
		ファン・キナム、コ・ジス	Clasp Range
韓国産業デザイン	アン・クックジン	Step by Step	

	振興院長賞	チョン・ソンジン、キム・チョンジク	Crossing
		ハム・ノミョン	アフオーダンスベンチtype1

<図VI-1-2>2014年の大賞(Tulip、左)及び金賞(Easy Clean Pack、右)受賞作



### 3) 評価及び発展方向

出品作が4,806件で前年に比べ46.6%の増加、参加人数も1,626名で前年に比べ20.5%の増加となり量的な成長を遂げた。ライセンスも4件が締結され、事業化の検討企業も4件で大きな成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中されていることから今後は地方大学等に対する多様な広報も必要とされ、また、企業のデザイン品目も製品デザインに止まる等、今後視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業を積極的に参加させる広報戦略を多角化にして多様な企業を選定し、事業化が容易で効果の高いローテク（Low-tech）分野へと拡大すべきであり、授業と連携させるために期間を調整して大学において実質的な知的財産権の出願教育機会を提供するとともに、出品作の多様化を追求すべきだと評価された。この他に1次合格者に対する教育と出題企業とのメンタリングにより知的財産権管理及び活用能力の強化と、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させて名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

ハ. 大学創意発明大会の開催

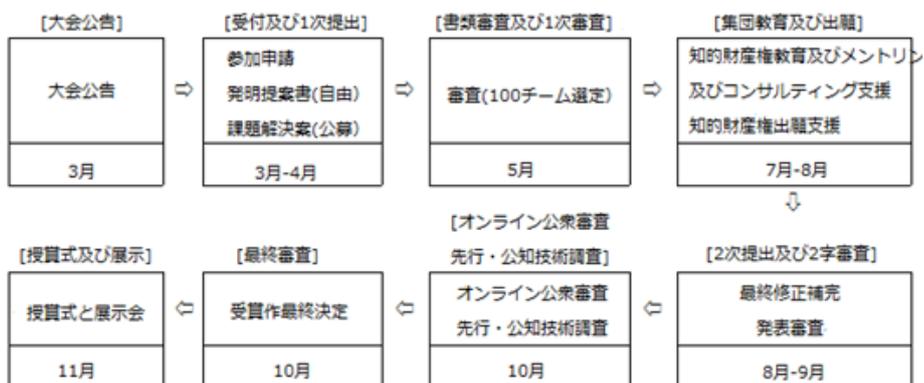
1) 推進背景及び概要

知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識と創造力、知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基盤に技術課題について創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と連係した研究計画の策定及び発明の事業化等R&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができるはずである。

このような認識の下で、知的財産に強い創意的な発明人材を育成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部の学生及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させ統合した「大学創意発明大会」を2010年から運営している。

2013年の大会では、これまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門により開催された大会を自由部門と公募部門に統合して開催した。大会開催の成功のために韓国科学技術団体総連合会と共催で開催し、教育部を始め大韓機械学会等7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会の後援とLG産電(株)の協賛により参加基盤を拡大した。

<表VI-1-15>大会の主要進行日程及びプロセス



特に書類審査を通過した作品については2泊3日のIPサマー(IP-Summer)キャンプを運営し、知的財産専門家が大学(院)生に先行技術調査及び特許明細書の作成教育等を通じて参加者のアイデアが知的財産権として出願できるように積極的に支援する。また、優秀作品については特許費用、試作品の製作、事業化等の支援を行う。

## 2) 推進内容及び成果

2014年の大会では計124大学から3,961件が出品され、申請件数を基準に前年度の実績と比べると15.1%増加となった。その中から51件を選定して授賞したが、大統領賞は「顔面自動認識システムを搭載したスマート電動ゆりかご」を出品した仁済大学のキム・ハクス(チーム長)、ファン・テミン、ジャン・ンソク、の学生チームが、最優秀発明サークル賞は金烏工科大学の発明サークルの「亀甲船の神話」が受賞した。

<表VI-1-16> 大学創意発明大会の出品状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
申請件数	1,990	2,360	3,030	3,442	3,961
参加大学	120	122	115	94	124

<表VI-1-17> 2014年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

賞格	授賞主体	大学名	氏名(学年)	発明の名称
大統領賞	大統領	仁済大	キム・ハクス、 ファン・テミン、 ジョン・ンソク	顔面自動認識システムを搭載したスマート電動ゆりかご
国務総理賞	国務総理	亜州大	イ・チャンレ、 ムン・ソクヒョン	エネルギー節減のための窓一体型ブラインド
WIPO事務総長賞	WIPO事務総長	浦項工科大	イ・ベクヒ、 イ・スンフン	飲食物の呑み込み回数測定システム
最優秀賞	未来創造科学 部長官	清州大	キム・スルミン	避難用階段移送椅子に変形できる車椅子

		清州大	ヨム・ソンア	鍋とバーナーが結合した一体型バーナー
産業通商資源 部長官		蔚山大	ユン・テシク、 オム・デヒョン、 パク・チャンヒ、	ゲームアプリケーション連動のスマート水耕栽培機
		仁済大	ノ・キョンヒョン	車両カーテンの開閉装置
特許庁 長官賞		漢陽大	パク・チャンヒ	寝具用静電気掃除機
		湖南大	イ・カンジュン	EA-SY パンイ

### 3) 評価及び発展方向

2014年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を図り、大学発明活動の底辺を拡大した。参加者は大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワーク等の経験を積みR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行うことにより大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後も大会受賞者のために持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者のためのネットワーク構築等を通じて大学生の持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

## 4. IP経営Level-upプログラム等を通じて企業の知的財産専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンコン

### イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争

力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡る企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が求められている。このような業務がますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に関する専門知識を有し、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いたほとんどの韓国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2013年の知的財産活動に関するアンケート調査<sup>1)</sup>によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合は5.3%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有している企業の割合も約16.1%<sup>35)</sup>で低いレベルであることが分かった。特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、韓国特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に育成し、知的財産能力を高めるために中小企業の知的財産専門担当者の育成及びインフラ構築のための政策を策定し取組んでいる。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 中小企業IP経営 Level-upプログラムの運営

2009年から本格的に運営された企業知的財産の職務教育課程は、中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供する等の持続的な業務改善の過程を通して企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産基盤が脆弱な中小企業人材に対する支援を強化するために中小企業人材に対する教育費を80%支援した。

2013年の場合は、中小企業人材のレベルに合う多様な教育課程を提供するために教育対象別に「初心者向けの入門課程」と「在職人材のための上級課程」に区分し、教

<sup>35)</sup> 2013年度知的財産活動実態調査、2013年11月特許庁・貿易委員会

育内容を段階別に細分した31の教育課程を構成し需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

入門課程は知的財産基礎教育が必要な中小企業の新規人材を対象に構成し、上級課程は在職人材を対象に特許評価及びライセンス契約、知的財産紛争対応及び交渉等の専門家レベルの業務知識を中心に構成した。31課程において225名の中小企業人材が教育を修了した。

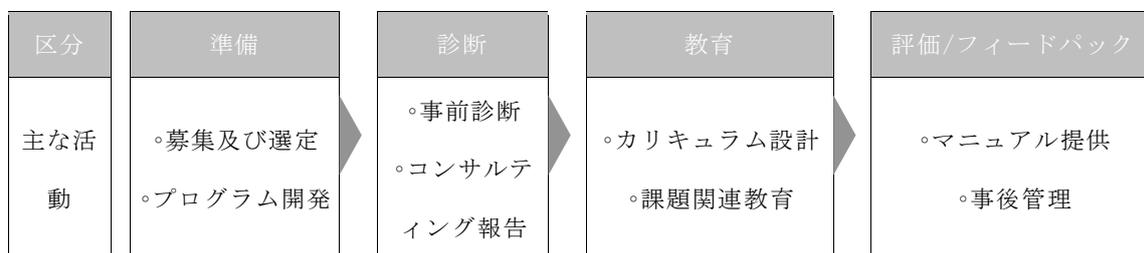
＜表VI-1-18＞2013年の中小企業知的財産職務教育課程状況

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数
入門課程	知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断など	14	108
上級課程	特許評価とライセンス契約、知的財産紛争及び交渉など	17	117
計		31	225

しかし、このような国内職務教育の課程は主題別の理論教育であることから教育効果が低く、首都圏での短期集中教育として行われているので接近性が悪い地方の中小企業人材の参加が低い。中小企業経営像層の立場からみると、人材不足、教育に対する信頼不足等の理由により実務人材に対する知的財産教育に消極的な状況であった。

このような問題点を解決するため、2014年から国内職務教育課程を「IP経営Level-upプログラム」に全面改編した。既存の主題中心(SUBJECT-BASED)の理論教育ではなく問題中心(PROBLEM-BASED)の実務教育を通して教育に対する企業の満足度を高め、現業において即活用できる教育へと方向を変えた。

＜表VI-1-19＞IP経営Level-upプログラム



IP経営Level-upプログラムは、企画・R&D・製品生産等の企業経営全般において、特許を戦略的に活用して企業において特許経営ができるよう知的財産管理能力を強化する教育である。研究開発部署と特許部署の有機的な連携を通して企業の強い特許創出を誘導するため教育対象に企業のR&D研究人材及び特許担当者等を含める。支援企業は知的財産権保有状況、知的財産専従組織及び人員、R&D研究人材規模等の企業の知的財産活動及びインフラ等を総合的に評価して選定した。

起業家、弁理士及び地域知的財産センターの特許コンサルタントで構成される専門家グループを企業とマッチングし、2ヶ月間企業現場に5回程度派遣した。まず企業の知的財産状況及び経営実態、能力レベル、R&D政策方向等について設問(面談)及びテスト等で診断を行い支援企業の教育ニーズに合うカリキュラムを構成した。実際の教育時には、支援企業の事例を活用することによって教育効果を最大化にして現業に役立つよう運営した。今年試験的に実施した結果、全国6広域市道において48社を支援した。2015年には全国の中小・中堅企業を対象に知的財産創出・管理、知的財産紛争予防等の2段階プログラムで構成し、企業のレベルと領域に合わせて体系的に教育課程を運営する計画である。

## 2) 海外知的財産戦略人材育成課程の運営

海外における最多出願及び特許紛争が予想される中小企業人材のグローバル知的財産紛争対応能力強化のため、韓国内で海外主要国の知的財産制度及び訴訟手続き等を教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設し運営した。

2014年には、出願、紛争及び訴訟等を経験した弁理士及び弁護士等を国内専門家講師として招聘し、知的財産に係わる海外先進国の特許・商標等の出願戦略、特許侵害事例及び紛争解決のための交渉戦略等について教育を行った。また、米国特許出願戦略及び訴訟手続きの教育6回、中国知的財産動向、出願戦略及び紛争対応4回、国際特許ライセンス契約と交渉1回、ヨーロッパ特許動向及び出願戦略1回を開設して計12回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産実務能力を高めることに努めた。本課程においても中小企業の費用負担を減らし参加率を高めるために中小企業人材に限り教育費の80%を支援した。

<表VI-1-20>2014年海外知的財産戦略人材育成課程の状況

課程名	教育期間	全体教育受講者数(中小、中堅企業人材)
国際ライセンス契約及び交渉	2014. 4. 14～4. 15	31(27)
成功する米国特許出願戦略	2014. 5. 12～5. 13	21(17)
米国特許訴訟の段階別ガイド	2014. 5. 27	22(18)
米国特許侵害判断と事例分析	2014. 6. 10	29(20)
中国知的財産動向と出願戦略	2014. 6. 24	28(20)
中国知的財産紛争動向と対応方策	2014. 7. 8	27(19)
ヨーロッパ知的財産の最近動向と出願戦略	2014. 8. 26	20(16)
中国知的財産動向と出願戦略	2014. 10. 2	32(28)
米国特許訴訟の段階別対応戦略	2014. 10. 14	15(13)
米国特許侵害判断と事例分析	2014. 10. 30	20(17)
中国知的財産紛争事例及び対応方策	2014. 11. 13	23(22)
成功する米国特許出願戦略	2014. 11. 25	16(10)
計		284(227)

同課程は、国内専門家を招聘し講演してもらい、海外特許出願及び訴訟制度等の実

務を中心に深度ある教育を実施した。受講生の海外知的財産制度に関する理解に役立たせ、増加する企業の国内外の知的財産紛争に備え、知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

### 3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院及びベンチャー協会と連携し中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院の既存の教育課程に知的財産科目を追加して開設し、特許庁は教育コンテンツの提供及び専門講師の支援を行い、中小企業研修院は受講生の募集及び教育場所等を提供した。

2014年に、中小企業研修院(安山)において運営中の各種教育課程に、知的財産関連の教育を開設して中小企業人材105名に対し教育を行った。

<表VI-1-21> 2014年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

区分	連携機関	課程名	教育日付	教育者数 (名)
1	中小企業 研修院 (安山)	製品開発 Project Management - 製品開発段階において必要な知的財産権	2014. 4. 3	37
2		製品開発/改善のための価値工学(VE) - 技術保護のための知的財産侵害判断	2014. 4. 24	18
3		特許及び知的財産権100% の活用	2014. 10. 16	23
4		技術保護のための知的財産侵害判断	2014. 11. 13	27
合計 (計 4回教育)				105

教育課程は知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する受講生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いものと示された。

## 4) 地域の中小企業CEOの知的財産経営認識向上に向けた特別講演運営

地域の知的財産センターと連携を図り、各地域別のIP経営者向けに、各々の会合で主催するセミナーワークショップ等に講師を派遣し、中小企業CEOの知的財産経営認識向上のために知的財産特別講演を支援した。2014年には仁川知識財産センター等と連携して計229名に対し教育を実施した。

<表VI-1-22> 2014年地域における中小企業CEO知的財産経営認識向上特別講演の状況

区分	教育概要		
	会合名	日時	人数
仁川知的財産センター	仁川 IP経営人クラブ朝食セミナー	2014. 6. 27	40
光州、全南、済州知的財産センター	湖南、済州 IP経営人協議会交流会	2014. 11. 18	52
仁川知的財産センター	仁川知的財産経営の成果報告会	2014. 12. 17	137
計			229

## 5) 企業間における知的財産ノウハウ共有などのためのKINPA運営と支援

現在、企業間における知的財産ノウハウの共有と、知的財産教育等による企業の知的財産人材能力を強化する目的に、韓国知的財産協会(KINPA)<sup>36</sup>が設立され活動している。

2014年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7つの分科委員

<sup>36</sup> 韓国知識財産教会(KINPA, Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月4日、サムスン電子、LG電子、現代自動車、POSCO等の国内主要企業67社が集まって、知的財産に対するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存協力などを目的に設立された。

会<sup>37</sup>を計40回開催し、企業特許担当者の知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者で構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決めて議論する役割を遂行している。

これとともに全体ワークショップ、コンファレンス等の対外行事を主管し、特許庁と協力して主要IP5会合に韓国代表団体として参加しIP5 Industry会合を開催(2014年6月)した。また、新規会員企業の加入を決め、分科委員会の活性化方案等のようなKINPAの充実化を図る多様な活動を展開した。

そして、最近の知的財産 이슈に関する国内外の知的財産専門家の主題発表等で構成されるKINPA Annualコンファレンスを開催した。2014年には約300名の企業関係者が参加し、「主要5ヶ国特許庁協議体の特許情報システムの共有に関する動向」、「主要5ヶ国特許庁(IP5)の特許調和」、「主要5ヶ国特許庁の審査協業及び優先審査制度」、「米国無効審判制度」、「不正競争行為(商品形態の模倣)」、「最近の特許審判判例動向」等の知的財産戦略及び実務者の専門性を高めるための主題を取り扱った。なお、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大に寄与した企業の知的財産担当者に対しBest特許エンジニア賞を授賞した。

<図VI-1-3>KINPA Annualコンファレンス開催模様



<sup>37</sup> 特許分科、商標デザイン分科、国際分科、中小企業分科、ライセンス紛争分科、特許情報分科、IP経営分科

また、2014年にも企業内で知的財産を総括しているCIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、国内企業のIP経営戦略、職務発明補償の最近の判例動向及び企業の対応策、最近のグローバル特許訴訟事例などについて紹介した。

＜表VI-1-23＞2014年CIP0朝食会セミナーの開催状況

日時	発表主題	発表者
2014. 2. 19	IPを活用した企業経営戦略	HALLA VISTEON CLIMATE CONTROL Corp アン・ヨンギ常務
2014. 4. 16	技術競争力強化のためのIPパラダイムShift戦略	DOOSAN重工業、カン・ドンヒ常務
2014. 6. 24	B2B 企業の商標経営事例	LG ディ스플레이、オ・ジョンフン常務
2014. 8. 26	ボルボグループのIP革新戦略	ボグループ코리아、イ・ヨングアン常務
2014. 10. 15	侵害訴訟事例で見た知的財産	ウィニアマンド、イ・ジェホン担当
2014. 12. 17	ベンチャー企業の特許戦略と研究開発の方向	ツインウォン、ナム・ヨンヒョン代表理事

同協会の運営を通じてこれまで「秘密と競争」として代表される知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有等の活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

#### ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育課程を併行して行い、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有等のKINPAにおける活動は、企業人材の知的財産能力の強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築等、知的財産専門担当者を育成する基盤を構築することに貢献した。

今後本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員等の経営陣に対する教育も行い、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化し、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

一方、職務教育課程を新たに改編してR&D研究課題等、企業が直面している知的財産関連課題について専門家の診断を受けた後、オーダーメイド型の教育を実施する問題解決型教育への転換とともに、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。

また、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるよう支援する計画である。

## 5. 知的財産単位バンク制度

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 パク・ジンホ

### イ. 推進背景及び概要

近年、技術が高度化し競争が熾烈化するにつれて知的財産の重要性が増大し、これに伴い知的財産が一般大衆にも必ず必要な知識として注目されている。これを受け知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現のため、知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

また、既存の知的財産教育が単発的、散発的に運営されてきた。知的財産人材の体系的な養成が難しく研究所、企業等の関連業務従事者を中心に教育が行われていたため、一般大衆が体系的に知識を習得することに限界があった。従って、現在の趨勢に合わせてパラダイムを国民向けの教育に展開させるとともに、知的財産の管理・保護・創出・教育の体系的な知的財産専門家養成の教育プログラムが必要となった。

一方、特許庁で2013年1月に発表した「第2次知的財産人材養成の総合計画」による

と、特許庁が2013年から2017年までの5年間に約93万名の知的財産教育需要が発生し、その中で知的財産管理及びサービス等の専門分野に8万名の人材が必要となると推定している。それにもかかわらず、現在の国内知的財産関連の教育課程は、光雲大学、京畿大学等の14大学のみ運営され、在学学生数は前年度の基準で約900名に過ぎない。また、教育カリキュラムも理工系科目と法学科目を融合しているわけではなく理工系又は法学中心の科目に偏重しており、市場で要求する人材を養成することに限界があった。

そこで特許庁は、国家生涯教育制度内の単位バンク制度の標準教育課程に31科目で構成される「知的財産学」専攻を新設し、知的財産分野に関心のある国民であればだれでも「知的財産」を専攻とする「学士学位」を取得できるようにした。

#### ロ. 推進内容と成果

単位バンク制度は、大学と同様に1科目(45時間)終了時に3単位が認められ、計140単位を履修すると単位取得の所要研修と関係なく学士学位を取得することができる。

2012年に「知的財産大衆化に向け知的財産教育の生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に「知的財産学」専攻を新設し、専攻必修10科目と専攻選択21科目で計31科目を構成した。

<表VI-1-24> 知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体必修	知的財産概論	ー産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
全体選択	発明の理解	ー発明のための理解及び創意的発想技法	
	デザイン論	ーデザイン理論の概念、傾向、歴史等	産業デザイン等10科目
	インターネット	ーインターネットと商標・著作権・特	

	知的財産権法	許・パブリシティ権	
	知的財産 出願実務	－産業財産権の出願実務教育	
	知的財産 審判訴訟実務	－知的財産権の判制度実務	
	国際出願実務	－主要先進国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要先進国の制度及び国際条約	
	デザイン経営課 ブランド戦略	－ブランドとデザインを通して経営戦略	産業デザイン 等3科目

＜表VI-1-25＞知的財産単位バンク制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必修	特許法	－特許制度の基本的理解	－
	商標法	－商標制度の基本的理解	－
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	－
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
全体 選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び 営業秘密保護法	－法の基本的理解	－

＜表VI-1-26＞知的財産単位バンク制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必修	自然科学概論	－現代科学に対する基礎的理解	－
全体	物理学概論	－大学物理	物理治療学等3科目

選択	科学概論	－大学化学	化学工学等7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学等5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学等3科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表VI-1-27＞知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体 必修	技術経営論	－工学と経営学を統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知って置くべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
全体 選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位バンク制度の施行によって「知的財産概論」科目が国際知的財産研修院の教育場において2014年8月に開設され、公務員、CEO、学生等18名が受講した。

#### ハ. 評価及び発展方向

知的財産に関心のある国民であればだれでも容易に教育が受けられ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらを融合した総合科目等の知的財産の国際的能力を

強化できる課程まで取り入れ設計されており、体系的に優秀な知的財産人材を養成することができることが期待される。

2015年には遠隔基盤単位バンク制度を運営し、専攻必修3科目(商標法、研究開発と知的財産、知的財産権管理論)及び専攻選択1科目(インターネットと知的財産権法)を開設し、IP教育発展協議会の会員機関、全国市道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院等の国内教育専門機関が「知的財産学」科目の開設を支援し、一般大衆が「知的財産学」の学位取得を容易にできるようにする計画である。

## 第2節 創意的発明人材の発掘・育成

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 ジョウ・ヒョンジュ  
産業財産人材課 工業主事 ユ・ヨンチョル

現在、教育の政策方向は、多くのことを知る教育から楽しく学ぶ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的理解ができる各分野と細部技術の知識にまたがる統合と融合教育が大きな軸となっている。

特許庁において80年代からスタートした発明教育は、科学的思考方式と知識を基に人文学的素養を養うとともに、発明の活用価値を計るための経営的判断力等を備える複合的融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的思考の訓練が可能な創意性及び共同精神を養う教育である。

発明教育は韓国においてのみ実施されているものでなく、米国、日本、イギリス等の先進国においても何年も前から実施されている。外国の先進国では創造的な人材育成のために多様な国家政策を策定し実践を行い小中等教育課程において発明教育を強調している。

米国は、米国特許庁のプロジェクトを基盤に小中等学生のために標準教材を開発して普及し、融合教育を全国的に実施する中でプロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育等を実施している。日本は、発明協会と各自治体が連携して発明サークルを支援しており、農業高等学校、商業高等学校等の専門系高等学校を協力学校として指定し発明教育を実施している。イギリスは、デザインと技術という正規科目があって発明教育と類似な技術と芸術の融合、アイデアの実体化等の教育を行っており、ロシアは、TRIZ発想法を小学校から教育を行っている。

2012年の韓国ギャラップで実施した「発明教育に関する国民認識調査」の結果、発明教育の必要性について一般国民の87.3%が必要であると答えている。2011年の企業等を対象にした調査においては「発明・特許教育を履修した学生を優遇・採用する意向がある」と答えた企業が73.6%に至った。発明教育は、「体験と実習を通じて夢と才能を育てる」ということが現在の教育方向と教育理念によく符合していることから教育的効果が期待され、今後需要が増加するものと予想される。

## 2. 発明教育の基盤構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 ジョウ・ヒョンジュ  
産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨン Chol

### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成する発明教育の基盤を構築するために、発明教育の正規教科への反映に取組み、発明教育センター運営等を推進している。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではなく特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師の指導意気込み低調等により発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師の努力によって教育科学技術部における「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」で初・中・高等学校の正規教育科目として反映され、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。また、2014年9月に発表された「2015年文理系統合型教育課程」改編(案)の総論において、「知的財産一般」が新設されたが、従前の教育課程では単元レベルで反映していたものを、

改編によって独立教科目として編成され、2018年から高校の選択科目として施行される予定である。

＜表VI-1-28＞教育課程への反映状況

<p>＜2009改正教育課程「発明単元」反映状況＞</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)</p> <p>＜2015改正教育課程の反映状況＞</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1学年課程:知的財産一般(選択科目)(2018年適用)</p>
---

2) 発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質を担保とする教師の役割は、発明教育において大変重要である。よって特許庁は発明教育の活性化において何より重要な発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上に向け多様な政策に取り組んでいる。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力を高めるために研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施等の支援を行っている。2009年には発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを高めた。

3) 発明教師教育センターの運営

これまで発明教育指導教師は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教師が特許庁の職務研究課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育職務研修を通じて発明教師に入門した。このため、増加する発明教育の需要に比べ発明教師の数が圧倒的に不足し発明教育の問題点となっていた。

予備教師から現職教師まで体系的かつ専門的な発明教育指導教師の育成のため、全国の4教育大学、師範大学に対し発明教師教育センターを指定した。発明教師教育セ

ンターに選定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南大学(中部圏)、光州教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)であり、これら大学では2013年から標準教材を活用した発明講座開設と発明教育文化の拡大のために内部のプログラムを運営した。

#### イ) 予備教師向け発明講座の開設

予備教員のための学部課程は、発明教育理論及び実習を各々2単位の正規講座を運営し、現職講師を対象に休み期間中に発明教師に発明教師基礎課程、上級課程等を開設している。

#### ロ) 現職教師向け職務研修課程の運営

各4大圏域別の地域における現地教師を対象に、休み期間中に発明教師基礎課程(60時間)と発明教師深化課程(30時間)を教員職務研修課程として運営した。

#### ハ) 発明教育文化の拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化の活性化のため、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭等)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークルの運営及び発明教育の才能寄付等を運営した。

#### ニ) 発明教員認証制度の施行

また、教員の専門性を高め動機付与のために研修課程と連携し、教員の専門性と経歴を保障する制度を施行することになった。教育・研修や大会の指導等の一定基準を満たした教員に発明教員認証制度による資格を検証する認証制度が施行され、2014年1月に認証を受けた講師が初めて輩出された。

認証制度は、発明教育の実績によって2級⇒1級⇒マスターの3段階で運営される。専門家レベルのマスターは、発明教育経歴7年以上、大会入賞指導、研究等の多様な

条件を充足すると付与される最高等級であり、2015年に初めてマスターを輩出する予定である。

<表VI-1-29> 発明教員認証制度の運営状況

区分	段階別の認証要件				運営
	単位/研修	大会指 導入賞	研究	追加条件	
発明教員 2級	4単位/60時間	-	-	2級評価通過	拠点大学、発明教育センター
発明教員 1級	120時間	5件	150%	経歴 3年、1級評価	発明教育センター
専門家	180時間-	10件	300%	経歴 7年、以上	発明教育センター

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程（2011年8月確定）により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の中で発明教育ができるようになったことは発明教育の大きい転換点といえる。

今後正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向け、発明教育の専門性を整えた教員を育成する体系的な教員育成システムを持続的に開発して運営する計画である。

### 3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョウ・ヒョンジュ  
産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨンチョル

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国196の発明教室センター（旧発明教室）を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別に発明教育センターで自主的に取組んでいた発明英才教育について、本格的に実施できるよう政府部署（省庁）との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画（2008～2012）」と、「第3次英才教育振興総合計画（2013～2017）」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大に取り組む等、発明英才育成のための教育根拠及び基盤を構築し、その一環として2008年から発明英才の選抜ツール及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで取組んでいる「政府部署（省庁）による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、「2008年発明特許特性化高校4校を選定し本格的な支援に突入した。2014年現在、6校を対象に支援を行っている。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野専門教育を通じた創意的で問題解決力の優れた学生たちを育成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

#### ロ．推進内容及び成果

##### 1) 発明教育センター（旧発明教室）の運営支援

発明教育センターは、1995年ソウル・ボンチョン中学（現、インヒョン中学）において模範的に設置された以降、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつの設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16センター前後が設置され、2006年に24センターを設置し全体で182の発明教育センター設置事業を一次的に完了した。

2007年以降は、市・道・教育庁の主官で14の発明教育センターを追加で設置し、現在全国において196の発明教育センターが設置されている。

＜表VI-1-30＞年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	計
設置数(センター)	187	2	-	1	3	1	2	196

特許庁は2006年まで発明教室設置事業を完了し、その以降からは発明教育センターの充実した運営のために発明教室の運営費支援を持続的に取組んでいる。

このような発明教育センター設置等のインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努力している。発明教育センターの設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近では、基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度で運営し教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく父兄など一般人向けの教育まで拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表VI-1-31＞発明教育センターの利用者状況

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
学生	412,402	217,656	201,283	182,126	151,896	191,661	230,284
父兄	27,995	28,415	29,459	42,001	6,715	21,344	16,804
教師	16,529	23,753	26,071	21,629	12,334	16,569	12,410
利用者合計	456,926	269,824	256,813	245,756	170,945	229,574	259,498

\*2007年は年間の人数調査及び2008年以降は実際人数の調査

\*2009年の利用者減少の理由：開発活動、才能活動(学校内部教育)利用者数を除外、1回の教育(2～3時間)から長期教育課程(20時間以上)に転換したため。

\*調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教育センターにより多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教育センターの履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるよう、根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、また、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領

(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2014年9月には特許庁－17の市・道教育庁間でMOU締結を通じて発明教育の拡大のために基盤をさらに強化した。

## 2) 発明英才教育

韓国特許庁は2007年に、政府レベルで取組んでいる「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加して発明英才育成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定されたものである。同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁等の6省庁が参加した。韓国特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置等、発明英才を体系的に発掘・育成できる制度的装置を構築した。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大し教育の質を高め、等教育の効果を強化するために、教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁等が参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。

### イ) 市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布する等、発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市・道において発明英才クラスを運営している。2014年には、243の発明英才クラスで4,474の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表VI-1-32＞発明英才教育の状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014
発明英才クラス数	192	242	237	230	243
発明英才学生数	3,765	4,650	4,568	4,361	4,474

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年に小・中学の初級レベルプログラムの各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小・中学の中級対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には、発明教育関連の6の関連学会(技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会、英才学会、英才教育学会、相談学会)と連携した体験中心の発明教育プログラムを開発して普及した。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化するすう勢を反映して観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道が増加し、深層面接の選抜問題3セットを追加で開発・普及した。

＜表VI-1-33＞発明英才教育プログラムの開発状況

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類	忠南大学
2009	多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類	忠南大学
2010	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育大学
	チームプロジェクト中心の創意的問題解決教育科目	中級3種類(発明、人文社会、数理科学、問題解決)	崇実大学
2011	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学

	発明英才教育内容 標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育大学
2012	発明英才内容標準教育プログラム 後続開発	初、中、高5大領域1種類	光州教育大学
2013	発明教育関連学会との連携 を通じた体験中心の発明教育 プログラム	初2種、中3種、高1種	6つの学会

\*6つの学会：韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国職業教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国相談学会

#### ロ) 知的財産基盤の次世代英才起業家育成

特許庁は、創意性が優れた少数精鋭の中・高校生の発明英才に対し、今後新成長産業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世代英才起業家教育院に指定して運営している。

そこで科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。諮問団はKAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授等の最高の碩学で構成され、企画団は発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業等の関連分野の専門家で構成された。数回にわたる会議を経て人材像から選抜・育成体系までについての方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告することによって、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画を完成した。

2009年2月に韓国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を構築した。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に両大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生の教育対象者を2009年末に第1期の教育生181名を選抜して2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2010年に第2期教育生152名、2011年に第3期教育生165名を選抜した。2013年は3～4期教育生329名を対象に教育を実施し、2013年末には第5期教育生163人を選抜した。2014年は4～5期の教育生327名を対象に教育を実施し、2014年末には6期の教育生162名を選抜した。

両教育院は、小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である、創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性等を兼ね備えるために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが将来社会で要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表VI-1-34>次世代英才起業家教育院の教育内容

	KAIST 教育院	POSTECH 教育院
教育 目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家育成	・ 将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家育成
方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位)</li> <li>※未来通信環境に馴染むようツイッター、 グーグルBuzz、グーグル Docs などを通じた討論及びフィードバックを同時に運営</li> <li>・ オンオフラインキャンプの運営 (週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位)</li> <li>※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じた円滑な自己主導的な学習支援</li> <li>・ オンオフラインキャンプの運営(学期休中2週間ずつ年2回)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ KAIST.POSTECH 連合教育(年 1回)</li> <li>- 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築</li> <li>- 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築</li> </ul>	

<p>教育内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術</li> <li>・ 企業発達史など人文学</li> <li>・ 知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育</li> <li>・ 企業を設立・運営するリーダーシップを培養する起業家精神教育など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Dream the Future : 未来技術先見及びアイテム企画</li> <li>・ Discover the Future : アイテム具現のため技術検索、開発</li> <li>・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオ作成、ミーティング、事業化</li> <li>・ Deliver the Future : アイテム選定して実際的设计、事業化プロジェクト</li> </ul>
-------------	--	--

<図VI-1-4> KAIST. POSTECH 次世代英才起業家教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野等の修士・博士レベルの専門担当者5名で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力分析及び進路等に対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大・改編した。発明教育研究院は次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

### 3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として育成するため、2007年に4の専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部等の7部(省)2庁が参加し、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成事業」の一環として取組んだ事業である。

事業計画書の評価、現場の実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を行った。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営等、学校別の事業推進計画を具体化にし、韓国特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを基盤に2008年に本格的に発明・特許特性化高校の運営支援をスタートさせ、初年度には、特性化高校の運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティング等により運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2回目の支援(2013~2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けたことのある学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)等計4校が新規に選定された。また、高校の専門教科科目に発明・知的財産関連の独立した教科科目の新設のために教科部とMOUを締結し、特性化高の発明教育の基盤をより整えることができた。

第2次支援の初年度である2013年には、発明・特許教育を通じた「創意的職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向け、管理運営指針の改定等の事業管理体系を強化し、学校別に協力企業と連携した職務発明プログラムを運営して学生の知的財産創出能力と就業競争力を強化した。

<表VI-1-35>2014年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	153名	43社	16件
デグァン発明科学高校	135名	13社	35件
ゲサン工業高校	69名	15社	15件
未来産業科学高校	70名	13社	5件
光州自然科学高校	22名	19社	11件
西帰浦産業科学高校	19名	5社	7件

また、2014年には特許庁、兵務庁、中小企業庁、農林畜産食品部等の関連部署(省庁)との協議を行い、これまで特性化高校・マイスター高校の卒業生を中心に運営されてきた産業機能要員制度を発明・特許特性化高校の卒業生にも適用できるようにし、発明・特許特性化高校の卒業生39名が41企業に産業機能要員に選抜され、兵役サービスの恵沢を受けられるようになった。

#### ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡大が発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校育成」等により、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、地域の

教育政策を管轄する17の市・道教育長とMOUも締結しているので、関連部署(省庁)との業務協力も強化していく予定である。

#### 4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政主事 ヨム・ホンイク

##### イ. 推進背景及び概要

特許庁では、創造性に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに、望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

<表VI-1-36>優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明フェスティバル *</li> <li>・大韓民国学生発明展示会</li> <li>・大韓民国学生創造力チャンピオン大会</li> <li>・青少年発明家プログラム(YIP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明奨学生</li> <li>・大韓民国発明教育大賞</li> </ul>

\* 「大韓民国学生展示会及び大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

これまで分離・運営された「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から「青少年発明発明フェスティバル」として同時開催して発明教育学術大会等の多様な催しを提供し、発明教育の拡大にシナジー効果を生みだせるようにした。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化させることによって知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤とした協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7名の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業が提示した課題を、中・高校の学生たちに創意的なアイデアで解決策を提示するようにして特許出願まで行えるよう支援し、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

また、発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度から発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞しているが、これに発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創造力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催(7.26～30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会等のさまざまな催しを提供したことにより、観覧客が約4万名に増加し大きな成果を収めた。

##### イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の学生たちの優秀な発明品に対するアイ

デアを発掘・授賞・展示する大会であり、2014年で27回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の学生たちの発明及び考案品であり、書類審査→先行技術調査→公衆審査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞等の個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者には、賞状及び賞金の他にも海外研修、特許出願諮問支援等の機会が与えられる。

2014年に開催された第27回大韓民国学生発明展示会は、8,466件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された165件の出品作は、2014年7月24日から7月27日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生及び教師には海外研修を支援し、先進発明文化の学習、学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

<表VI-1-37>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
受付作品(件)	5,572	6,344	7,060	9,768	8,485	9,538	8,466

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年からサムスン電子と共同で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年に創意的問題解決能力の涵養と知的基盤社会を先導する人材育成を目標にしている。2009年に16の市・道別予選大会を開催したが、参加チームの数が大幅に増加し今年は1,132チームの参加となった。

全体参加チームの中で書面審査及び6月に開催される16の市・道予選大会後、7月24日から26日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。チーム毎5~7名の指導教師1名が同伴し表現課題と即席課題を解決した。

＜表VI-1-38＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
参加チーム	259	1,022	1,036	1,240	1,273	1,256	1,132

全国16の市・道予選大会において同時に進行される即席課題の問題が同一であることから問題の保安を強化し、本選大会時に参加チーム講演中の音響施設の故障等による予期せぬ状況を考慮して運営を行い内実のある大会を準備する計画である。

#### ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA及びCOREX自転車(前INFIZABI KE社)等の2社が参加したが、2010年には後援企業が6社に拡大され、2014年には11企業が参加し66チームを選抜することによって、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年に134チームが参加申し込みをしたのに比べ、2014年は1,123チームがアイデアを提出し大きな成長を成し遂げた。申請チームの中で選定されたアイデアは教育を通じてアイデアの改善課程を経て、すべて特許出願を完了した。

＜表VI-1-39＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
後援企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社
申込チーム数	134	386	586	822	1,087	1,123
参加チーム数	10チーム	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム	66チーム

\*2014年YIP 後援企業：クムホ電気、緑十字、ルノサムスン自動車、モーニンググローリー、サムスン電子、AMOREPACIFIC、APDISCO、ウィニア萬都、CRUCIALTEC、POSCO、KT

## 2) 発明奨学生を選抜

特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生を選抜は、2008年までは書類評価のみ行われ、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績等の発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生を選抜人数を320名から100名に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生を選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に対象を変更し、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価と観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

2013年には、既存の一元化した補償の代わりに奨学金支援の他、個別特性診断プログラムの提供等を通して選抜学生の自己主導的な能力開発を支援した。

2014年は発明活動奨励金及び専門家個別特性診断プログラムの特典を運営し、新規発明人材発掘のために前年度の選抜者について申請制限の基準を設けた。

＜表VI-1-40＞発明奨学生年度の別選抜人数

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
人数(名)	315	100	100	101	101	102	101

### 3) 大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身した優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選ばれるが、2014年には7名の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性等であり、過去3年間の功績を対象に評価した。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化のために多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と各々共同で主催しており、YIPはルノ SAMSUNG自動車、KT、POSCO等11企業の後援を受けて運営し、企業及び報道機関等と連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大を行い大会の参加動機を高めることに努めた結果、参加者数が大きく増加している。

今後発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を向上させ、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

## 5. e-ラーニングを活用した国民全体の知的財産常時学習の取り組み

国際知識財産研修院 教育企画課 工業事務官 パク・ジンホ

### イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定以後、第2回目の知的財産基本計画(2012～2016年)を策定し具体的な教育実行計画を推進している。これと歩調を合わせ、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、e-ラーニングを通して多くの国民が知的財産教育を受けられるよう運営しており、優秀な知的財産の人材養成に力を入れている。

国際知識財産研修院では、知的財産教育情報を安価な費用と高効率のe-ラーニング事業を通して中小企業等の実務中心の知的財産教育拡大と、小・中・高校等の創意的な知的財産未来の主役育成等の需要者オーダーメイド型コンテンツを開発して知的財産分野の核心人材を育成している。e-ラーニング事業が急激に増加する教育需要に効率的に対応しながら多様な階層に知的財産の学習機会を提供し、企業で必要とする知的財産専門人材を養成している。

### ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な7分野において支援を行っている。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導する教員、⑤発明の拡大を推進する特許関連機関、⑥審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員、⑦中央、地方自治団体公務員等を対象に、生涯周期別の生涯教育を実施している。2014年には中小企業研究員等の約46万1千名に対し教育を行い累積受講生数は311万名に達している。

300名まで同時アクセスが可能なインターネット基盤のリアルタイムの放送を通じ

てフラッシュアニメーション及び動画像で製作した251のコンテンツを提供し、実習が必要な明細書の作成等については集合教育で併行している。

国家知識財産教育ポータルでは、知的財産教育情報統合システム、教授要員の登録システムだけでなく、知的財産教育情報資料室を運営して名実共に国内知的財産教育総合ポータルの役割を遂行できる機能を拡大することで教育の信頼性を高め知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築し、国民なら誰でも容易に知的財産関連の主要イシューや時にかなったコンテンツに接することができる情報と、感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ10個のサービスを行い、CBSの「世の中を変える時間、15分」と連携した「第3回知的財産ストーリー・フェスティバル」には、約600名の市民が参加し、大衆との疎通・共感の場をなった。。

さらに知的財産教育活用の優秀事例発掘のために「知的財産教育競合大会」を開催し、6企業の事例を発掘して広報教育の動画像資料に活用し、企業向けの広報を強化して教育コンテンツの多様性を向上させた。

大学では、知的財産e-ラーニングサービスを利用して250講座33,894名に対し良質の知的財産教育を提供した。また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営している。発明体験活動とこれに関する作文等を通じて発明原理と理論的な思考を育成でき、このような発明記者団の活動はオンラインで実施され、多くの人数を効果的に教育することができ、2014年には6,885名が発明記者団として活動した。

一方、最近発明教師の職務教育は発明教育の必修的な履修課程として認識され人気を集めている。30時間の課程である「遠隔職務研修」は、発明教師に必要な単位を負担なく取得できるように支援し3,027名が研修を受け、研修履修率も前年度に比べ5%向上する等の高い反響をみせた。

e-ラーニング教育の効率的な管理と支援のため、進度率の確認、受講認証等の職務教育が必要な企業等を対象に、教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、これまで538機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツをレンタルして知的財産教育を拡大している。

#### ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産e-ラーニングを提供し特許に強い中小企業研究員を育成している。また、青少年発明記者団の運営を改善し、2014年度には6,885名の発明記者に拡大して記者団が作成した3,016件の発明記事を年10回にわたりインターネット青少年発明新聞に掲載して創意的な知的財産の未来の主役を育成するための基盤を構築した。発明教員の遠隔職務研修については効率性を改善して3,027名に対し教育を実施し90.1%の高い修了実績を達成した。

また、関連アプリ開発、教育管理システム(LMS)及びリアルタイム放送システムを構築してスマートラーニングとインターネット基盤のe-ラーニングを同時に提供する等、国民全体を対象に時間と場所に縛られず、知的財産教育にアクセスできる環境を造成した。

特に、多様な階層が参加できるe-ラーニングの常時学習体系を構築し、中央、地方公務員と弁理士の義務教育等の関連機関を対象にした知的財産教育を推進する等の知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

そして、2015年からは知的財産スマート中心の知的財産教育に取り組み、オン・オフライン混合教育、FLIPPED-LEARNING等の講義方式を活用して教育の効果を高める計画である。学習者の経験及び実務中心の実習型e-ラーニングコンテンツである「自分の手で守る知的財産」等を新規コンテンツとして開発して、知的財産人材の効果的育成に取り組む計画であり、知的財産専門人材育成のために取組んできた知的財産遠隔基盤の単位銀行制度を新規のサービスとして開始して各企業で希望する知的財産専門

人材を確保できるようにし、知的財産に対する一般人のアクセスを強化する計画である。

<表VI-1-41> 知的財産e-ラーニング教育対象別の運営状況

(単位：名)

教育対象	教育形態		教育運営の状況		
			教育課程の形態	運営方式	受講人数 (2014年基準)
1. 企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	15,101名
		中小企業	中小企業IPリーダー	基礎、混合課程	507名
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	6,610名 (27企業)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	113,986名 (232企業)
		公的機関	団体教育	基礎、企業職務教育	7,442名 (35機関)
2. 関連機関	B2B	関連機関職員	団体教育	先行技術調査機関教育	5,798名 (5機関)
3. 弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(修習)弁理士食教育連携	117名
4. 大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	18,342名 (194講座)
		デザイン	団体教育		391名 (5講座)
		教育大/師範大	団体教育		187名 (10講座)
		人文大/法大/経商大	団体教育		1,099名 (18講座)

		その他	コンテンツレンタル		13,875名 (9校 63個レンタル)
5. 青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	18,104名
	B2B	小	団体教育	学生生活指導と連携	100,740名 (78の学校)
		中	団体教育		31,084名 (35の学校)
		高	団体教育		18,822名 (41の学校)
		地域教育庁	団体教育		79,640名 (79の教育機関)
6. 発明記者	B2C	青少年	開かれた教育		発明体験記事作成
7. 発明教員	B2B	小	教育庁団体教育	年5期数、職務教育	2,000名
		中			1,000名
		特殊幼稚園/その他			27名
8. 公務員	B2C	特許庁	個別教育	年5期数、職務教育	9,760名
	B2C	中央/地方	個別教育	職務教育(中 工業協同共同)	615名
計			コンテンツ 251個		461,365名

## 第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨンチョル

特許庁は社会的弱者に対する支援を拡大するため、シェアリング発明教育、無料弁理サービス、知的財産才能シェアリング等に取り組んでいる。

教育の疎外地域及び疎外階層の青少年のために取組んだシェアリング発明教育は、「訪問型シェアリング発明教室」を運営して発明教育に接する機会があまりない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センター等に、2014年度は40機関を訪問して895名の学生に発明体験型の発明基礎教育を提供した。また、「訪問型シェアリング発明教室」で優秀な成績で終了した74名の学生を国際知識財産研修院に招いて「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、発明深化教育及び国立中央科学館等を見学するプログラムも提供した。

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業等の社会的弱者の産業財産権創出・保護のため、相談、明細書等の書類作成及び審判訴訟支援等の方法で社会的弱者に対する支援を行った結果、相談実績が前年比15.5%増しの18,828件を達成し、2011年から実施している公益弁理士の審判・訴訟取消訴訟の直接代理支援事件の勝訴率は毎年持続的に上昇する等、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

「知的財産才能シェアリング事業」は、弁理士、知的財産サービス業の従事者、デザイナー等の知的財産権専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業等、社会、経済的に弱者を助ける活動である。2014年は86名の才能寄付者が111名の受恵者(企業)とマッチングが行われ、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発等計139件の才能シェアリングに取り組んだ。

## 2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

産業財産政策局 産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨン Chol

### イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は、教育が脆弱な青少年を対象とする発明教育を通じてシェアリング文化を広く伝える目的に2008年から実施した。発明教育の機会がない島しょやへき地及び児童福祉施設、発明教育未設置地域の小中学生に発明教育を提供し、彼らの創意力と素質を育て未来に対する希望を与えることができるよう取り組んできた。

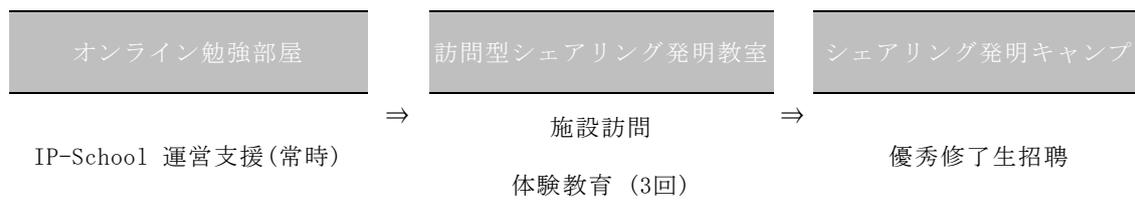
訪問型シェアリング発明教室とシェアリング発明キャンプを連携して、学生に段階別に構成された体系的な発明教育のプログラムを提供した。

### ロ. 推進内容及び成果

#### 1) 教育の疎外地域・階層の青少年を対象に「訪問型シェアリング発明教室」の運営

島しょやへき地及び発明教室未設置の小・中学校、児童福祉センター等に、2014年は40機関を訪問し895名の学生に発明体験教育を実施した。教育対象の年齢別特性及び教育連携性を考慮し、発明教育専門教師を機関当たり毎週3時間ずつ3週間にわたり計9時間課程の創意力向上の体験プログラムを提供した。必要な全ての準備物と教具材を提供し、青少年が発明教育にもっと関心を持つようオンライン課程（IP-School）も開設して運営した。

<表VI-1-42>2014年シェアリング発明教室の運営体系



## 2) 疎外地域・階層の青少年を招待して「シェアリング発明キャンプ」の運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学生の中から優秀な成績で終了した学生を、国際知識財産研修院の発明教育センターに招いて、発明深化教育を提供するシェアリング発明キャンプを1回運営した。教育疎外地域の74名の学生が2泊3日間のシェアリング発明キャンプにおいてチームごとの発明ミッションプログラムとともに、日ごろ接し難い都市文化の体験と国立中央科学館の見学等の多様な体験活動を行った。

＜表VI-1-43＞2014年シェアリング発明教育の運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
シェアリング発明教育	訪問型シェアリング発明教室	島しょやへき地、児童福祉施設の小・中学生	120	2,685
	シェアリング発明キャンプ	島しょやへき地、児童福祉施設の小・中学生	1	74
計			121	2,759

＜表VI-1-44＞年度別の疎外地域・階層のためのシェアリング発明教育状況

区分	2011	2012	2013	2014
教育回数(回)	116	177	246	120
教育機関(機関)	50	35	52	40
教育人数(名)	1,616	921	1,276	895

※ 2011年の場合は自治体が運営するプログラムとの連携により数値が高い。

## ハ. 評価及び発展方向

2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来高い満足度をみせており、教育を希望する申請機関が増加している。今後も持続的に島しょやへき地及び児童福祉施設等の疎外地域の学生たちに、発明教育を通じて夢と希望を与えるために多様な努

力を傾ける計画である。

### 3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

#### イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスが受けられない国民基礎生活の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業等の社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護のため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

2014年を基準に公益弁理士12名が、相談、明細書等、出願、審査、審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会及び紛争コンサルティング等の業務を遂行している。

また、社会的弱者の知的財産権保護のために審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救済事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編し「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

#### ロ. 推進内容及び成果

制度の持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、公益弁理士の特許相談センターの相談実績は毎年増加傾向にあり、2013年は前年に比べ58%以上の増加、2014年は前年に比べ16%以上の増加となった。過去3年間の具体的な相談実績をみると、2012年10,319件、2013年16,304件、2014年18,823件であった。

書類作成の場合は、同一人に対する書類作成支援件数の制限を緩和(通年1回→権利別通年1回)し、支援実績が前年に比べ23%の増加となった。過去3年間の具体的な書

類作成支援実績は、2012年801件、2013年700件、2014年860件であった。

＜表VI-1-45＞2014年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)

(単位：件)

知財権関連相談				書類作成支援	知的財産権 説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談			
14,967	955	2,186	720	860	15	19,703

＜表VI-1-46＞2014年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

基礎生活受給者	次上位 階層	国家有 功者	障害者	在学生	満19才 未満	小企業	その他	合計
571	178	778	1,651	2,215	41	2,580	11,689	19,703

\* その他：小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

社会的弱者に対する産業財産権保護支援の強化のため、既存の代理人費用を支援していた特許法律救済事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理することになり、2014年には制度導入以降の最大支援実績(32件)を達成した。これは前年に比べ129%の増加であり、多様な広報とともに直接代理支援回数を通年1回に制限していたものを回数の制限をなくして支援できるように制度を改善したからとみられる。直接代理支援事件の具体的な支援実績は、2012年27件、2013年13件、2014年32件で持続的に上昇しており、勝訴率も2012年41.4%、2013年55.6%、2014年100%に上昇している、訴訟費用支援も2012年21件、2013年17件、2014年28件で支援件数も増加している。

＜表VI-1-47＞2014年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消訴訟代理	審決取消訴訟上 告代理	民事侵害訴訟費の支援	合計

29	3	-	28	60
----	---	---	----	----

<表VI-1-48>2014年審判・訴訟支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人発明家	障害者	基礎生活受給者	国家有功者	学生	合計
42	7	4	1	4	2	60

そして、2013年には社会的弱者に対するサービス支援活性化のため、多様な広報活動も実施し、事業運営以降に初めて公益弁理士特許相談センターの優秀事例集を発刊・配布し広報効果を極大化した。また、パンフレット、ガイドブック等の広報パンフレットの発刊・配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を行い無料弁理サービス支援の拡大に努めた。

特に、当年は社会的企業中央協議会、小企業商工人連合会、京畿テクノパーク、(財)ドンチョン等も社会的弱者所属及び支援機関と業務協約を締結し、無料弁理サービスの接近性を高め、常時支援体系を構築するために努力した。

#### ハ. 評価及び発展方向

2014年は、公益弁理士の成果評価及び補償体系を経歴順でなく客観的な実績を中心に改編し、成果年俸の偏差も拡大することによって高品質な弁理サービスを提供でき、運営実績を高めるための基盤を造成した。

今後、現行規定上において法律救済の対象でない社会的弱者(商標ブローカによる被害者等)を実質的に保護するために特許紛争経営コンサルティングを新規に取り組み、審判・審決取消訴訟の支援方式を現行の直接代理方式とともに、2011年の制度改善以前の費用支援方式を並行して行い選択の幅をさらに拡大する計画である。

また、現行の巡回相談及び説明会開催地を創造経済革新センターを中心に再調整を

行い、経済革新3ヶ年計画取組みを支援し、障害者のウェブ接近性を高めるためのホームページの改編を推進する等、今後も需要者中心のサービスが提供できるよう持続的に努力する計画である。

#### 4. 知識財産才能シェアリング事業の取組み

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事補 ソ・ウンファ

##### イ. 推進背景及び概要

###### 1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し、知的財産権の確保に企業が活発に動いている。しかし、資金事情が苦しい小企業、社会的企業等は、出願、ブランド、デザイン開発等の費用負担が大きく、知的財産経営活動に多くの隘路事項があった。特許庁の多様な中小企業向け支援事業又は限定された予算内で需要をすべて充足させることができない状況であり、高い競争率により主に地域の有望な中小企業が選定され、零細な企業は政府の支援を受けることが難しかった。

そこで特許庁は、社会的に注目を受けている「才能シェアリング(自己が有する才能や専門的な知識をシェアリングする社会貢献活動)」を知的財産活用にも取り入れ、「知的財産才能シェアリング」に取り組んでいる。2012年から試験的に実施した知的財産才能シェアリングは、広域地域の知的財産センターを通じて弁理士、デザイナー、教授等の知的財産才能を寄付しようとする者と、小企業と社会的企業、予備創業者等の才能寄付が必要な者を募集及びマッチングを行い細部活動を支援している。

<図VI-1-5>知的財産才能シェアリングのCI



2) 概要

「知的財産才能シェアリング」は、弁理士、デザイナー、教授等の知的財産関連の才能及び専門知識を持つ個人、団体企業が、知的財産活動において困っている小企業、社会的企業、予備創業者等を助ける活動である。これだけでなく、受患者は「知的財産才能シェアリング」により収益が発生した時は、地域社会へ還元することで脆弱階層等に寄付することによって、地域社会とともにシェアリングが好循環されることを目指している。

知的財産才能シェアリングの分野は、①出願相談、②知的財産教育、③知的財産経営コンサルティング、④先行技術調査、⑤ブランド、デザイン開発等である。

才能寄付又は才能受惠を希望する者は地域知識財産センターの知的財産才能シェアリングのホームページに申し込み、その後地域知的財産センターのコンサルタントが寄付者と受患者をマッチングを行い、マッチングされた寄付者と受患者が細部内容について協議を行った後で才能シェアリング活動を開始することになる。

<図VI-1-6>知的財産才能シェアリングの構造図



## ロ. 推進内容及び成果

2012年から開始した「知的財産才能シェアリング」は、徐々に拡大し現在は202名が才能寄付者として参加している。これまで企業及び予備創業者等216名で286件の知的財産才能シェアリングが行われた。特に、2014年には86名の才能寄付者と111名の受恵者がマッチングされ、139件の才能シェアリングが行われた。才能シェアリング分野は、デザイン開発支援が37件で最も多く、知財権出願の相談が27件、知財権出願のための明細書作成支援が24件、ブランド開発支援が18件、先行技術調査が13件、知的財産経営コンサルティングが8件、紛争相談が6件であった。

＜表VI-1-49＞2014年の知的財産才能シェアリングの取組実績

出願 相談	明細書 作成	先行技術 調査	IP経営コンサ ルティング	紛争 相談	デザイン 開発	ブランド 開発	教育	合計
27	24	13	8	6	37	18	6	139

知的財産才能シェアリングは「シェアリング文化」の造成だけでなく、企業及び予備創業者等の知的財産競争力を高めることに大きな役割を果たした。事例でみると、海外進出を準備していた某小企業は、知的財産才能寄付者として参加した弁理士から特許調査・分析、明細書の作成等について助けてもらい、特許防御戦略を策定し技術を改良し後続の特許出願まで済ませることができた。また、他の事例として、ある社会的企業は才能シェアリングにより包装デザイン開発の支援を受け製品の競争力を認めてもらい全国の大型マートに入店することができた。

一方、必要に応じて企業及び学校等の団体と協力する方策を模索し、2013年から大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人等と業務協力を締結して協力を行っており、2014年は忠清大学、韓国交通大学において視覚デザイン学科の実習プロジェクトを通じて教授と学生が、40地域の中小企業及び社会的企業のブランド・デザイン開発の支援のために知的財産才能シェアリングを実践した。企業の反応

も良く結果物は会社のブランド及び製品等に活用される予定である。また、特許法人も才能寄付者として参加して企業のデザイン及び商標出願支援に取り組んだ。

知的財産才能シェアリングは、才能寄付者の活動で「シェアリング」が終わるわけではなく、支援を受けた受恵者が寄付者となって販売収益金の一部、又は製品を地域内の脆弱階層に対する寄付も行った。才能シェアリングに対するお返しとして社会還元という形で実践され、シェアリングの好循環をもたらした。

<図VI-1-7>2014年知的財産シェアリング事業の成果報告会



#### ハ. 評価及び発展方向

2014年12月5日に2014年知的財産才能シェアリングの成果報告会が開催され、優秀事例として選定された16名の才能寄付者に感謝状が贈られた。その後に開催された懇談会では、才能寄付者は自分の「才能を通じて他の人に大きく役立つことができ、やりがいがあった」と感想を述べ、また、ある才能寄付者は「才能のシェアリングではなく、腕前をみせる良い機会であった」と感謝の言葉を述べた。才能シェアリングは才能を受ける相手のための活動だけに止まらず、寄付者自身も「フィーイング」できる活動である。知的財産才能シェアリングが持続的に拡大され、シェアリング文化の代表事例として位置付けられることを期待している。

## 第4節 発明振興イベントの開催

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明有功者を褒賞することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民レベル的な発明雰囲気づくりを拡大するために開催するイベントである。2014年には、「発明による創造経済、知的財産からなる経済革新」という主題で、経済副総理が臨席しaTセンター3階第2展示会場で行われた。

2014年の「発明の日」の記念式では、金塔勲章を含む政府褒賞等79の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援等の副賞が授賞された。

韓国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2014年には18の発明と2つのデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。応募が全体で447件で22：1の競争率をみせ、全体授賞作20件のうちに個人及び中小企業が15件を占めた。

2011年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展示会、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を展示し、国内最大規模の知的財産権展示会として開催しており、2014年には35,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内96社(名)から96件、海外34ヶ国から723件を出品及び展示され、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

### 2. 第49回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

## イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会において、知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対する共通認識を拡大し、国民レベルで発明の雰囲気を作成する必要がある。

政府は、知的財産に関する認識の重要性を向上させ、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と決めて法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために有功者の褒賞、発明優秀事例の発表、優秀発明品の展示等の多様なイベントを行っている。

## ロ. 推進内容及び成果

2014年の第49回「発明の日」の記念式典では、「発明による創造経済、知的財産からなる経済革新」というタイトルで創造経済時代の核心基盤である知的財産の重要性を強く唱え、政府の知的財産に向けた政策取組みの意志を表明した。記念式には経済副総理をはじめ、発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師等の約600人余りが参加した中で5月16日にaTセンター3階第2展示会場で行われた。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献した有功者78人に対し金塔産業勲章等の政府褒賞があった。同時に大韓民国を代表する発明家1名を今年の発明王に選定し大統領の表彰と月桂冠を授けた。特に経済副総理が臨席して褒賞者に親授したことは、

知的財産に対する重要性と発明家を尊重する文化を造成する政府の意思表示であり、発明の日の位置づけを高めた。

<図VI-1-8> 経済副総理の授賞



<図VI-1-9> 国家知識財産委員会委員長の挨拶



<図VI-1-10> 2014年今年の発明王授賞式



<図VI-1-11> 記念映像の上映



#### ハ. 評価及び発展方向

第49回発明の日の記念式典は、単純に褒賞と政策情報を伝えるイベントではなく、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを図った。特に既存の記念映像物は事実を伝達する政策動画像であったが、今回の記念式では落ち着いた雰囲気の中で「発明家の皆様、有難うございます」というタイトルを掲げ、感動的な記念動画を準備し、褒賞者及び発明家に発明と特許の意味と重要性を認知させる構成であっ

た。そして、初めて世界女性発明大会及び女性発明品博覧会を並行して開催し、一般人向けの広報も効率的に行った。

### 3. 特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 チョン・ヒャンナム

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は、発明者に対する発明意欲の奨励と国民的な発明ムードを拡大させて産業技術の競争力を高め、国家産業発展の貢献を目指し韓国内に登録された特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年から毎月1つの優秀発明を選定したが、1996年からは四半期毎に、2007年の下半期からは半期毎の授賞に切り替えて実施した。特許技術賞授賞規模の増加に伴い申請件数も増加したことから一般人からの関心も高まっている。

<表VI-1-50>授賞の種類

部門	区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
世宗大王賞	特許・実用新案	世宗大王賞	1	700万ウォン	発明者
		忠武公賞	1	500万ウォン	
		池錫永賞	2	300万ウォン	
	デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者
洪大容部門	特許・実用新案	洪大容賞	5	100万ウォン	発明者

\* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金30万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

\* 2014年度から個人又は小企業の発明を奨励するために、特許、実用新案部門に洪大容賞を新設（授賞数5、申請対象：出願人が個人又は小企業、受賞者：発明家）

<図VI-1-12>授賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	丁若鏞賞	池錫永賞	洪大容賞
 <p>0000년 특허기술상 세종대왕상 특허등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 충무공상 특허등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 정약공상 디자인등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 지석공상 특허등록 제0000000008</p>	 <p>0000년 특허기술상 홍대공상 특허등록 제0000000008</p>

\* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2014年の特許技術賞は18の発明品と2つのデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて韓国特許庁と中央日報の共同により授賞式を行った。高い競争率の中で2014年上半期には、株式会社テジンインポテックの「マルチレベルRAID構造のためのハイブリッド貯蔵システム」、下半期にはジョ・ハンヨン他2名の「正品認証用ラベル、そのラベルの認証コード生成方法、そのラベルの認証方法及びシステム、そのラベルを認証するための携帯用端末機及びそのラベルの認証のためのコンピューター可読性記録媒体」が世宗大王賞に各々選定された。

<図VI-1-13>2014年上・下半期の特許技術賞授賞式



<2014年上半期授賞式>



<2014年下半期授賞式>

特許技術賞は、1992年から2014年まで313件の優秀発明・デザイン(特許233件、実用新案21件、デザイン59件)を選定し授賞したことにより、発明ムードの拡散に大きな役割を果たした。

<図VI-1-14>2014年上・下半期の授賞発明紹介写真



<2014年上半期授賞発明の紹介>



<2014年下半期授賞発明の紹介>

#### ハ. 評価及び発展方向

1992年からスタートした特許技術賞制度はマンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たしている。2014年には、特許技術賞に447件が応募し22:1の競争力をみせるほど発明者の関心度が高かった。特に授賞者選定時に、個人または中小企業を優遇する条項を設け、大企業との発明競争においても実質的に均衡が成り立つよう運営し、2014年度も授賞件数20件のうちに個人及び中小企業は15件を占めた。

一方、2014年からはより多くの授賞機会を提供するために洪大容賞(半期別5賞)を新設した。申請対象を個人又は小企業に限定し実施効果が可視化されてない発明についても機会を与えることにした。また、授賞作に対する実効的な支援策を構築して創業オーダーメイド型事業(中小企業庁の運営)対象の選定、創業士官学校(世界経営研究院運営)入学のような事業活性化の機会を拡大した。

#### 4. 2014大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

## イ. 推進背景及び概要

今年は発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展を「2014大韓民国知的財産大典」という名前で統合し開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に関する国民の認識を向上させて発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大し国際的なネットワークを構築することが目的である。さらには今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせて販路を切り開いて流通を活性化できる。技術先進国への跳躍のために今年1年間の発明と特許を決算して授賞することによって、新技術の発掘ができるとともに、益々その価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は、1982年から毎年開催されて33回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催されて9回目、ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催されたが、2009年からは毎年の開催となり10回目を迎えた。

## ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することにより名実共に韓国国内最大規模の知的財産権展示会であった。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は、受賞作96作品を含め計96品目の製品展示とともに多様な見どころを提供し般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作を中心にメイン展示館以外に、スマートリビング館、未来館、特許技術事業家支援館、購買相談会場等の多様な展示館を運営し、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、商標・デザイントレンド館、商標・デザイン紛争事例館等で構成され、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。並行イベントとしてSNSを活用した展示広報のイベントとポトカードイベントを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験できる展示空間を造成した。

ソウル国際発明展は、6年連続30ヶ国以上の参加と4年間で600品目を超える出品作を紹介し世界的な発明展示会として確固たる位置を占めた。2014年には35,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内102社(名)170品目、海外33ヶ国553品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営して発明家とバイヤーの相談の場を提供することにより参加者に対する発明品の広報だけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図VI-1-15> 展示会場の様子



<図VI-1-17> 授賞技術展示館VIP  
巡回の様子

<図VI-1-16> スマートリビング館  
の様子



<図VI-1-18> 未来館の様子



<図VI-1-19>購買相談会場運営の様子



<図VI-1-20>ソウル展示場の様子



#### ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に並行イベントとして無料弁理諮問館、特許技術の政策説明会場等を運営し、展示会の参加主体である中小企業に対して実質的に役立つようにした。既存の広報方式に加え海外広報も初めて施行し計454回の国内外における報道(海外114件)が行われた。

e-BAY、楽天、タオバオ、アマゾン、クテン等の海外オープンマーケットのバイヤーとオークション、Gマーケット等の国内オープンマーケットバイヤーを招聘して既存のB2Cバイヤー中心の購買相談会からB2B分野の相談ができるように運営を変え、大量生産しない受賞企業向けに技術移転専門機関を招聘し技術移転相談会も同時にできるよう運営した。

## 第5節 女性発明振興活動の展開

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

女性発明振興事業の結果、過去3年間の女性特許出願率は毎年増加している。

\* 女性の特許出願件数(出願率)

(2012) 4,670(12.9%)→(2013) 5,458(14.6) →(2014) 5,505(14.4%)

\* 男性の特許出願件数(出願率)

(2012) 31,402(87.1%)→(2013) 32,019(85.4%)→(2014) 32,690(85.6%)

しかし、未だ男性に比べて微弱なレベルであり、韓国の女性経済活動参加率も2013年基準で55.6%であり、OECD加盟国平均の62.6%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のためには、多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

特許庁は、女性発明協会の支援事業により女性の知的財産に係る認識を高めるため、全国において女性向け知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵せず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コア、試製品製作支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策に取り組んでいる。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより沢山生まれるよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

## 2. 女性発明家の裾野拡大及び知的財産の認識向上

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

## イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動の参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は2013年の基準で55.6%であり、OECD加盟国平均の62.6%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出生率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を取組む必要性が台頭している。

＜表VI-1-51＞OECD主要国における女性経済活動参加率の比較

区分	2010年	2011年	2012年	2013年
韓国	54.50%	54.90%	55.20%	55.60%
日本	63.20%	63.00%	63.40%	65.00%
米国	68.40%	67.80%	67.60%	67.20%
OECD平均	61.80%	61.80%	62.30%	62.60%

\*出所：OECD Employment Outlook 2014

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けに体系的な知的財産権教育、生活発明コア等を支援を行い、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

## ロ. 推進内容及び成果

## 1) 女性対象の知的財産権説明会

特許庁は、女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力のあ

る女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体等と協力して、発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生等を対象に、女性対象知的財産権教育を実施している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家を講師として招いて運営している女性発明創意教室は、知的財産権に対する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例等を主な内容に講義を実施している。これにより知的財産権に対する認識を向上させて底辺拡大に大きく寄与しており、2008年から2014年まで計373回の26,967名が参加した。

## 2) 生活発明コリアの運営

2014年の女性創造経済支援プロジェクトとして「生活発明コリア ([WWW.WOMANIDEA.NET](http://WWW.WOMANIDEA.NET))」システムを新たに構築し、4月4日から6月1日までの2ヶ月間に女性の生活の中のアイデア公募を行い計1,536件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアについては、オンライン書類審査、先行技術調査、アイデア発表及び面接等の3段階にわたる審査を通じて最終支援大賞作20件を選定し、オーダーメイド型のマントリングを通じて出願の手続き、技術及びデザイン開発等を体系的に支援を行った後、試作品を製作して11月20日にオンライン上で公開して11月29日まで消費者の評価を実施した。さらに12月2日のソウルaTセンターにおいて生活発明コリアの最終審査及び授賞式を開催した。公開オーディションの形態で進行された最終審査においては、選定された20名が自分で開発した製品について説明と紹介をした後、関連分野の専門家で構成される現場の審査委員会で採点して点数に、事前に実施した消費者の評価を加算して最終順位を決め、最高の大統領賞の受賞者に発明奨励金として1千万ウォンを授与した。

## 3) 女性発明情報誌の発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介を行うため、韓国女性発明協会の主管で発行している「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民レベルの発明生活化運動の展開、発明家と企業間関係の取組み、発明企業の広報等のナマ情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者等に提供している。

#### ハ．評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有して経済活動に参加させて韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的な女性発明家の育成と活用により優秀な女性発明の出願及び事業化の支援を行い、体系的な女性発明教育と多様な振興事業に取り組んできた。特に2014年には生活発明コア事業を新たに取り組み、女性の創造経済活動の活性化に寄与した。これをより女性発明親和的な社会環境を造成し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに取り組んだ。

### 3. 女性発明コア及び女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

#### イ．推進背景及び概要

21世紀は土地と資本等の有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザイン等の無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特にこのような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合は、女性の経済活動が新しい活動の主体として重要性がより一層高く

なっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力向上のため、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会を提供する世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会等への支援が求められるようになった。

#### ロ．推進内容及び成果

##### 1) 世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会の開催によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位確保に大きく寄与できた。2008年から大韓民国世界女性発明大会と、大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を与えるシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、2014年で第7回目の大会を迎えた。5月16日から19日までの4日間、aTセンター第1展示場において開催された第7回目の大会では、26ヶ国から296品目の発明品が出品され、4万4千名余りが参加する等の高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において、全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明起業家の海外進出の橋頭堡を築き上げた。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化振興の重要性及び関心を高める契機となった。

<図VI-1-21>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図VI-1-22>大韓民国女性発明品  
博覧会



<図VI-1-23>大韓民国世界女性  
発明フォーラム



## 2) 試作品製作支援及び弁理諮問サービスの提供事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品の製作支援を行い、権利化と事業化を促進するために女性発明の試作品製作に対する支援を実施した。2007年に事業を開始し、2014年には282件の申請書を受け付け33件に対する試作品製作費を支援した。また、アイデアの具体化、特許出願案内等に対する無用弁理相談を通じて女性の知的財産取得に対する隘路事項を解決して上げ、2014年には計361件の相談を実施した。

### ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を行い、世界的規模の唯一な女性

発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与した。韓国内外の女性発明品を国際的に広報することにより、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

2007年から女性のアイデアに対する製品化、事業化に寄与してきた試作品製作支援事業は、IP創業の女性に実質的な助けとなるよう2015年から生活発明コア事業と統合させて実施する予定である。

女性の潜在力と創造力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許により具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例が多く輩出するよう、女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

## 第6節 軍将兵の知的財産認識の向上

### 1. 概観

産業財産政策局 産業財産人事課 行政事務官 アン・ビョンオク

世界経済は土地、資本等の有形資産中心の経済から想像力、創意性と科学技術を基盤とする経済的付加価値を創出する創造経済へと転換している。創意的創造が実現される過程において、知的財産は創造の結果物であり経済的価値を創出する重要な手段となっている。

<図VI-1-24>想像力、科学技術と知的財産権



そのために創意的アイデアを知的財産権として確保し競争力を維持することが重要であり、創造経済の競争力の核心は想像力と創意性を基盤とする創意的なアイデアを生産する創意人材である。

そこで特許庁は、知的財産を通して創造経済の実現を促すために、小中高校から大学(院)、企業、軍の将兵等の国民全体を対象に生涯周期的な知的財産教育に取り組んでいる。

特に軍においては、知的財産の重要性を認識して軍部隊を知的財産人材育成の前進基地として活用し、軍の知的財産管理体制の効率性を高めるために、特許庁と各軍との間でMOU(陸軍、空軍と2013.4.8、海軍2013.6.27)を締結した。

イスラエルでは軍で取得した高級技術、知識を通してアイデアを発掘して権利化を行い、軍服務により形成されたネットワークを基盤に除隊後も創業する文化が形成されている。最も若い時代に同年輩の同僚と一緒に過ごしなが、創意的なアイデアで新しい創作物を作り上げる環境がイスラエルではベンチャー企業の発展基盤となっている。

韓国の軍隊でも創意的なアイデアを発散させ、創造経済実現に向けてインキュベーターとなるよう、特許庁では将兵の知的財産認識向上のための将兵向け知的財産教育等を拡大している。

## 2. 軍将兵向け知的財産権教育

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

### イ. 推進背景及び概要

韓国の場合、政府R&D予算の中で国防R&D予算が占める割合はおよそ12%程度占めているが、国防技術(国防部所有の国有特許)は国有特許全体の1.3%に過ぎない水準であり、現在も軍将兵の知的財産教育に関する認識は低く、関連インフラ及び体系的な教育プログラム等が不足している状況である。

そこで韓国特許庁では、軍服務の現場において生み出されたアイデアを研究開発し、軍の戦闘力向上に直結する軍用品開発及び機能改善ができる創意人材育成のために軍将兵の知的財産教育事業を開始した。軍将兵に対する体系的な教育を通して、その重要性を認識させ創意的なアイデアを発掘し、新特許技術の創出能力の培養及び予備知的財産創出人材として育成することにその目的がある。

<表VI-1-52>軍の技術を民間分野に伝播した事例

軍の技術	レーダー技術	軍用粉乳で作った	潜水艦厨房の技	「米軍通信技術ア
------	--------	----------	---------	----------

		噴霧乾燥技術	術	ルファネット」
民間活用事例	電子レンジ	「インスタントコーヒー」	マクドナルド売り場の厨房適用	インターネット

取組んだ主な内容は、軍の発明コンテスト、軍将兵の知的財産教育の単位履修、知的財産認識水準別のe-ラーニング教育、軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援等である。

＜表VI-1-53＞軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容

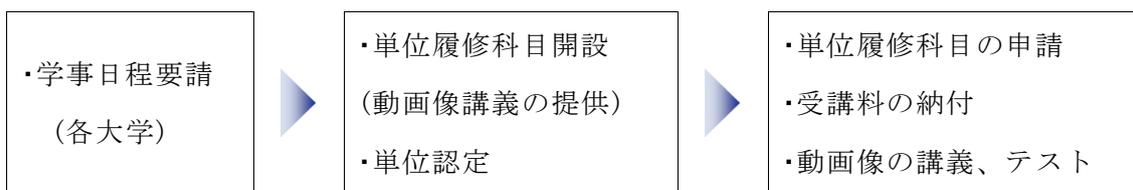
事業名	事業内容
軍将兵の知的財産教育単位履修	国防部、知的財産教育先導大学等と協力して軍将兵（軍服務期間中の大学生）に対する知的財産教育の単位履修制度（2～3単位）
知的財産認識水準別のe-ラーニング教育	各軍内部の専用通信ネットワークを通して知的財産e-ラーニングコンテンツにアクセスして教育
軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援	軍の知的財産専門担当組織を構築（2013.6月に陸軍及び2014.1月に空軍の知的財産チームを運営、海軍は推進中）及び知的財産専門人材の採用支援

ロ. 推進内容及び成果

軍将兵が兵営生活の中で知的財産に対する認識を高め単位履修ができるよう、知的財産教育の先導大学において開発したオンラインコンテンツを活用して学習を行うか、共有し活用できるコンテンツを開発し国防部及び大学等と協議を行った。その結果2014年には全南大学と釜慶大学出身の大学生66名が単位を履修した。

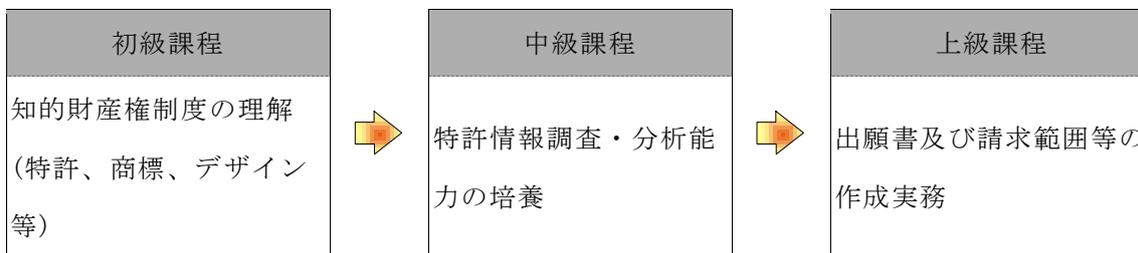
＜表VI-1-54＞軍将兵の知的財産に関する遠隔講座単位履修体系





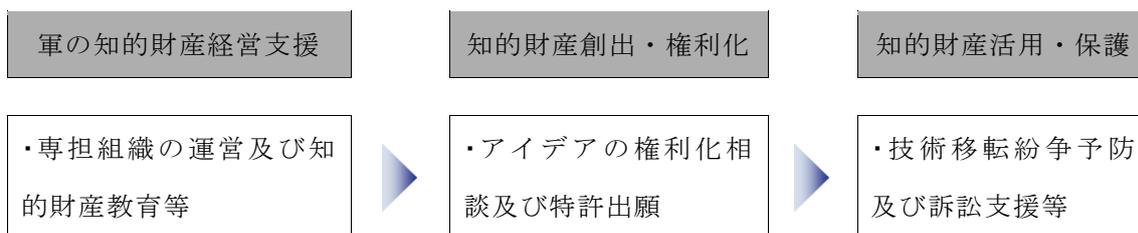
軍隊における問題を創意的に解決するため、各軍の専用通信ネットワークを活用してレベル別の知的財産教育ができるようにe-ランニングコンテンツを提供し、オーダーメイド型のオンライン教育に取り組んだ。

<表VI-1-55> レベル別の知的財産オンライン教育体系



また、知的財産の管理不足の軍において直接開発した国防技術や軍将兵のアイデアについては、体系的に管理し技術移転等のために「知的財産管理チーム」を設置して運営できるよう支援することによって知的財産インフラを構築に寄与した。

<表VI-1-56> 軍の知的財産管理チームの主要機能



#### ハ. 評価及び発展方向

オンライン講座の場合、単位履修のためにテスト、課題の提出等の必要な手続きを経なければならない等の問題があるが、国防部と緊密な協力を通して単位履修教育がうまく行くよう改善し、持続的に軍隊における知的財産教育が活性化する多様な施策

に取組む計画である。

### 3. 知的財産権の創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 電算書記 イム・ジョン

#### イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で必要とされる人材資源を育成する役割を遂行している軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心である知識基盤社会に備えた知的財産権の認識は不十分である。

そこで特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産マインドを兼ね備えた創造的人材の育成に寄与するため、2006年に陸軍1部隊を試験的に実施した後、2011年にすべての軍将兵に対し知的財産認識向上の事業を拡大させ施行する等、知的財産権創出を支援している。

#### ロ. 推進内容及び成果

特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を培うため、上半期に専門講師を各部隊に派遣し、知的財産権基礎及びアイデアの発想、導出方法等の理論教育と、コンテストのアイデア提出希望者を対象に行う実習教育の2つに分けて教育を実施した。これを基に下半期には軍用品の活用改善及び戦闘力の向上に役立つアイデアを発掘及び発明体験のため、幹部及び軍務員を含む兵士等、大韓民国全体の軍部隊を対象に軍将兵発明コンテストを行った。

大会に提出されたアイデアは厳格な審査を経て優秀作品が選定され、選定された優秀作品は展示会を開催して対内外に広報を行い、展示会を訪ねる一般人に軍用品に対する認識を高めるとともに受賞者に対する自負心も高めた。

2014年には、軍将兵発明コンテストを通して64部隊、847件のアイデアが受け付けられ、専門家の審査を経て軍用品及び一般用品対象を含め、海軍17件、陸軍12件、空軍6件等計35件が受賞の名誉を授かり、「2014年知的財産大典」において展示された。

また、2014年には軍将兵発明大会を軍用品部門と一般用品部門に分けて、軍将兵の多様なアイデアに対する提案の幅を広げ、一部の優秀作品については知的財産権の権利化を支援するとともに、職務発明への連携を図り軍内の優秀知的財産権の創出はもとより、知的財産権管理にも関心を傾けた結果、空軍4件、海軍3件、陸軍2件の優秀発明品についてコンサルティングの提供及び権利化のための一切の費用を支援し現在出願を進行している最中である。

<図VI-1-25> 2014年軍将兵発明コンテスト





<表VI-1-57> 2014年軍將兵発明コンテスト優秀発明品に対する出願支援状況

権利	出願番号 (出願日)	発明の名称	発明者	軍	備考
特許	10-2014-0187093 (2014. 12. 23)	火災の危険から安全な照明弾	リ・ハンジュ	陸軍	職務発明承継
特許	10-2014-0187111 (2014. 12. 23)	機関銃銃身過熱表示用示音塗料シール	カン・ジュルギ	陸軍	職務発明承継
特許	10-2014-0192787 (2014. 12. 30)	ロードチェーンの長さ調節が容易なチェーンブロック	キム・チョルヒョン	海軍	職務発明承継
特許	10-2014-0192791 (2014. 12. 30)	潜水艦減圧器用圧力微細調整工具	ジョン・ジェウ	海軍	職務発明承継
特許	10-2014-0192793 (2014. 12. 30)	海上位置表示装置	ジョン・ジョンデ	海軍	職務発明承継

特許	10-2014-0192196 (2014. 12. 29)	小銃に結合するレー ルシステム	ピョ・ジョ ンファン	空軍	職務発明承継
特許	10-2015-6001791 (2015. 01. 07-再 出願)	多重ロケット発射管 の検査装置	キム・ヒョ ンギョン	空軍	職務発明承継
特許	10-2014-0188259 (2014. 12. 24)	電線ターミナル圧搾 機	ハン・ミョ ンキ	空軍	一般用品
特許	10-2014-0188260 (2014. 12. 24)	傘たて台	ムン・チャ ンス	空軍	一般用品

#### ハ. 評価及び発展方向

今後、軍用品に対する将兵の実務改善アイデアを発掘して実際に適用ことにより、軍の戦闘力の向上に寄与でき、より多くの軍将兵の発明活動を支援するために発明コンテストを一般発明にまで拡大し運営する計画である。また、関係機関との協力を通して発明大会に出品したアイデアの活用を促進する予定である。

また、発明コンテストの一般部門の優秀発明品については他事業との連携を行い、事業化まで支援する計画である。

## 第7節 発明教育支援法制定の取組み

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョウ・ヒョンジュ

### 1. 推進背景及び概要

生活の中で問題点を見つけ出し、チームのプロジェクトを通じてアイデアを具体的に具現する発明教育は、創意・融合教育という最近の世界全体的な教育方向に附合しており、米国・日本。ヨーロッパ等の先進国のみならず、韓国においても正規の教科や創意体験の活動、サークル形態等の色々な経路で実施されている。

全国163の自治体に設置された196の発明教育センターを通じて、年平均約20万名の学生が発明教育に参加しており、これは全国11,000の小・中・高校の約600万名の学生の中から3%程度が発明教育に参加していることになる。

特に、地域に基盤を置く学生のみならず、教師、父兄等にまで発明教育を実施しており、地域拠点の役割を担っている発明教育センターの地域別の設置率を調べてみると、特に江原、全南地域等は、発明教育センターが設置されていない基礎自治体が半分に上る等の地域別の偏差が大きい。このような地域別の偏差は、発明教育センターを担当する専門担当教員の割合や発明英才クラスの割合も同様に示された。

<表VI-1-58>基礎自治団体基準の発明教育センター設置状況

地域	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	計
基礎自治体数	25	16	8	10	5	5	5	31	18	11	15	14	22	23	18	2	1	229
設置基礎自治体	15	8	7	7	4	5	4	25	7	10	9	14	11	19	16	2	0	163
設置率(%)	60	50	88	70	80	100	80	81	39	91	60	100	50	83	89	100	0	71

発明教育の現場における関連施策や支援施策の中断と困難な状況を解消ための制度

的な基盤を構築し、国家と自治体が発明教育について支援できる制度的・法的な根拠を明確にすべきだという要求が大きくなった。

小・中・高校から大学、企業まで段階別に発明・産業財産権教育を体系的に支援するため、独自の法律に対する必要性が台頭した。

## 2. 主要内容

このように発明教育の効果を拡大し、発明教育現場の隘路事項を解消するために、発明教育支援法の制定が国会において進行中である。発明教育支援の具体的な根拠となる発明教育支援法の制定に関する専門家及び現場の関係者と意見交換を行うため、キム・サンフン・ブ・ザヒョン・ジョン・ハジン国会議員の共同により2014年11月19日に「発明教育支援法制定のための公聴会」が開催された。この公聴会には、現場で発明教育を担当する教師、校長先生をはじめ、市・道教育庁の奨学士及び特許庁等の関連省庁の公務員、学生、父兄等の200名を超える方が参加した。この公聴会では、発明教育は単なる特許庁の主管で成り立つものでなく、関連省庁、自治体、地域コミュニティ、教育現場の多様な主体が共に協力すべきであることに共感し、発明教育が所期の成果を収めるためには、教員の専門性向上、レベル別・段階別の発明教育プログラム開発等の必ず先決すべき事項等があり、これを支援する内容が法的根拠として構築されるべきだという意見が提起された。

その後の発明教育支援法律制定案は、2014年11月24日のキム・サンフン議員をはじめとする13名の国会議員の共同で発議され国会産業通商資源委員会に回付されている。発議された法案の原案は、国家と自治体が発明教育に関連した支援を拡大するとともに、発明教育の政策を体系的に取り組むことによって、究極的には韓国の技術発展を誘導することに目的がある。発明教育支援法案の主な内容を調べてみると次のとおりである。

〈 発明教育支援法の議事発議原案(2014. 11. 24)〉

- 発明教育に関する総合的な基本計画と施行計画を立案して施行し、特許庁、教育部等の中央省庁と自治体が協力できる基盤を構築する。
- 国家と自治体の責務として発明教育の支援ができる。
- 国家と自治体は、発明教育関連教員に研修の機会を提供することができ、発明教育関連教員の各種活動を支援することができる。
- 教員研修を支援するために、大学及び関連機関について支援することができる。
- 大学人材を専門的に養成するための事業について支援することができる。

「政府立法政策遂行の効率向上等に関する規定(国務総理訓令第601号)」により、特許庁は同法律制定案に対し中央省庁と自治体等との関連省庁及び専門家等を対象に意見交換を2014年12月以降に実施し、意見交換の結果を基に教育現場の意見が法律案に充実に反映されるよう努力している。

### 3. 評価及び発展方向

発明教育は単に発明そのものが教育目的ではなく、発明を通じて青少年の潜在力を育て、発明を生活化するためのすべての形態に対する教育であり、また、これを基盤に成長して職業を持つ過程において、知的財産権に対する素養を持ち、科学技術と研究開発に参加する人材を育てる教育である。発明教育の拡大のために予算及び指導専任教師等の支援が持続的に行われなければならない、地域の状況等を勘案して不均衡的な要素を減らすための国家と自治体の行政的、財政的支援を誘導することが重要である。

発明教育の支援対象と主体を明確にし、支援方策を体系的に含んだ発明教育支援法が制定され、国レベルにおいて総合的・体系的に発明教育に取り組み、国家人材を育てる前向きな側面から発明教育が拡大されるものと期待される。

## 第2章 グローバル知的財産協力の拡大

### 第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

#### 1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界へと拡大することにより、知的財産分野においても国際協力の重要性が日増しに高くなっている。そこで、特許庁は国民に実質的に役立つ国際協力の取組みに向けて、先進5ヶ国特許庁(IP5)の協力を通じてグローバルリーダーシップを強化、二国間・多国間の協力を通じて友好的な海外知的財産保護環境の造成、知的財産行政韓流の拡大、知的財産行政サービスの国際競争力強化等の多様な事業に取り組んでいる。

2014年にはIP5会合の議長国を務め、IP5関連の主要会合を国内<sup>38</sup>IP5次長会合(2014.4)、IP5長・次長会合及び長官－産業界宴席会合(2014.6)で開催したことにより知財権分野における韓国の位相を一層高めた。特に、2014年6月に釜山にて開催された第7回IP5長官会合では、過去に開催されたIP5長官会合の中で最も多くの合意事項が導出され、審査官用として使用していた特許審査進行情報を一般人に公開することに合意し、2016年まで国民向けの公開用システムの開発を完了することにした。また、IP5特許庁間の審査結果を適時に相互共有するためのwork-sharing政策方向に合意し、特許制度調和に向け優先的に議論すべき3つの主題及び主題別のリーダー国を選定した。

また、二国間協力を通して韓国企業に友好的な海外知的財産保護環境の造成を行うために努力した。中国とは協力強化のために、韓・中商標長官会合を通じて中国内の韓国有名商標の保護に対し両国が協力を行い、韓国企業の進出が増加する新興・途上国とも協力を拡大し、ASEAN、アフリカ、中南米国とも友好的な協力関係の構築のために二国間会合を継続して開催した。また、韓国企業の海外知的財産紛争に効果的に

<sup>38</sup> IP5次長会合(2014.4)、IP5長・次長会合及び長官－産業界宴席会合(2014.6)

対応するため、ベトナムの市場管理局及び中国の最大オープンマーケットのアリババとMOUの締結を行い、フランクフルトに海外知的財産センター(IP-DESK)を追加で設置し、在外公館及び貿易館の知的財産担当者を指定を持続的に拡大した。

国際機構を中心に多国間の議論を通じて遺伝資源の保護、地理的表示の保護、デザイン法条約の採択等の知財権グローバルイシューについても主導的に対応した。WIPOとWTOを主な舞台に知的財産権制度の強化に取り組む先進国と、開発アジェンダ(Development Agenda)の履行及び知財権制度の弱体化を狙う途上国の立場の違いが持続する中で、地理的表示の国際的保護イシューを取り巻く旧大陸と新大陸という先進国間における新しい対立構図が表面化となった。特許庁は国益を反映するため、韓国と利害関係を共にする国との共助強化及び共同対応を通じて戦略的かつ主導的に対応した。

一方、自国の知的財産権が海外において安定的に保護されることを希望する各国の努力も強化されており、通商交渉において知的財産権分野を重要な議題として取り上げていることが代表的な事例である。これを反映してほとんどのFTAにおいて、知的財産権分野は一つの独立的なチャプターで構成されることが一般化となっている。2014年中国、ベトナム等とのFTA妥結の際には、知財権分野について別途の交渉を行い、未登録商標の保護等の韓国企業を保護する方策を策定し、現在進行中の韓・中・日及びRCEP等のFTA交渉においても、別途の知的財産権チャプターを通じて議論を主導している。

高くなった韓国の位相を基盤に特許行政サービスの輸出も拡大した。2014年2月にアラブ首長国連邦(UAE)と知財権協力のMOUを締結し、6月から特許審査代行サービスを開始した。また、アゼルバイジャン特許情報システムの構築を完了し、アフリカ地域の知財権機構(ARIPO)の特許情報システム改善事業に取り組んでいる(2013年10月～2015年)。知的財産シェアリング事業も拡大し、途上国向けの適正技術及びブランド開発を支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)の解消に寄与した。

国際知財権の議論にも主導的に参加し、韓国制度の反映を通じて韓国の知的財産システムの国際競争力を強化した。特許分野は先進特許分類体系であるCPC<sup>39</sup>を導入し試験的に使用(全体出願の約5%)している最中であり、米国及びヨーロッパ特許庁と特許分類業務に関する業務協約を締結してCPC協力の基盤を構築した。多国間の特許審査ハイウェイ(PPH)を施行(2014年1月)することにより統一化した要件と様式でPPH申請が可能となり、特許庁間の審査品質に対する相互信頼を確保し、審査結果の活用基盤を造成するために日本、中国、ドイツ等と共同先行技術調査事業を施行した。また、デザイン分野の国際出願制度であるハーグ協定を施行することにより、韓国企業が海外においてデザイン権を容易に獲得できる基盤を造成した。

2014年はグローバル知的財産分野において高くなった韓国の位相を確認することができた一年であった。2013年末を基準に韓国の知的財産に係る全体出願件数は43万件で、中国の422万件、米国の95万件、日本の48万件の後に続き世界4位であった。PCT国際出願においても韓国は、PCT出願基準占有率は6.1%で世界5位、PCT国際調査基準における占有率は14.8%で世界3位を記録した。今後も高くなった位相にふさわしく知的財産国際議論に積極的に参加して主導的に対応し、国際知的財産社会における韓国の役割を強化するとともに、韓国企業の海外進出の多様化に応じて知的財産協力対象国及び協力分野を拡大して行き、海外知財権保護活動を強化していく計画である。

## 2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力の強化に向けた核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルで努力を傾けている。

### イ. 米国

米国特許庁は「2010-2015知的財産戦略計画(以下、2010-2015 戦略)」に続き、「2014-2018 知的財産戦略計画(以下、2014-2018戦略)」を発表した。今回発表された2014-2018戦略は、米国特許庁が特許及び商標の品質向上と審査期間の短縮、国際社会

<sup>39</sup> Cooperative Patent Classification : ヨーロッパと米国が主導する最新特許分類体系

における知的財産保護及び執行強化を目標に取り組んできた「2010－2015戦略」が満了される前に立案したものであり、米国の改正特許法(AIA：America Invents Act)制定以降に変化した周辺の環境を反映し、これまで一貫して取り組んできた米国の特許改革努力の成果を発展的に継承しようとした点に意義がある。

2014－2018戦略の主な内容を調べてみると、①特許審査の品質及び適時性の向上、②商標審査の品質及び適時性の向上、③国内外の知的財産政策・保護・執行リーダーシップの強化を成果の目標にし、各々の成果目標別に特許審査の品質及び適時性の向上のために特許審査期間の短縮、審査能力の強化、特許制度国際的調和のための国際協力の拡大、最適化されたITサービスの提供等に取り組み、商標審査の品質及び適時性の向上のために商標審査平均処理期間を205～3.5ヶ月を維持しながら商標の高品質の維持、審判院の機能強化等を行い、知的財産政策・保護・執行リーダーシップ強化のためには、IP政策と認識改善のための教育提供、知的財産保護と執行を高めるための国際協約及び政策に対するリーダーシップの発揮の取組み等を提示している。

このような戦略目標の達成のために米国特許庁は、組織管理側面においても情報技術(IT)投資の拡大<sup>40</sup>、柔軟で多様な人材雇用、内外協力関係の強化、持続可能な財政確保、地域密着型サテライトオフィスの設置<sup>41</sup>等に取り組むことにした。

FY2014年基準で特許審査官は9,302名で、前年対比1,251名の増加となり、特許審査期間は審査着手が平均18.4ヶ月、審査終結が平均27.46ヶ月を達成した。商標の場合には、審査官429名で、審査着手が平均3ヶ月、終結が平均9.8ヶ月のレベルに達し前年と同レベルを維持した。

米国特許庁は、急変する国際環境に対応するために2014年4月に国際特許協力室(OFFICE OF INTERNATIONAL PATENT COOPERATION)を新設した。新設した国際特許協力室は特許分類、特許法と条約、情報化、審査協力等の4つの部署で約70名が勤務してお

<sup>40</sup> FY2013予算(約25億ドル)のうちの15%をIT分野に支出

<sup>41</sup> デトロイト(2012)、デンバー(2014)、シリコンベリー(2015上半期予定)、ダラス(2015. 下半期予定)

り、特許分野の国際協力を専担している。また、米国のPCT出願人に多様なサービスを提供するために、イスラエル特許庁を国際調査機関に追加選定や中小企業と個人に対する国際調査料の減免制度を導入<sup>42</sup>してPCT制度を利用できる機会を拡大した。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も持続的に続けている。審査積滞解消のために特許審査ハイウェイ (PPH) 対象国を29ヶ国に拡大して特許審査ハイウェイ利用者の増加によりFY2014年には計7,299件のPPH出願があった。また、知的財産認識向上のために米国特許庁傘下の国際知的財産研修院 (GLOBAL INTELLECTUAL PROPERTY ACADEMY) を通じて知的財産権関連の政府省庁、中小企業知的財産権担当者等の自国民1,543名に対する教育訓練を実施しただけでなく、140のプログラムの100ヶ国の4,960名に達する外国人向けの訓練過程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを拡大に向けた米国の努力が伺える。

#### ロ. 日本

日本は知識財産政策の戦略的な取り組みを通じて自国の国家競争力を強化することに努力している。日本の知的財産戦略本部は2013年7月初めに「知的財産推進計画2014」を発表し、産業競争力の強化のためのグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援等を重点施策として立案した。具体的には特許審査請求から特許権利化までの期間を今後10年以内に14ヶ月以内に短縮するとともに、2014年4月に11ヶ月まで短縮した1次審査通知までの期間 (FA) を10ヶ月にさらに短縮を行い、中小・ベンチャー企業及び大学の海外知財権の活動を総合的に支援することにした。

また、日本特許庁は自国企業のイノベーションの促進を支援するために、職務発明制度の改善を本格的に検討している。近年、現行の職務発明制度が日本企業の産業競争力を低下させる障害要因となっているという産業界の意見を受け入れて、教授、弁護士・弁理士等の専門家等の20名による「特許制度小委員会」を構成し、職務発明制

<sup>42</sup> 一般 (REGULAR) \$2080、中小企業 (SMALL ENTITY) \$1040、個人 (MICRO ENTITY) \$520

度について従業員発明の法人帰属化又は使用者と従業員間の契約に任せる方案等について検討している。

日本特許庁は、中国・韓国語の特許文献をはじめ、日本語以外の言語で記載される外国語特許文献の増加に対応するため、2014年11月から中国・韓国語の特許文献を日本語で検索できる中韓文献の翻訳・検索システムをテスト稼働し始め、2015年1月からは審査官のみならず一般使用者にも提供する計画だと発表した。

企業のイノベーション促進とともに、国際的な制度の調和を実践するための法制度の整備を行った。2003年の特許法改正の際に特許無効審判制度に統合された特許異議申立て制度が使用者の便宜性を図り、強く安定した特許権の早期確保のために新たに導入(2014年5月に公表)された。また、色や音等を保護対象に追加する商標法の改正が行われ、ハーグ協定加入を準備するために意匠法を改正したことにより、複数国に対し意匠を一括出願できるようになった。

日本企業のグローバル活動を支援するための努力も行っている。日本企業の海外知的財産権活動を促すために特許審査ハイウェイ (PPH) 対象国を持続的に拡大し、2014年末現在は30ヶ国とPPHを実施している。特に米国特許商標庁と特許に関する審査協力の強化に合意し、2015年4月から日本特許庁のPCT国際調査・国際予備審査管轄国に米国を含めることにした。

日本は新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。2014年7月に第4回日-アセアン特許庁長官会合を開催し、日-アセアン間の知財協力強化を確認した。9月にはスイスジュネーブにおいてVisegrad Group<sup>43</sup>の特許庁と両庁間の知的財産分野における協力強化に関するMOUに署名した。今回のMOUは日本特許庁の国際調査機関としての経験を共有するとともに、企業のイノベーションを促進するための両庁の政策共有、専門家派遣等が主な内容となっている。これに先立ち日本は2014年6月にアフリカトーゴ共和国において開催された知財権首脳会合に羽藤長官が参加し、アフリカ各国の特許長官との会談を開催してアフリカ地域における日本の支援と協力

<sup>43</sup> ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの4ヶ国で構成されるグループ

の強化について表明した。

#### ハ. 中国

今では世界最大出願国として浮上した中国は、2014年も自国の知的財産制度の改善に努力を続けている。中国商標法の第3回目の改正(案)が2013年8月30日に、第12回の全人代商務委員会において通過され2014年5月1日に施行された。商標法の主な改正内容は、商標出願人の便宜を拡大するために音の商標を保護範囲に含ませ、電子商標出願の実施、商標の異議申し立て主体を「何人も」から「先権利者」又は「利害関係者」に修正し、市場秩序の保護のために有名商標の概念を明確にするとともに、類似商標の保護強度を強化し、悪意的な商標権侵害行為者に対する処罰を強化するため、損害賠償金を現行の50万元から30万元に増加した。

中国の知財権紛争事件が急増している中で、司法的保護を行うために中国全人代商務委員会は、2014年8月31日の第10回の会合において知財権裁判所の設立に関する草案の審議を通過させた。主な内容は、北京、上海、広州地域に知財権裁判所を設立することであり、知財権裁判所の管轄範囲は、①特許、植物新品種、半導体設計、営業秘密等の高度な専門的技術の知識が必要な1審の知財権民事及び行政事件、②知財権裁判所が所在する市の基層人民裁判所第1審の著作権、商標権等の知財権民事と行政に対する上訴事件は知財権裁判所で審理、③知財権裁判所第1審の判決に対する上訴事件は、知財権裁判所所在地の高級人民裁判所において審理を行う等である。これにより北京(2014. 11. 6)、広州(2014. 12. 16)、上海(2014. 12. 28)に各々知的財産専門裁判所が設立された。

2014年12月10日に中国国務院は、2014年から2020年までの国家知財権政策実行計画内容が盛り込まれている「国家知的財産権戦略の深化実施行動計画(2014~2020)」を発表した。同計画において中国政府は知的財産強国の建設を宣言し、同計画において提示した主な目標は、①知的財産権の量的増大及び高品質で優秀な知的財産権創出の強化、②市場価値の増大のために知的財産権活用の支援、③知的財産権侵害に関する事後対策及び事前予防を強化し社会的満足度の増大、④知的財産権審査能力向上のため

の行政管理能力の強化、⑤知的財産権人材の増大及び知的財産権尊重文化の拡大である。

2014年6月14日に中国国務院は、知的財産部門の信用構築のための方案の一つとして「社会信用体系建設の計画要綱(2014～2020)を発表した。同要綱は、知的財産権侵害情報を信用照会システムに含ませ健全な知的財産権管理制度の構築及び知的財産権保護を図り、①偽造、低品質商品の製造及び販売行為の重点的取締、②企業及び個人の知的財産権侵害行為の情報をデータで記録し公開、③知的財産サービス標準化及びサービス機関に対する信用評価システムの構築、④知的財産権保護の意義伝播を通じて中国の社会全体に知的財産権信用体系の構築を図る等の業務に取り組むことを強調した。

## 二. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力の強化のために多様な政策手段を活用している。これに対応するため、まず先に主要国では、知的財産権取得手続きの簡素化と保護強化のために整備している知的財産権関連法制の改正状況についての動向把握が必要である。変更される制度を熟知してないことによって発生する不利益を予防し、知的財産権保護関連制度と規定の十分な活用のためには現地情報に対する正確な接近が求められる。

その次に、激化する知的財産権紛争の様相をよく調べる必要がある。現在、韓国と関連するほとんどの国際的な知的財産権紛争は米国において発生している。米国企業の知的財産権強化のために知的財産権保護を強化している動きと、知的財産権乱用を防ぎ特許パテントトロールを規制すべきだという相反する動きが、今後どのようになるのかを調べることも重要である。また、中国における知的財産権紛争発生の可能性についても備えなければならない。中国内の知財権紛争件数が増加することによつて、中国知財権専門裁判所が設置され知財権に対する大衆の認識も向上している。一部の韓国企業も中国の現地企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを鑑みると、韓国企業の精巧な中国進出の戦略が必要である。

政府レベルでは、東南アジア、南米、ヨーロッパのような途上国及び新興国と知的財産権協力を一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多元化となり、知的財産権協力においても先進国中心の協力から進み、協力対象国及び協力分野を多様化する必要がある。韓国企業が知的財産権侵害の恐れがない現地において、思い存分活動できるよう新興国の知的財産権当局との協力強化が一層要求されているといえる。

さらに、国際的な知的財産権規範に関する議論においても、韓国が持続的に主導権を強化すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の実情に合わせ改善して行くことによって、海外における特許活動が益々便利かつ迅速に行われるよう支援すべきである。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化についての議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向への国際的な知的財産権規範の形成に努力を傾けなければならない。

## 第2節 先進5ヶ国特許庁(IP5)体制の強固化

### 1. 先進5ヶ国特許庁の協力推進経過

産業財産保護協力局、国際協力課 技術書記官 イ・ジンヨン

知的基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、世界全体の知的財産の出願が順調に増加している。伝統的な多出願国家は米国、日本、ヨーロッパに続き、近年は韓国と中国の知的財産権出願も急増しており、これにより韓・米・日・中・ヨーロッパ等の先進5ヶ国特許庁の出願が世界全体の出願の約80%を占めている。このような特許出願の急増により5ヶ国の特許庁の審査負担及び審査滞積も急激に増加しており、これを解決するために5ヶ国特許庁間の特許協力の必要性も高くなっている。特に、最近是中国の特許出願急増とこれに伴う先行技術文献の増加はIP5審査協力の必要性を一層増幅させている。

このような審査協力の必要性について共に認識した5ヶ国の長官は、2007年5月にハワイにおいて初めて合い5ヶ国庁の協力について議論をスタートさせ、2008年5月に開催した次長レベルの実務会合においては韓国が5ヶ国庁間の協力の必要性について力説した。以降、2008年10月27日～28日の間に韓国の済州において開催された先進5ヶ国特許庁(IP5)長官会合において、IP5業務共助のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題立案に合意し、2010年4月に中国鶏林にて開催したIP5長官会合においては、10大基盤課題の短期所要資源が確定し、各庁の基盤課題の取組みを総括、調整するプログラム管理グループ(PROGRAMME MANAGEMENT GROUP)の責任と任務が確定され、10大基盤課題の取組みが本格化し加速化した。

2011年6月に東京にて開催した長官会合では、既存の業務共助に加え特許調和及びPCTを基盤とする業務共助強化の必要性について共に認識し始めた。一方、米国とヨーロッパが新たな内部の特許分類を独自の開発することになってから、同会合において5ヶ国庁間で運営中であった特許分類実務グループの責務(MANDATE)に対する改定の必要性について議論し始めた。以降の2012年6月にコルシカにおいて5ヶ国の産業界代

表と5ヶ国の特許庁官が共に参加した会合が初めて開催されたが、これは特許制度利用者の意見を反映することができる制度的装置できたという点で高く評価されている。

2013年6月にサンフランシスコにて開催された長官会合では、これまで合意に至らなかったいくつかの重要イシューに対する合意がなされ、IP5が生産しお互いに交換した特許情報を第三者に無償又は最小限の費用で普及するための「IP5特許情報政策」と各国の特許審査情報をリアルタイムで見ることができる「グローバルドシエ (GLOBAL DOSSIER) システムの推進基本方向」に合意し、特許分類のための新たな責務を承認することによってFI(日本特許庁の内部分類)とCPC(米国とヨーロッパ特許庁が新たに作った内部分類)の漸進的調和を通してIPC(国際特許分類)を改正することになったのみならず、同年の10月にジュネーブで5ヶ国長官会合を通して2014年1月からIP5 PPHを試験的に施行することに合意し、5ヶ国の出願人が一層便利に特許制度を利用できる新しい基盤ができた。

## 2. 近年の先進5ヶ国特許庁会合における主な成果

2014年には韓国においてIP5次官会合(4月、大田)とIP5長・次官会合(6月、釜山)が開催されたが、これは2008年の済州にて開催された第2回IP5長間会合に続き6年ぶりに韓国が再び議長を務めることとなり、過去長官会合の中で最も多く合意事項が導出された会合であった。

主な成果は、これまでIP5特許庁審査官同士で共有した特許審査の進行状況の情報をインターネットを通して一般にも公開することに合意した点であるが、これは韓国政府が取組み中である開放、疎通、協力の「政府3.0」基調と軌を一にするという点でも大きな意味があるといえる。具体的に審査進行情報は OPD(ONE PORTAL DOSSIER)というサイトを通じてIP5特許庁の審査進行情報をすべて見ることができるものであり、遅くとも2016年までにはIP5すべての特許庁において各々のサイトを構築することにした。

また、特許審査協力分野においてはIP5の審査業務共助の実効性を高めるため、各

庁の審査結果を適切な時期に相互共有するようにした適時性戦略(TIMELINESS POLICY)に合意し、「特許調和専門家チャンネル(PHEP; PATENT HARMONIZATION EXPERTS PANEL)」という別途の協議体を構成し議論を行っている特許制度及び実務調和分野においては、過去数年間の議論の末にIP5国で優先に取り組むべき議題3つを最終的に確定し、主題別に主導庁を指定したが、韓国は米国特許庁と共に「先行技術の記載要件」、中国とヨーロッパ特許庁は「発明の単一性」、日本特許庁は「明細書の記載要件」を担当することになった。

2014年の釜山での長官会合は、2012年から開始した産業界(使用者)との疎通を通じた意見収集の努力が実質的な成果を収める重要な決定がなされた会合であり、IP5協力の長期的な方向性を設定し、使用者の要求を反映した特許制度の発展という取組み方式を確固なものにした点で、IP5協力の新たな段階への第一歩になったと評価できる。

### 3. 今後の推進計画

2008年の済州会合では、IP5業務共助のビジョンとこれについての実現のための10大基盤課題を策定されIP5協力の実態的な議論がスタートし以降、過去6年間のIP5の協力は実務グループ別に試行錯誤を重ねある程度安定期に入った。特許分類実務グループ(WG1)は、CHC (COMMON HYBRID CLASSIFICATION)<sup>44</sup>を経て2013年6月 月 GCI (GLOBAL CLASSIFICATION INITIATIVE)<sup>45</sup>に合意することによって、その協力の枠を整えることができ、検索戦略と審査結果の共有、共通出願の書式、機械翻訳等の議論からスタートした情報化実務グループ(WG2)は、OPDを含む GLOBAL DOSSIERの取組みと特許情報の活用(普及)に集中し、特許審査政策実務グループ(WG3)は、審査官の訓練政策、審査関連統計等からスタートして現在は、特許審査はハイウェイ (PPH)と適時性戦略をはじめとする業務共助(WORK-SHARING)、共助特許協力条約(PCT)分野の協力、品質の管理だけでなく別途の特許調和専門家パネル(PHEP)会合を共に開催しながら特許制

<sup>44</sup> IP5が事前合意により共通の意見(共通分類)を作った後、IPC勘定に取り組んだプロジェクト(2013年6月に正式に終了)

<sup>45</sup> 内部分類(CPC、FY)間でお互いに一致した分野又は新技術分野に対するIPC勘定に取り組む FRAMEWORK(2013年6月にMANDATE承認)

度の調和についての議論まで行っている。

これからのIP5協力は、その根本的な目標である業務共助の効果的な実現、ユーザー中心の特許システムの構築、そしてIP5を通じた世界特許制度の発展という方向へと進む計画であり、このために実務グループ別に整った推進の枠の中で課題別に議論が益々活発化して多様化する見込みである。

このような側面で2015年5月に中国にて開催されたIP5長官会合では、これまで総体的に速度を出せなかった品質管理及び審査統計指標分野における推進方向を初めて設定し、韓国特許庁が提示した着手前の協業審査(CoBOA)をIP5全体に拡大して推進することにし、既に施行中のIP5 PPHの改善方向について議論を行い効果的な業務共助のための方策が模索できた。また、去る釜山での長官会合以降に産業界がグローバルドシエ(Global Dossier)分野について新たに提案した優先推進の短期課題に対する各庁の推進方向、そして特許制度の調和分野において各庁が主導している3つの優先課題に対する進行経過を報告し承認したことによってユーザー中心の特許システム構築を推進でき、GCIを通じた特許分類改正状況を点検し、PCT制度改善のためのIP5レベルでの協力事業を新たに発掘することによって、IP5通じた世界特許制度の発展を議論する契機となることを期待している。

### 第3節 商標先進5ヶ国特許庁(TM5)体制の強化

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ヤン・ムンジュ

#### 1. 商標先進5ヶ国特許庁の協力推進経過

##### イ. 推進背景

10億ドル以上の損害賠償額の評決で注目されたアップルとサムスン間の知的財産権紛争からみても分かるように、知的財産権分野における商標及びデザインの重要性が台頭している。2011年の商標・デザイン出願規模は、世界全体において大幅な増加(商標9.6%、デザイン12.5%)となったが、多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国、ブラジルだけでなく、最近は中国、インドの商標、デザイン出願も急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標で多くの国に出願できる多国出願が増加趨勢であるという点だ。多くの国において商品とサービスを販売してる企業の立場としては、一つの商標で多くの国において登録を受けて使用する商標管理が必修的な時代となっている。このような状況下において、韓国企業が主な出願国において商標・デザインの権利確保を容易に行うためには、商標、デザイン分野における国際協力の強化が必要だと提起された。

##### ロ. 商標先進5庁体制の形成

商標・デザイン分野の国際協力の強化に関する高い要求に応じ、韓国特許庁は2009年4月に、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入について議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加の意思を表明し、TM3は2010年に商標3庁の会合に韓国をオブザーバーとしての参加を決定した。さらに2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁は商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には、第1回商標先進4庁会合をの開催により商標先進4庁体制が

本格的に発足した。この会合では新しい会合の運営規則について制定、4庁間の協力事項についての検討及びユーザーグループとの懇談会等の意味のある成果を導出し、韓国は商標分野においてグローバル協力体制を強固にした契機となった。2012年にはオブザーバーとして参加した中国が正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制となりTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入した後、商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加してTM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

## 2. 商標先進5庁会合の主な成果

### イ. 2013年TM5定例会合の成果

韓国特許庁は2013年のTM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたり定例会合を成功裏に終えた。同会合では、韓国特許庁がTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し公式事業として採択された。「審査結果の比較分析事業」は、TM5国間で同一商標についての審査結果を比較、分析することであり、各国の商標法と審査基準、審査慣行等の差異について理解するとともに、これを基に統一化を模索する一方、出願人に比較、分析資料を提供して海外への出願時に審査結果の予測に役立てるものである。

また、2013年の定例会合では、国内外のユーザーグループ代表70名余りが参加し、各国の制度について深度ある質疑及び応答が行われ、TM5協力事業についてユーザー側の意見を聞くことができた。

### ロ. 2014年の中間会合及び定例会合の成果

2014年の中間会合及び定例会合では、日本と米国が提案した「マドリッド国際出願

に対する情報提供事業」と「非典型商標分類基準の作成事業」が新規事業協力の範囲に採択されTM5協力の範囲が拡大する契機となった。また、図形商標検索システムの構築事業と悪意的な商標出願に対応する事業についての最終報告書を採択し、これまで取組んできた協力事業の可視的成果を引き出した。

また、2014年の定例会合では、TM5会合においてデザイン関連の議題を分離してデザイン分野の別途の5ヶ国協力体の設立について合意を引き出し、デザイン出願の増加及び国際協力需要増大にもっと効果的で緊密に対応できる基盤を整えた。

#### ハ. TM5協力事業の進捗状況

2014年の定例会合では、5ヶ国の商標及び商品を一度で検索できるTM-View及びTM-Class事業、5ヶ国共通認定の商品目録構築事業、悪意的模倣出願の防止対応策等、既存9の協力事業に対する進捗状況を点検し、今後の進行方向について深度ある議論を行った。

<表VI-2-1>TM5の主要協力事業

協力事業 (主導庁)	事業進捗状況
TM-class Taxonomy (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30ヶ国の認定商品名称が検索できるシステムの構築、運営 (2013年、ヨーロッパ、米国、韓国が参加)、(2014年)日本、SAIC参加予定</li> <li>・ 商品類検索便宜向上のためのNice分類体系を (2013年)ヨーロッパ、WIPO導入、(2014年)韓国、日本、SAIC、米国が導入検討</li> </ul>
TM-view (OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30ヶ国の商標出願、登録情報が検索できるシステムの構築、運営 (2013年)ヨーロッパ、米国、韓国が参加、(2014年)日本、SAIC参加検討</li> </ul>
共通認定商品目録 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員国すべてが認める商品名称目録の構築 (2013年)4ヶ国(中国除外)参加、約15千件構築、(2014年)中国正式参加</li> </ul>

悪意的商標対応セミナー(JP0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪意的商標出願に関する各国の審査制度を共有、セミナー開催</li> </ul> (2013年)日本開催、TM5審査制度設問調査(2014年)香港開催、最終報告書発刊
TM5 ウェブサイト(KIPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TM5公式サイトの構築、運営</li> </ul> (2013年)韓国ウェブサイト設計、構築、(2014年.4月)開通、四半期毎アップデート
共通統計指標(OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通統計指標の設定、国家間情報交換及び活用</li> </ul> (2013年)49の共通統計指標に合意、(2014年)2013年の統計収集及び交換
共通状態指標(USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標出願の法的処理状態を表示する共通指標の設定</li> </ul> (2013年)共通状態指標に対する意見収集、(2014年)共通状態指標合意
図形商標検索システムの構築(JPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国で開発している図形商標検索システムの構築情報の共有</li> </ul> (2013年)ヨーロッパ、日本で構築検討中、韓国構築、(2014年)実務会合開催(日本)、最終報告書発刊
審査結果比較事業(KIPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の審査事例比較分析、ユーザーに国別の審査情報提供</li> </ul> (2013年)韓国新規事業として採択、(2014年)研究対象・方法・推進日程合意
デザインカタログ(OHIM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国のデザイン図面提出要件を比較整理</li> </ul> (2013年)カタログ内容の収集、(2014年)カタログ発刊

### 3. 今後の推進課題

2013年のTM5議長国としての選出と、TM5の定例会合の開催国としての役割を担うことになったのは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願の便宜を向上する政策目標に基づきTM5の協力体系を積極的に利用する戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割を充分果たし、定例会合を順調に開催することで、商標先進5ヶ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置づけを堅固なものにした。また、2014年にTM5ウェブサイトを開通し「審査結果比較分析事業」を効果的に取組み協力事業にも積極的に参加した。このような基盤を基に、今後韓国企

業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進行しているTM5協力事業が計画とおりに進み実りを結び、新規協力事業を発掘して取組むことができるよう加盟国との緊密な協力関係を維持している。特に各国の指定商品・サービス業の目録が異なることにより発生する商品・サービス業名称の不明確による拒絶査定を減らす共通認定事業の目録事業、多国間の商標を一括検索可能なTM-view、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTM-class等の事業は、すでにある程度実りが得られた。特に韓国特許庁が主導しているTM5ウェブサイトを通して加盟国及び各国のユーザとの情報共有及び疎通を活性化させ、審査結果比較分析事業の最終報告書の発刊を通して各国の制度についての理解を深め、長期的には制度の調和の検討についての基盤をつくっていく計画である。

## 第4節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

### 1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院等により海外主要国へ出願する国際出願が持続的に増加している。これにより韓国の出願人が、特許権、商標権等を海外市場において正当な保護を受け事業を遂行するためには、海外における韓国の知的財産権に関する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁では、米国、日本、中国等の韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させ、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進行でき、知的財産権の紛争から正当な保護を受けられる環境づくりに努力している。

特に特許審査分野においては、特許審査滞積に伴う経済的損失が世界全体において重要な課題として浮上しており、特許庁間の業務共助(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。これにより先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査共助により、もっと早く質の高い特許審査サービスを提供できる対応策が模索されることになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の取組みについて合意する。これを土台に両特許庁の該当実務部署において後続処置を取る手続きを行う。長官会合とともに両庁の局長レベル以上の高位レベル実務会合と課長レベル以下の実務会合も、主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

#### ロ. 推進内容及び成果

2014年の1年間、韓国特許庁は米国、中国、日本、ヨーロッパ、オーストラリア等と30回以上の長官会合を開催し、知的財産権専門家の派遣、特許分類の協力、特許情報交換、知的財産権教育の協力等の合意を引き出し、特に韓国知的財産行政人材及びサービスの海外進出を加速化させ、知的財産分野において行政韓流の拡大を成した。

具体的には、米国とは特許分類協力を強化させて特許文献再分類事業を持続推進、CPC試験事業技術分野の拡大、特許分類協力のMOU締結等に合意し、知的財産専門家の派遣も持続させ、2015年には審査協力分野の専門家を派遣することにした。韓国企業の進出が活発な中国との協力を強化させ、中国特許庁(SIPO)とは定期的に二国間会合を行い、知財権連絡官(Liaison)を派遣、共同先行技術調査対象の拡大、両国審判長会合の定例化、CPC分類相互協力等に合意し、中国商標庁(SAIC)とは長官会合を通じて中国内の韓国有名商標の保護のために両機関が努力することに合意し、両機関間の会合を定例化して協力基盤を拡大した。日本とは商標、デザイン、教育、審判等の各分野別の専門家会合を通じて両国間の知財権協力関係を強化し、長官会合を通じて共同先行技術調査事業の対象及び共有情報の拡大、PPH共同セミナーの開催、両国間のデータ交換拡大のためのMOU推進等に合意した。ヨーロッパ特許庁(EPO)とは、両機関の協力事業を体系的に取り組むために2014年～2015年の二国間協力ワークプランを承認し、特許分類協力、データ交換、審査協力等のこれまでの協力事業を充実させるために努力を行い、ヨーロッパ商標庁(OHIM)とは、デザインデータ交換に関するMOUを締結し、ヨーロッパ商標庁のデザイン検索システムであるDesignviewに韓国のデータを提供して韓国語の検索機能を具現した。

韓国特許行政サービスに対する関心が増大することにより、知的財産行政における韓流拡大にも力を注いだ。アラブ首長国連邦(UAE)側と特許審査の代行及び人材派遣に関する協議を終え、2014年6月に韓国審査課5名をUAE現地に派遣して特許審査代行サービスを開始した。2014年9月には韓国特許庁の情報システムを基盤にUAE特許情報システム構築のためのMOUを締結した。MOU締結を通じてUAE政府が特許審査代行とともに情報化システム構築のパートナーとして韓国を選択したことによってUAE が取り組んでいる特許庁審査基盤づくり事業に韓国が中枢的な役割を果たすことになった。サ

ウジアラビアは韓国特許庁をPCT国際調査機関に指定し、中東地域PCT審査サービス輸出の橋頭堡を築き上げた。現在PCT国際調査サービス市場は、多くの国が新たに参入を試みており、既存の19の国際調査機関も業務拡大を図る等、PCT国際誘致競争が激化する状況において収めた成果であるため益々意味が大きい。

特許審査ハイウェイ (PPH) については、IP5 PPH及びフローバルPPH(13ヶ国参加)等の多国間PPHに参加し、韓国とPPHを施行する国が2013年は14ヶ国であったが、2014年は21ヶ国に拡大され、制度利用においても従来の二国間協約に基盤を置くPPHとは異なり、一つの申込書で多数の国へPPHを申し込むことができるようになり利用者の便宜性が大幅に向上された。

このようにPPH施行国が増加するにつれ、韓国企業が海外において特許登録をより早く簡単に受けられる道も拡大された。海外で特許登録を受けられる新しい「高速道路」が開通されたのである。特許庁の観点からみると、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単に正確に活用できるようになったことから、審査の品質を向上させ、審査期間を短縮できる効果を納めることができる。PPH対象国の拡大とともに、PPHが企業において海外における特許登録を迅速に受けれる効果的な手段であるという認識が拡大されており、このような観点からPPHは現在まで導入したか、導入を検討中であるグローバル審査共助のプログラムの中で最も成功的な制度であるといえる。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体へ拡大されることにより、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は、韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業について展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。特に二国間会合を知的財産行政の韓流拡大のためのセールス外交の場として活用して、アラブ首

長国連邦(UAE)特許情報システムの輸出、サウジアラビアにPCT国際調査サービス提供を合意する等の成果を収めた。これからも特許審査共助等の二国間協力は継続して拡大する見通しである。

## 2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 シム・ウヤン

### イ. 推進背景及び概要

成長エンジンとして知的財産に対する認識が拡大し、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。これにより韓国特許庁は、韓国企業の進出及び交流が拡大されている次世代有望経済圏国を中心に、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を続ける計画である。

### ロ. 推進内容及び成果

2014年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、EPO等の主要パートナーと二国間協力を持続的に推進するとともに、中東、アジア、中南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に努力してきた。

特に2014年には中東の国との協力を強化し、韓国の先進特許行政を伝授することに努め多くの成果を収めた。ポストオイル(Post-oil)時代に備え、知的財産を国家革新資源として取組む中東の拠点国であるアラブ首長国連国(UAE)とは、韓国の審査官がUAE現地に派遣されUAE特許審査業務を開始した。派遣された審判官は、特許審査のみならずUAEの知的財産権法、制度改善のためのコンサルティングもともに行った。2014年9月にはUAEにおいて知的財産権分野の首脳会合を開催し、UAEに韓国の特許行政情報システムを輸出する内容のMOUを締結した。サウジアラビアとは2014年9月に長官会合を開催し、韓国特許庁をPCT国際調査機関として指定するMOUを締結し、知的財産権全般にわたる協力強化に合意した。

韓国企業の投資と進出が早い速度で増加しているアジア地域の新興国との協力も活発に行われた。2014年4月には韓国企業の知的財産権保護強化の重要性が強調されるベトナム、フィリピン特許庁と長官会合を開催し、知的財産権保護のための協力強化に合意した。2014年9月にはシンガポール、インド、カザフスタン等と特許長官会合を開催し、ミャンマーと知的財産権協力のための了解覚書(MOU)を締結する等の知的財産全般にわたる協力基盤を構築した。

中南米地域の特許庁とは、知的財産権分野の交流・協力の基盤を構築するとともに、韓国特許庁の立地を強化した一年であった。2014年4月には、チリとコロンビアにおいて各々知的財産権共同セミナー及び国際PPHフォーラム、11月にはブラジルにおいて審査協力関連のワークショップを通じて先進特許庁としての韓国特許庁の制度運営の経験を共有し、2014年7月にはメキシコと、9月にはチリとブラジル、コロンビアと特許庁長官会合を開催した。以降チリ及びコロンビアとは特許情報交換し、メキシコとはPPH施行に関する了解覚書(MOU)を更新しPPH-Mottainaiを要点に既存pphに比べ便宜性と活用可能性を高めた。

アフリカの場合は、特許庁はアフリカの英語圏地域の知的財産機構(ARIPO)の特許行政電算化事業の円滑な推進を支援するために知的財産権情報化専門家を1年間派遣し、アフリカ地域内において韓国特許庁の位相を高め、現地に進出した韓国企業の知的財産権関連の活動環境造成に寄与する契機をつくった。2014年7月には、ザンビア特許・企業登録庁(PACRA)と高位レベルの会合を開催し、両国間で知的財産権分野の交流をスタートさせ、PACRAの高位役員及び審査官を対象に研修課程を開設した。国際知識財産研修院のオーダーメイド型教育プログラムと特許関連機関の見学等の教育需要を考慮した同訪問研修課程に参加者は高い満足度をみせ、2015年のザンビア補助審査官訓練課程の開設も要請してきた。

#### ハ. 評価及び発展方向

2014年には、これまで順調に協力基盤構築のために努力してきたUAE等の中東国家

及びアジア国家との協力事業が実を結んだ年であると評価できる。特に韓国の先進特許行政サービスを輸出したことによって有形資源を中心になされた既存の中東国家との協力を高級知識サービスの輸出に変え、類似協力モデルを拡大する重要な契機をつくった。このようにな韓国特許庁の努力は、他の途上国を対象にする知的財産行政の韓流拡大と職場づくり外交強化に大きく貢献した。

また2014年は、中南米、アフリカ等の既存協力が少なかった国との協力をさらに強化した1年であったといえる。今年構築した友好的協力関係を基盤に、該当地域内の他の知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大されると期待される。

新興国及び途上国との知的財産権協力は、該当国の知的財産権制度の発展に寄与することができ、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めただけでなく、知的財産権保護の重要性についても認識させ、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

### 3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国機構チーム 技術書記官 ペク・ジェホン

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機構)

#### 1) 第54回WIPO総会

2014年9月22日から9月30日までスイスジュネーブにて開催されたWIPO総会において、キム・ミョンミン韓国特許庁長官は基調演説を通して韓国政府が推進中の「知的財産基盤の創造経済戦略」に関する1年間の主な成果として、「知的財産権担保貸し出しの拡大」等の知的財産の金融活性化、「ポジティブの審査制度」、「一括審査制度」等の顧客オーダーメイド型審査サービスについて紹介した。また、政府機関が有する有用な特許情報及び公共著作物等を国民に提供し付加価値を創出できるようにした韓国政府の「政府3.0」政策についても紹介した。

また、総会期間中の9月23日には、各国代表団500名余りが参加した中でWIPO韓国信託基金運用10周年記念イベントを開催した。キム・ヨンミン特許庁長官は祝辞の中で受惠国から供与国に変わった韓国の経験及びノウハウを基に韓国信託基金事業の過去10年間の成果を国際社会に紹介した。

一方、第54回総会においては、遺伝資源の保護、地域事務所の新設、デザイン法条約のための外交会合の開催等、主要議題に対する加盟国間の先鋭な意見対立により合意を引き出すことができなかつたが、次年度の総会で議論を続けることにした。

## 2) 特許協力条約(PCT)改革の議論

2008年4月と5月に各々開催された第15回目のPCT国際機関会合と、第1回目のPCT実務会合において議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に、2009年2月にWIPOが国際審査の完結性、適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査等を骨子とした「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月に各々開催された第16回目のPCT国際機関会合と、第2回目のPCT実務グループ会合においては、国際調査機関と指定官庁が同一である場合の国内出願については反復調査を実施しない方策等の国際審査の有用性向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムの試験的実施等のロードマップの主な内容について議論が行われた。

2010年2月に開催された第17回目のPCT国際機関会合においては、「3Track PCTシステム」、PCT協業審査、補充的国際調査制度の導入時期等について議論が行われた。

「3Track PCTシステム」は今後PCT実務会合及びPCT総会において追加の議論を行い、PCT協業審査は細部施行方策を構築して参加国に通報することにし、補充的国際調査制度の各国の導入時期を把握してユーザーに広報することにした。

2011年3月に開催された第18回目のPCT国際機関会合においては、中国特許文献をPC

T最小文献として追加できるよう上位意思決定機構への上程に合意し、韓国－EPO－米  
国間における協業審査に関する試験的実施の経過報告がなされた。その他にもPCT国  
際調査及び予備審査報告書の品質向上方策についての議論が行われ、補足的国際調査  
制度の活性化の必要性が指摘された。2011年6月に開催された第4回目のPCT実務グル  
ープ会合においては、PCTシステムの機能改善勧告案の実行についての結果、第3者情  
報提供システムの開発、品質フィードバックシステムの開発等のPCTシステム開発に  
関する 이슈と、中国特許文献のPCT最小文献の追加、不可抗力の事由による期間  
未遵守についての救済方策等のPCT規定改正に係わる事項を主な議題として議論した。

2012年2月に開催された第2回目のPCT国際機関品質サブグループ会合及び第19回目  
のPCT国際機関会合においては、国際予備審査機関の2次見解書作成条件の緩和、国際  
調査報告の検索戦略情報強化、補足的国際調査の導入可否等の議題について議論を行  
った。

2012年5月に開催された第5回目のPCT実務グループ会合においては、途上国への支  
援のためのPCT制度改善について、先進国と途上国間で極めて激しい対立が繰り返さ  
れ、米国、EPO、イギリスが提案したPCT品質の改善、制度の単純化、ワークシェアリ  
ング等のPCT制度改善のための方策が議論された。

2013年2月に開催された第3回目のPCT国際機関品質サブグループ会合及び第20回目  
のPCT国際機関会合においては、PCT品質の透明性と品質向上のための品質指標開発及  
び制度改善のための努力が可視化とされ、出願人による修正、撤回、補正等の手続き  
の簡素化、国際調査報告書及び見解書の品質向上、手数料値下げ、協業審査、国内及  
び国際段階の審査統合等について議論が行われた。2013年5月に開催された第6回目  
のPCT実務グループ会合においては、国際出願料の減免、国際調査機関指定要件の強化、  
PCT20/20、PCT KAIZEN、PCT最小文献についての議論が行われ、途上国はPCT制度改善  
がもたらす特許実態事項の調和問題と各国の立法自律性の毀損可能性に対して牽制す  
る雰囲気が依然として繰り返される様子がみられた。

2014年2月に開催した第4回目のPCT国際機関品質サブグループ会合及び第21回目のP  
CT国際機関会合においては、検索戦略の記録、共有と関連したcontact groupを構成

して研究を進行することに合意し、韓国特許庁が提案した検索結果と分類情報を国際調査機関に提供する提案に対する支持を獲得でき、国際機関指定手続きの改正案に合意した。2014年6月に開催した第7回目のPCT実務グループ会合では、途上国の国際出願料減免に係わる新しい基準の適用について合意し、韓国特許庁が提案した検索結果及び分類情報提供の提案はほとんどの加盟国から支持を受けたが、各国の国内法に対する検討が必要であるという理由により次期実務グループ会合で再議論することにした。

### 3) 特許法の常設委員会(SCP)

WIPOは、特許法の世界統一化のために、1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通して特許出願人の利便性を高め、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約(SPLT)に関する議論を取組んできたが、先進国と途上国間での対立はさておき、先進国間での意見対立により合意点をみつけることができない状態である。

2005年6月に開催された第11回目のWIPO SCPにおいては、特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定について合意を引き出すことができずに議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再会された第12回目の会合においては、特許システムに関する今後の検討課題として技術移転等、18のイシューを選定し今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは除外された。

2009年3月に開催された第13回目のWIPO SCPは、18の主題リストのうち、特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権(attorney-client privilege)、特許情報の伝播等の4つの優先課題が選定され議論が行われ、外部の専門家による研究進行、各国の状況を反映した深度ある報告書作成、技術移転及び異議申し立て制度に関する追加予備スタディーの進行について合意した。

2010年1月に開催された第14回目及び10月に開催された第15回目のSCP会合において

は、多数の議題について途上国と先進国間で活発な議論が行われた。途上国グループは、「特許権の制限と例外」を新たな議題について提案を行い、特許除外対象と特許権の制限に対する特許権の制限範囲拡大を主張したのに対し、先進国グループは、SCPが開発途上国の主導下において特許権を制限する方向へと傾いていくことは正しくないという共通認識の基に、特許制度の調和と関連した新たな議題(特許品質)を制限することにより、SCP本来の設立趣旨に合う環境づくりに努力を傾けた。一方、標準と特許及び特許情報の拡散、異議申し立て制度については研究及び議論を続けることに合意した。

2011年5月に開催された第16回目のSCP会合では既存の4つのテーマ(国際特許システム、特許除外対象及び例外、顧客 - 代理人特権、技術移転)の報告書に対する検討が重点的に行われたが、各議題に対する立場の違いで先進国と途上国間の政治的対立が続いた。

2011年12月に開催された第17回目のSCP会合においては「特許品質」について、第16回目のSCP会合においては、カナダとイギリスが提案した提案書についての各国の意見が反映された修正提案書、デンマークと米国の追加提案書が提出され議論が行われ、なかなか進まなかった特許法調和の議論が「特許品質」を主題に少しずつ進展した。一方、途上国で提案した「特許権の除外及び例外」については、アンケート調査に関する加盟国の回答内容をまとめ作成した報告書を補完することで、議論を進展させることに合意した。「特許と公衆保健」については、WIPO内の他の委員会の活動との重複問題により先進国と途上国間の対立が続いている。

2012年5月及び2013年2月に各々開催された第18回目、第19回目のSCP会合では、既存の6つの議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、顧客—特許助言者間の秘密維持、特許と保健、技術移転)に加え、開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの寄与」に関する議題が追加され議論が行われ、各議題に対する先進国と途上国間での極めて激しい立場の違いにより、主要争点のほとんどが最終合意に至らず、次期会合にて継続して議論することにした。

2014年1月及び11月に各々開催した第20回目、第21回目のSCP会合では、既存の6つの議題に対する議論が行われたが、特許制度が技術移転、公衆保健等にグローバルイシューに障害となり、開発及び発展と関連した議題を強調する途上国と、特許品質、依頼人の特権等の国際協力議題に対する議論の強化を主張する先進国間の極めて激しい意見の対立によりSCPの活動範囲を単純な情報収集活動のみに制限することにした。

#### 4) 商標法の常設委員会 (SCT)

SCTとは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications (商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定主題の個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項について持続的に議論を行うことに合意した。1998年7月にジュネーブで第1回目の会合を開催して以来、2013年末基準で全体で30回目の会合が開催され、主要成果としては2002年以降の8回目のSCT会合を通して商標法条約を制定することができ、2006年に商標法に関するシンガポール条約が採択されたことが挙げられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続きの国際的調和を迫る特許法条約 (PLT) と、商標法条約 (TLT) に相当するデザイン出願及び登録手続きを国際的に調査するためのデザイン法条約 (DLT: Industrial Design Law and Practice Treaty) について議論が提起され、最近まで続いている。

2011年3月に開催された第25回目のSCT会合においては、デザイン法条約の採択可否については加盟国間で異見があったが、デザイン法と慣行に関する実質的な議論については合意に至った。

これにより2011年26回目のSCT会合においては、デザイン法条約に伴う費用便益分析、条約の採択が途上国に及ぼす影響等について追加的に研究を推進することとなり、法 (Article) と規則 (Regulation) に分けて議題化されたデザイン法条約の条文別の検

討においては、加盟国間の大きな異見なしで条文が一部導出された。

2012年9月27回目の会合においては、「デザイン法条約に対する影響分析」の結果、デザイン法条約は、先進・途上国のデザイン産業発展とデザイン制度改善に肯定的であると分析され、EU国を中心にデザイン法条約の採択のための外交会合の開催が本格的に取り上げられた。そして、2012年12月に開催された28回目の会合では、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループが技術支援(案)を提案したが、先進・途上国の見解の違いを狭めることができず閉会となった。2013年5月に開催された29回目の会合では、韓国は技術支援(案)に関する議論を進展させるために、EUグループとアフリカグループが提案した技術支援(案)を基に、3つ(案)を統合した単一(案)の導出に寄与した。

2013年11月に開催された30回目の会合では、デザイン法条約の文案が一部の条文を除いてはほとんど合意段階に至り、技術支援の内容においても相当な進展があったが、技術支援規範形態において、アフリカグループは条約本文を前提にしなければ外交会合の開催はできないとした反面、米国が外交会合の決議文形式を強く主張したことにより、結局デザイン法条約の採択のための外交会合の採択は中止となった。

2014年3月及び11月に各々開催された第31回目、第32回目のSCT会合では、デザイン法条約文案と係わる技術支援規範形態において先進国と途上国間の意見違いが続き、また、地理的表示議題についても新大陸と旧大陸間の意見対立が続いた。一方、第32回目のSCT会合では、アフリカグループがデザイン法条約文案に遺伝資源、伝統知識、表現物関連の新規条項の追加を提案したために外交会合の開催は益々不透明となった。

#### 5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR: Genetic Resources)及び伝統知識(TK: Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会」を構成した。

2009年の会合においては、2008-2009会計期間のIGC権限範囲を2010-2011会計期間まで延長するか否かについては、権限範囲に含める内容についてのアフリカグループ、GRULACグループ等の遺伝資源・伝統知識の保護を強く主張する国と先進国との間で意見の違いが極めて明らかとなった。両陣営の意見を折衷し合意案を引き出すために、数回にわたる公式及び非公式の協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長が合意され、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的には途上国の陣営は、(1) 文案交渉、(2) 確実な日程の設定、(3) 法的拘束力の3つの権限範囲が必ず含まれるべきだと主張した反面、先進国の陣営では、文案交渉、日程の設定には合意するが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場をみせた。数回の文案調整後に核心争点である文案の法的拘束力の可否については、両側の立場を折衷した案が作成されて合意に至った。交渉課程の中で韓国の代表団は、キムチと中国で生産されるアフリカ特産物等を例として取り上げ、このような製品を伝統知識により保護しようとするのが概念上不明確な部分があるということ指摘し、生産的な議論の進展のためには、概念の整理と法的・技術的問題点の解決が優先されるべきだと主張した。

2010年に開催された第1回目の会計期間実務グループ会合においては、伝統文化表現物(Traditional Cultural Expressions)の保護策を単独議題として議論を行い、核心用語に対する定義と用語解説が文書に含まれるべきことを確認し、次期政府間委員会において文書上にある核心用語に対する用語集をまとめてくれるよう要求した。また、遺伝資源、伝統知識及び伝統表現物に関する政府間委員会においては、専門家から提案のあった11の条文草案の全体に関する加盟国の意見収集を完了し、非公式の「草案作成班(Drafting Group)」を別途運営して文句を簡素化した。

2011年に開催された会計期間作業班会合(IWG Intersessional Working Group)に、遺伝資源及び伝統知識に対する各国の専門家が参加し、各主題に関する深度ある議論を行った。伝統知識については、文案別の交渉よりは各条文に関する加盟国の意見収集の作業を行い文案を整理した。遺伝子資源については、遺伝資源に関する目的と原則(Objectives and Principles)についての文案構築のために各国の立場を受け入れIGCに報告を行い、2011年の会合ではIWGの議論内容だけでなく、既存の文案を持って各参加者と文案交渉を持続して行った。また、2013年までmandateを延長することに

合意し、これは2011年9月のWIPO総会において最終承認となった。2012年には新しいmandateに従って8日間に遺伝資源についての議論だけが行われ、既存のアフリカグループ、スイス、EU、LMCs(Like-minded countries)の提案を基に、遺伝資源について単一文案を引き出すことに成功した。また、米国が提案した共同勧告文(Joint Recommendation)については、日本、ノルウェー、カナダとともに共同提案者となり、各先進国と共助体制を形成した。

2013年及び2014年のIGC会合は、外交会合開催について及び遺伝資源等の効果的な保護方案について議論が継続され、途上国を主軸とする資源提供国は、過去12年間に十分な議論がなされたという理由からIGC活動を終了し外交会合を開催したいという立場である反面、韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は、依然として両グループ間の立場の差が大きいため、外交会合の開催は時期尚早だという立場だ。一方、遺伝資源等の効果的な保護方案と関連しては、資源提供国は遺伝資源の安定的な利用及び適切な代価支払い等のために出所の公開等を特許許容要件として新設することを主張したが、資源利用国は当事者間の契約を通じて遺伝資源の保護が可能であるから、出願人の負担と法的に不確実性が加重する特許要件の新設に反対している。

2014年には遺伝資源及び伝統知識保護に係わる統合文案の議論のために第26回目のIGC(2014年2月)、第27回目のIGC(2014年3月)、第28回目のIGC(2014年7月)が開催され、遺伝資源・伝統知識保護関連の利益共有、特許出願時の出所公開義務等を要点とする遺伝資源・伝統知識の保護関連協定文(案)の主要イシュー及び2014年WIPO IGC活動及び結果に対する2014年WIPO総会(2014年9月)報告(案)について議論された。

## 6) 国際特許分類(IPC)会合

IPC(International Patent Classification)は、発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に関するストゥラスブルール協定」により設立され、2014年1月1日からIPC-2014.01バージョンが使用されている。現在、ストゥラスブルール協定加入国は62ヶ国であり、韓国は1999年10月8日に加入した。

2009年3月に開催された第41回目のIPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、拡張レベルに統合させ一つの分類体系のみ使用することに決め、IPC発行周期を年1回にして電子版形態による発行を原則とし、改正プロジェクトの数が急激に増加する場合は、委員会で年2回において発行数を増やすことができるようにした。また、IP5共同特許分類のプロジェクトは、三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会合プロジェクト)より優先的に改正することにした。EPOとロシアは、ナノ技術をすべて含んだ新しいタイプの補助分類のJセクションを新設することを主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術と関連した文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野について取り扱い、B82Yと同じ技術的側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し加盟国の同意を得た。2009年11月に開催された第21回目のIPC実務グループ会合においては、25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9の技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討等が論議された。8のセクション(A~H)に新しいセクションJ(ナノ技術)をつくることを希望する米国の提案は、分類関連ITシステムの変更、分類枠の大規模な変化等の理由で採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB852Yを新設し、その下にメイングループ(1/00~99/00)において義務的にB82Yを使用し、副分類を付与することを決めた。

2010年2月に開催された第42回目のIPC専門家会合においては、IPC基本レベルをなくし、現行の拡張レベルに統合することにより一つの分類体系のみ存在させ2011年から施行することにした。IPC発行周期は年1回の電子版形態で発行し、IPC改正関連の文書は2011年から修正版を提供して使用することにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会合プロジェクトと同様に、IPC改正時に他のプロジェクト(IPC改正作業班プロジェクト)より優先的に改正することにした。

2010年11月に開催された第24回目のIPC改正実務グループ会合においては、第23回目の会合に続く議論が持続中である25(機械12、電気11、化学2)の改正案、35(機械14、電気18、化学3)の定義プロジェクト、16(機械6、電気3、化学7)の整備プロジェクトの検討を通してIPC改正案の採択可否及びエラー修正等を議論した。韓国代表団は、F

005(太陽光関連電気分野)の改正案について議論を主導した。

2011年2月に開催された第43回目のIPC専門家会合においては、韓国特許庁が初めて細分化して提案した太陽光技術分野の分類表をはじめ、56の改正プロジェクトが最終承認となり、2012年1月に改正されたIPCに反映された。

2012年2月に開催された第44回目のIPC専門家会合においては、第43回目のIPC専門家会合で採択された太陽光技術分野の定義部分を含め、70の改正プロジェクトが最終承認となり、EPOとUSPTOが共同で推進した米-ヨーロッパ特許分類(Cooperative Patent Classification, CPC)の開発進捗状況と、これに対する他国特許庁の立場について議論を行い、IPCの改正により遂行すべき過去文献の再分類作業をIPC再分類システムを通して2013年1月から遂行することに合意した。

2013年2月に開催された第45回目のIPC専門家会合においては、39の改正プロジェクトが最終承認され、光学要素に関する分類個所であるG02BのIPC改正プロジェクトについては、韓国特許庁がプロジェクトの管理者として選定され、専門家会合において行われたIPC分類表の最終承認をIPC改正実務グループ会合に委任することに合意し、IPC再分類システムを通して遂行した再分類作業の結果と問題点及び改善事項などについて議論した。

2014年2月に開催されら第46回目のIPC専門家会合では、34の改正プロジェクトが最終承認され、このうちの16の改正プロジェクトがIP5協力体制であるGCI体制を通じて活発に行われていたことが確認され、GCIが反映されたIPC改正政策及び手続きの修正案が提案された。また、韓国特許庁を含むCPC試験実施庁、CPC使用庁のCPC使用状況を点検し、CPCにより分類された新規公報及び再分類の結果のCPC情報をWIPOデータ標準であるST. 96方式でEPOのDOCDBに伝送することに合意した。

韓国特許庁は、韓国産業に適合したIPC改正のために今後もIPC改正関連の会合に積極的に参加し、世界的に競争力のある韓国技術分野のIPC反映及び細分化のために新規IPC改正プロジェクトを積極的に発掘・提案する予定である。

## 7) マドリッドシステム

マドリッドシステムは、マドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書で構成され、マドリッド協定又はマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加入したものと認められる。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟しており、加盟国はマドリッド協定及び議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会合を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回目の制度改善実務会合においては、マドリッド出願言語の追加と関連し、アラブ語等の4つの言語の他にも年間1,000件以上であり、全体国際出願のうちの占有率3%(dual threshold)に該当する言語をマドリッド出願言語として追加できる原則設定についてほとんどの加盟国が賛成した。韓国特許庁は今後韓国語も出願言語に含めるため、マドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完等の努力を続ける計画である。スイスが提案した分割国際出願(登録)の許容については、「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国において、これに対する議論は不必要だと意見を提示し、大半の加盟国において案件の公知が遅すぎたために十分な検討ができなかったと問題提起したため、国際事務局において研究報告書を作成した後で次期会合において議論を行うことにした。

2010年7月に開催された第8回目の制度改善実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、集中攻撃制度の改善、マドリッド国際商標の発展方策等について議論した。参加国は「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」に対する意見をWIPO電子フォーラム(Electronic forum)に改進し、これを根拠に基礎要件廃止の波及効果及び長・短点を検討した後で、次期会合で議論を継続することにした。

2011年7月に開催された第9回目のマドリッド実務会合においては、マドリッド基礎要件の廃止、国際登録分割制度の導入、マドリッドシステムの簡素化のための共通規則改正方策等を議論した。加盟国間で「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集

中攻撃Central Attack)」に対する意見が対立し、事務局が集中攻撃及び転換制度に対する追加研究を進行し、これを土台に次期会合において再議論することにした。国際登録分割制度の導入についても加盟国間の立場が対立し、次期会合においてスイス等が具体的な代案を提示し、これについて再び議論を行うことにした。

2012年7月に開催された第10回目の会合においても国際登録分割制度の議論がなされ、WIPOは分割及び合併制度を締約国で自律的に導入することを提案し、スイスは締約国の自律で導入するが、導入しない国はWIPOに別途宣言を行うことを提案したが、大半の加盟国が慎重に検討したいと主張したことにより、次期会合において再議論することにした。その他にマドリッドシステムの簡素化のため、4つの通知書(仮拒絶通知以降の保護付与記述書、国際出願書の減縮商品・サービス業、事後指定書の商品・サービス業、減縮申請書の商品・サービス業)に対する国際事務局の翻訳業務簡素化、マドリッド共通規則のうち、本国官庁を通して事後指定出願義務化に係る規定及び保護付与記述書の通知関連経過規定を削除することに合意した。

2013年11月に開催された第11回目の会合においては、手続きの継続、指定国において実際に保護を受ける商品・サービスに対する更新登録の許容、更新登録がない場合に権利者及び代理人に通知するマドリッド共通規則の改正について合意した。国際登録分割制度については11回目の会合においてWIPOとスイスの提案を基に討論した結果、加盟国間の分割・合併制度の導入趣旨は肯定的に検討されているが、導入方式(集中方式又は分権化方式)については意見が不一致し、次期会合において再議論することにした。一方、「基礎要件(Basic Requirement)の廃止及び集中攻撃(Central Attack)」制度の廃止に対する賛否両論の中、集中攻撃の凍結(freezing)が折衷案として提示された。基本的にヨーロッパ系の国は、基礎要件・集中攻撃制度の維持を主張している反面、韓国を含む米国、オーストラリア等は出願人の便宜及びパリ一条約の商標保護独立の原則を理由に、集中攻撃の凍結を支持した。。

2014年10月に開催された第12回目の会合では、「電子出願利用時の期限を未遵守に対する免責規定の新設」、「標章の説明に対し基礎要件緩和」、「事後指定申請に対する国際事務局審査権限の明示」、「事後指定時の使用意思宣言関連規定の改善」、

「手数料免除事由の追加」について共通規則を改正することに合意を成した。国際登録分割制度についてはWIPO 国際事務局で集中方式(CENTRALIZED)による分割・合併制度の導入に関する提案を提出したが、一部の国ではシステムの複雑性の増加憂慮を理由に反対を示し次期会合にて再議論を行うことにした。一方、集中攻撃の凍結に関して依然に賛成と反対が対立し、WIPO国際事務局は全世界のユーザを対象に従属性規定の長短点についてのアンケート調査を実施し、次期会合にて結果を報告することにした。

今後、国際登録の分割・合併制度の導入及び集中攻撃の凍結等と関連して、韓国出願人の便宜を高めるための立場が十分に反映されるように積極的に対応していく必要がある。

#### 8) 開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)が発足された。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるために2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで4回の会合を開催した。2007年9月の総会では、WIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6クラスター(A~F)<sup>46</sup>、45の勧告(recommendations)を採択した。その具体的な履行方法を議論するために2008年から発足した開発委員会(CDIP)は、2013年まで25のプロジェクトを採択し、このうちの19課題は完了し6課題は推進中である。

2010年4月に開催された第5回目のCDIP会合においては、第3回及び第4回目の会合時に韓国が提案した事業を土台に作成された事業文書「ビジネス発展のためのIPと商品ブランディング」及び「開発課題に対するソリューションとして適正技術情報の活用能力強化」が開発アジェンダ履行事業として提出され、途上国と先進国の両方から好

---

<sup>46</sup> Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

評と積極的な支持を受け採択された。この他にも第4回目の会合時に議論されたが商標分野の合意失敗により再上程された「IPと公共の領域」に関する事業及び新規に提出された「IPと社会経済的発展」に関する事業が承認された。CDIPの調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式については、加盟国が数回にわたる公式及び非公式の議論を行い合意案を導出し承認され、WIPO活動範囲全体にわたる開発アジェンダの主流化を目的に、ブラジル、エジプト、インド、メキシコ等の18の途上国で構成される開発アジェンダグループが発足され、会合全体にわたりグループの立場を強硬に提示した。

2010年11月に開催された第6回目のCDIP会合においては、WIPO開発アジェンダ勧告と関連し履行中である事業の状況についての点検を行い履行方法等を議論した。第4回目の会合時から先進国と途上国間で争点となっていた「IPと技術移転：共同の課題-ソリューションの導出」事業については、事務局が会合進行中に意見を反映した修正案を作成する等の多角的な努力により妥結された。また、新規で上程された「公開協力プロジェクトとIP基盤モデル」に関する事業も、大きな見解の違いなしで事務局が一部加盟国の意見を基に修正案を作成し妥結された。第5回目の会合及び第48回目のWIPO総会において採択された、[調整メカニズム及びモニターリング・評価・報告方式指針]に対する後続細部議論を行い、総会に開発アジェンダの履行状況を報告しなければならない「WIPOの関連組織の範囲及び報告方式」について、地域別グループ会合及び非公式的協議を経たが、先進国と途上国間で意見の違いにより合意に至らなかった。

2011年5月に第7回目のCDIP会合が開催されたが、新規プロジェクトの推進に積極的な途上国グループと消極的な先進国グループが先鋭に対立した末、会合が「中止(suspension)」となった。11月に再開された第7回目の会合においては、5月会合の跛行の契機となった「途上国と最貧国間のIPと開発協力増進プロジェクト及び同プロジェクトに伴う「定例のコンファレンス及び地域間会合(inter-regional meeting)」の先進国の参加可否及び資格問題に対する議論が再開され、同イシューは2012年1月まで会計期間会合を通して合意される内容によって実行することを前提に採択された。その後続いた第8回目のCDIP会合においては、「IPと技術移転：共同の挑戦課題-解決策

の導出」及び「特許とpublic domain」の3つの新規事業が採択された。

2012年4月に開催された第10回目のCDIP会合においては、「開発アジェンダ履行の義務を有する関連機構の範囲」、「IPと開発に関する新規アジェンダ採択」等、以前の会合時から継続していた争点を妥結することに失敗し、「開発アジェンダ関連機構」について先進国と途上国間の立場違いが続き、これに対し途上国は先進国が開発アジェンダの中心化及び総会の指針に逆行していると強い不満を提起した。また、「WIPOの技術的支援活動に対する外部検討報告書(以下、検討報告書)の勧告のうち、WIPOが履行すべき勧告が新規に争点として浮上し始め、先進国はWIPOの事務局が検討報告書上の勧告を分類したものの中からCategoryBに集中すべきだという立場を強く主張した。途上国は事務局の分類に同意できないという立場を堅持し、検討報告書上の勧告を全般的に再検討することを主張した。

2012年11月に開催された第11回目のCDIP会合においては、先進国は開発に係わるプロジェクト式接近法は許容するが、「開発アジェンダ」を名分にWIPOの過度な開発中心化と、途上国の知的財産権規範の議論に関する主導権確保の試みは許さないという立場を明らかにしたのに対し、途上国はこのような先進国の動きに「IPの開発指向的(development oriented)活用」を勧告した開発アジェンダの趣旨と総会の決定に反するとし、強く不満を表出した。

2013年に開催された11回目、12回目の会合においても、これまで主要争点分野であった「開発アジェンダ履行の義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」等のCDIP業務推進の基本哲学において、依然として先進国と途上国間の視覚差を狭めることができず会合が終了された。ただし、技術支援の外部検討においては、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項の中の技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分については合意がなされ履行となる進展があった。一方韓国は、途上国のビジネス創出のためのIPとデザイン管理事業を2013年5月の11回目の会合において提案し、11月の12回目の会合において多くの加盟国から関心と支持を受けWIPOの正式事業として最終的に採択される成果を取

めた。

2014年5月及び11月に各々開催された第13回目、第14回目の会合では、韓国が提案して第5回目の会合にて採択された適正技術情報活用能力の強化事業に対する2段階事業が追加で承認され、開発アジェンダ履行に対する外部検討基準は数回の非公式会合を経て先進国と途上国間での意見を調整することによって最終承認されたが、IPと開発に対する国際コンファレンス開催及びWIPO技術支援に対する外部検討の履行可否は合意を引き出すことができず、次期会合において再議論することになった。

ロ. APECの知的財産専門家会合 (IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会合 (INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS EXPERTS GROUP; IPEG) はAPEC 貿易投資委員会 (COMMITTEE ON TRADE AND INVESTMENT; CTI) 傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想 (INITIATIVE) の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権の発展と相互協力を追及している。

2005年APEC内の知的財産権分野において最も重要な議論事項は、韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内で知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を構築するためのものであり、「2005年6月の通商長官会合 (MRT) において最終承認となり採択された。

同構想は、知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の策定について取り上げており、加盟国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国特許庁は中国及びASEAN市場等において韓国知的財産権保護の必要性等を念頭に置き、共同提案国として参加することにより、同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした

2007年には同構想を根拠に開発された5のモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、9月にシドニー

で開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語の使用を巡る先進国及び途上国の先鋭な対立の中で、韓国は仲裁的役割を立派に遂行した。

これまでAPECにおいて知的財産権の効率的な管理と執行のため、概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起してきたが、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するために、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案し採択され、これにより同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多くの加盟国が満足し、これに応じ2010年9月に後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成深化課程」をさらに提案し事業承認を獲得した。また、これとは別途に、新しいIPの創出及びこれを通して最貧国及び途上国を支援する事業の取組みとして21のAPEC加盟国及び国際機構、NGO等を招聘し、2010年6月にソウルにて「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品をブランド化するための直接的な支援要請に応じ2011年4月には、「APEC1村1ブランド事業」をAPEC後続事業として承認を受ける等、ブランド事業を連続に確保した。

2012年2月に開催された第34回目及び6月に開催された35回目の会合においては、韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品(「ANJIAN」)及びチリの果物カクテル(「MAQUIRE」)に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することによって、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的な恵沢が受けられる事業として加盟国内で好評を受けた。一方、2010年9月に承認された「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成上級課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)、及びe-ラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することによって事業を無事完了した。タイでの同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からみても分かるように、韓国はIP情報化教育を行いAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を遂行したものと評価された。近年のAPEC知的財産権会合の基調は、伝統的に議論されてきた特許・商標

及び執行とともに地理的表示制度、インターネット関連知的財産権、著作権・水際処置・放送等、議論の範囲が拡大している趨勢である。基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては国益によって立場が対立する様相をみせている。2012年の第34回目の会合において米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年の第35回目の会合において日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連の国際条約加入拡大」の協力構想等が利害関係国の反対により採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会合の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策の情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘し提案することにより、持続的な協力を強化する必要があると判断される。これにより韓国は2013年1月の36回目の会合において、先進-途上国間の開発格差を減らし、APECレベルの適正技術開発事業のモデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェアリング議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容は、加盟国間の適正技術の政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの具現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのワークショップの開催を目標にした。ケーススタディーは韓国特許庁内部の予算で加盟国の需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォータポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェアリング：適正技術ワークショップ」を提案してAPEC基金約9万ドルを確保することができ、2014年7月に同コンファレンスを成功的に開催した。一方、2013年10月にバリにおいて開催されたAPEC首脳会合の午餐会で、VIPによりAPEC加盟国の公平性ある持続可能な成長達成策として適正技術ワークショップの開催計画を紹介する成果を収めた。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。韓国特許庁は、2014年2月に第38回目のIPEG会合において、2014年のAPEC基調と連携し、加盟国間の実質的な協力を引き出すことができる

議題として「中小企業革新及び知的財産権の活動促進のための協力構想」について提案を行い、この協力構想は万章一致で承認された。この協力構想は知的財産権を通じて中小企業の革新を支援することにより、APEC域内の貿易及び投資の活性化に寄与することを目的としており、アンケート調査等を通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有(2014～2015年)、APEC基金を活用した研究役務を実施して関連政策に対するマニュアルを製作(2015～2016年)、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供(2017年)することが主な内容である。

このように韓国特許庁は、APEC知的財産権専門家会合(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を引き出す議題を提案し会合を主導することによって、知的財産権先導グループとしての役割を遂行することに最善を尽くしており、韓国の国レベルを高めるために絶え間なく努力している。

#### ハ. その他の国際機構及び多国間交渉

##### 1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機構(WTO)創設以来、貿易の円滑化のための後続交渉が持続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回目のWTO閣僚会合を通して発足された世界貿易機構(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来の初めての多国間貿易交渉である。「開発」という名前をつけたのは、過去行われた交渉とは違い、途上国の開発に重点を置くべきだという途上国からの主張を反映したからである。交渉発足当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等により未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は、農業、非農業(NAMA)及び規範議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を付加するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異

見を解消できず、合意を引き出すことができなかった。2009年3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催されたが、定期理事会の開催の間に特別会合を開催して立場の違いについて調整する交渉が進行された。2009年12月にジュネーブで開催された第7回目のWTO閣僚会合においては、2010年のDDA交渉妥結に向けて第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意したがこれといった進展はなかった。2010年の下半期に、2011年中にDDA交渉の妥結を再度の目標として設定し、TRIPSで議論中のGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に再開することに決めてその準備作業を行った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、主要イシューに対する先進国と途上国の立場の違いが依然として先鋭に対立し、議論を進展することができなかった。既存の途上国と相互協力的な関係を構築していたEUが途上国の意見に対し積極的に同調しなくなり、先進国、EU、途上国間の意見対立がさらに明白になった。すなわち、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきだと主張していることに対し、EUはこれに反対している。また、米国はACTA(以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「偽造品に対する供給ネットワーク遮断による知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、同議題に対し途上国が大きく反発し提案書内容についても批判的な立場を見せ、インドネシア、南アジア共和国を含める途上国は、偽造品の取引防止に関する交渉(ACTA, Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国の業界利益にだけ反映する交渉であり、現時点においては締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSの代替となる新しい規準となり、先進・途上国間のRTA(Regional Trade Agreement、地域貿易交渉)交渉時には先進国が途上国に同基準を強要する状況を招くものと憂慮しており、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しである。韓国は、米国、日本等の同案件に対する意見が一致する国との間で持続的な協議が必要であるとみている。

2013年及び2014年に開催されたWTO TRIPS理事会においては、米国とスイスを除いたほとんどの国が反対し非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学等のイシューは途上国と先進国の立場の差を狭めることができない状況である。先進

国グループは生命工学についての議論をWIPO IGCにおいてのみ議論をしたいと主張しているが、途上国の反対によりこれさえできなくなる等、二つのグループ間の先鋭な意見対立が続いている。一方、2014年の会合において途上国は、近年国際的に公衆保健を脅かす伝染病に対する共助のために医薬品の強制実施要件を緩和することを主張したが、先進国は医薬品と関連する強勢実施権の正当性は認めながらも同事案が単純な知的財産にだけ極限される問題ではなく、経済規模、貿易、関税等の経済全般に関するものであるから、より慎重な接近が必要だと主張した。

## 2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用により発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択により国際社会は生物遺伝資源をはじめ、自国の生物資源に対する主権的な権利が認められる。

CBDは先進国の生物資源の利用により、正当な利益が割り当てられず被害を受けていることを主張する途上国の立場を反映し、「遺伝資源の利用により発生する利益の公平な共有」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには、遺伝資源提供国に事前通報承認(Prior Informed Consent, PIC)を求めなければならない、利用方法及び正当な利益の共有条件等について、相互合意条件(Mutually Agreed Terms, MAT)を別途従うことを規定した。

2010年3月に第9回目のABS作業班会合において、既存の文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が可視化となった。2010年7月に第9回目のABS作業班の再開会合において、カリ草案を土台に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月に地域間交渉グループ会合を経て2010年10月30日に、第10回目の生物多様性条約の当事国総会最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在各国では国内履行のための法制度の整備作業に取り組んでおり、韓国は環境部主管下で名古屋議定書履行TFチームを構成し履行準備を進めている。しかし、最も重要なイシューは連絡機関(focal point)、責任機関(competent na

tional authority)、点検機関(check point)等の各主要機関を指定することである。特に遺伝資源の接近を要求する際に、PIC(事前通報承認書)を発給する責任機関の指定及び遺伝資源のモニターリング機関である点検機関の指定に関しては関係部署(省庁)の間の緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議提書の政府間委員会においては、グローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立等の主要イシューについて、本会議と同時に進行した各主要イシュー別の分科会合(Contact Group Meeting)を活用して会合時間を効果的に活用した結果、各イシュー別の議論が進展をし、同案件に対する議論は今後開催される専門家グループ会合にて本格的に進行される予定であり、同会合に備えて細部イシュー別の韓国の立場を整理する必要がある。今後多国間の利益共有体系(Contact Group Meeting)の必要性和様式(Modality)を巡り、先進国と途上国間の先鋭な意見対立が予想され、これに対応する論理及び徹底した準備が必要である。

2012年10月に開催された第11回目の生物多様性条約の当事国総会においては、名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に関する再確認及び今後の日程について議論を行い、これまで議論したABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、制定体系、資源動員に係わる議題についての議論が続いた。グローバル多国間の利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方案は同システムの必要性に対する国家間の合意導出後でないと議論ができないものとみているため、今回の会合での韓国側の基本立場は、資源利用国の立場を反映し先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという韓国側の意見を明確にし、ABC情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうちのABS Clearing- Houseの役割は、国内の遺伝資源状況等の情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、online包括機能を担い、情報登録及び検索を許容する内容で議論が持続された。2014年2月に第3回目の名古屋議定書政府間委員会の会合(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回目の名古屋議定書当事国会合の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-House等の主要未解決の争点について議論が行われ、2014年10月には平昌において第12回目の生物多様性条約当事国の総会が開催された。

#### 4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 工業事務官 ファン・サンドン

##### イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は、特定の国との間で排他的な貿易特恵を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)は、世界化とともに今日の国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。1995年にWTO体制発足の前後に、多国間貿易交渉等により全般的な関税水準が低くなり、他の分野へと協力領域が広がる傾向が拡大され、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がった。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃のほかに、サービス及び投資自由化等まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化により、韓国特許庁は、FTA交渉を通して知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外においてより保護を受けられる環境づくりに努力している。

##### ロ. 推進内容及び成果

韓国は、第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004. 4. 1. 発効)をスタートに、シンガポール(2006. 3. 2. 発効)、EFTA<sup>47</sup>(2006. 9. 1. 発効)、ASEAN<sup>48</sup>(2007. 6. 1. 発効)、米国(2012. 3. 15発効)及びEU(2011. 7. 1. 発効)、ペルー(2011. 8. 1. 発効)、トルコ(2013. 5. 1. 発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA)<sup>49</sup>は、2010. 1. 1. 付

---

<sup>47</sup> European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

<sup>48</sup> Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで構成

<sup>49</sup> Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力等の経済関係全般を含む内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)のような性格である。

けで発効された。また、オーストラリア(2014. 12. 12. 発効)、カナダ(2015. 1. 1. 発効)とのFTAが発効され、コロンビア(2013. 2. 11. 署名)、中国(2014. 11. 10. 妥結)、ニュージーランド(2014. 12. 22. 仮署名)、ベトナム(2014. 12. 10. 妥結)とのFTA署名又は交渉妥結を宣言した。

＜表VI-2-2＞FTA交渉の主要内容

区分	主要内容
・韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	・チリが韓国に人参、キムチ、寶城グリーンティーを地理的表示として保護することに合意 ・韓国は Pisco, Pajareto, Vino Asoleadoの地理的表示に対し独占権付与
・韓・シンガポールFTA(2006. 3. 2. 発効)	・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早急審査処理
・韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護
・韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
・韓-米 FTA (2012. 3. 15. 発効)	・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・公知例外適用期間12ヵ月延長 ・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
・韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力 ・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進
・韓-EU FTA (2011. 7. 1. 発効)	・GIは協定付属書に記載して保護(使用が確立された先行商標は継続保障) ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
・韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	・GIは付属書交換方式で保護 ・遺伝資源(GR)/伝統知識(TK)はCBD Textの宣言的内容など妥結
・韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	・GIは不足書交換方式で保護及び今後追加可能 ・有名商標の保護に関するパリー条約及びTRIPS義務遵守

・韓-コロンビア FT A(2013. 2. 11. 署名)	・商標権、著作権侵害の疑い物品に対する通関保留など ・音、におい商標など非視覚的商標の保護
・韓-オーストラリ ア FTA(2014. 4. 8. 署 名)	・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間、12ヵ月延長など
・韓-カナダ FTA ( 2014. 3. 11. 妥結)	・両国が相互保護することに合意したGIに対し、同一な保護水準を付与

現在、韓国は3ヶ国と交渉を進行している最中(インドネシア、韓・中・日、RCEP<sup>50</sup>)であるとともに、3ヶ国と交渉再開のための要件を調整している最中(日本、メキシコ、GCC<sup>51</sup>)である。

インドネシアとは2012年7月から2014年2月まで7回にわたりCEPA交渉を行い、知財権分野については商標・特許・遺伝資源及び伝統知識・執行分野等について議論を行っている。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月に交渉の再開を宣言し、韓・中・日FTAは2014年11月まで6回にわたりFTA交渉を行い、RCEPは2015年2月にタイのバンコクで第7回目の公式交渉が開催された。

日本とのFTAは2003年12月から2004年11月まで6回にわたり行われたが、それ以降、国民の世論悪化、靖国神社の参拝のような外交的問題及び特定交渉分野における持続した見解の違い等により交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉の再開に向けて実務協議を毎年2回開催した。

<sup>50</sup> RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership:域内包括経済同伴者協定): アセアン10ヶ国、韓・中・日、オーストラリア、インド等アジア/太平洋16ヶ国が参加する経済交流協定

<sup>51</sup> GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議): ガルフ隣近6ヶ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成される中東経済協力体

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたり戦略的経済補完協定(SECA<sup>52</sup>)形式で交渉が行われたが、商品の開放レベル等に対する見解の違いにより交渉がしばらく中断され、2007年12月からFTAに転換し第1回目の交渉を行い、2008年6月に第2回目の交渉を行った。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及びにおい商標の認定、PCT ISA/IPEA指定等がある。

GCDとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われ、第2回目の交渉から知財権分野について議論されはじめ、知財権分野においてはTRIPS協定に遵守を再確認し、知財権に係わる問題が発生した時には協議体を構成して解決できるように推進中である。

#### ハ. 評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見込まれる。特に近年、FTAが二国間の貿易自由化を超え米国主導のTPP<sup>53</sup>、中国主導のRCEP等のMega-FTAが発足・進行されはじめ、地域経済統合の議論が一層加速化となる見通しである。特に2014年に妥結した韓・中FTAは、両国の経済規模、交易量、地理的隣接性等を考慮すると、他の国とのFTAよりも大きな影響を与えるはずだ。一方、韓・中FTAは別途に韓・中・日FTAとRCEP交渉等を通じて遅かれ早かれ名実相付き合い東北アジアの経済時代を迎えることになる見通しである。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知的財産権保護において既に相当なレベルに到達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大化できる戦略の策定及び持続的的努力が必要であるとみられる。

---

<sup>52</sup> Strategic Economic Complementation Agreement：すべての商品を交渉対象にせず、自由化対象商品範囲を交渉を通じて決定する、FTAより自由化程度が低い形態の貿易交渉

<sup>53</sup> TPP(Trans-Pacific Partnership;環太平洋戦略的経済連携協定):米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本等の12ヶ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

## 第5節 グローバル特許行政情報化の先導

### 1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

産業財産保護協力局 情報顧客政策課 電算事務官 チョウ・アラ

#### イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、2014年(1月～11月)の韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が11,582件であり、2013年に続き世界5位の多出願国となった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されることにより、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書接近システム(TDA : Trilateral Document Access)を通して相互間の審査情報及び優先権書類を交換できることになり、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に韓国特許庁は、2013年には米国、ヨーロッパ及び日本特許庁で推進している国民向け特許情報の無料拡散政策に参加することに決め、2015年3月から韓国の国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるよう、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD:One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放する計画である。

一方、知的財産情報化分野の国際的な趨勢をみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別のブロック化を通じた共助が活発化されている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から5極(IP5:米、日、ヨーロッパ、韓、中)体に変えて庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリア等もバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN : Association of Southeast

t Asian Nations)を通して知的財産権共助を強化するとともに、ITインフラ拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁等の主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年に世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間運営の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基盤に3世代特許ネットシステムを開発する等、特許行政情報化分野において世界最高の技術を整えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基盤にアジア、アフリカ地域の主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築の支援を行う等、特許行政システムの途上国への進出分野においても先進国として浮上している。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1) 主要国特許庁との情報化協力強化

#### イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界において特許出願の急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で、韓国特許庁は、IP5体制の発足を国際社会に提案することにより、2008年10月に済州島にてIP5特許庁間会合を開催し、その後の実務会合を通して審査協力のための10の基盤課題の推進に合意した。10の基盤課題のうちの6課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援がかなり重要な役割を占めていることが分かる。

韓国特許庁は機械翻訳の課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー

検収事業を無事完了することに成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機会翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年の下半期には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加したアジア3つの特許庁の機械翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が全て達成したことを確認した。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システム等に対しても積極的に意見を延べるなどの活動を遂行し、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

しかし、最近IP5発足5年目を向かえ、当初設定した目標を達成して終了した課題及び技術又は政策の問題によりこれ以上進展が難しい課題が現れ、これが協力課題全般に対する再調整の議論となっている。

この過程においてIP5は、単純な既存課題の再調整を行うことよりも、根本的な変化が必要であることに認識を共にし、これを契機に特許グローバル化及び大衆化の時代に合う新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier : GD)構築が議論された。GDは世界の特許庁審査官、出願人、代理人に各国の特許庁が取組む特許審査情報を言語の障壁なしで全体をみることができ、希望する国に簡単に出願できるシステムである。

しかし、未だ初期の議論段階である。2013年1月にオランダのハーグにおいて、IP5特許庁とユーザーが参加するTask Force会合が開催され、ユーザーの要求事項と必要な機能について意見を収集した。

GDの未来像を議論する初期段階であるにもかかわらず、IP5特許庁の間でグローバル特許審査情報システムに係わる主導権の争いがかなり高いことに注目する必要がある。これはGDがIP5特許庁をはじめ、世界の特許庁の協力方向を決定する基本枠組み

となる可能性が高いからである。今後システムの構築と係わり先導的位置を占める特許庁が、世界の特許政策及び技術標準の議論においても、自国の利益と立場を容易に反映できる見通しである。韓国特許庁は今年計画される第2回目の Task Force 会合において、韓国産業界の意見を反映したGDの今後の発展方向を提案する予定である。

また、韓国特許庁は2014年6月に釜山において「IP5 特許庁長官会合」を開催し、米国、ヨーロッパ、日本、中国と共に審査情報統合紹介システム(OPD : ONE PORTAL DOSSIER) の国民に対し公開することについて、今後の日程等について具体的に発表した。審査情報統合紹介システム(OPD : ONE PORTAL DOSSIER)は、審査官が一つの画面からIP5特許庁の審査進行情報を全部見ることができるシステムであり、2013年8月に開発を完了して国内の審査官が使用しており、環境保安の処置、使用便宜機能等を追加して2015年3月には国民に対し該当システムを公開する予定である。特許情報の自由な利用を重点とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Policy)」については具体的な実現方策に対する合意を引き出した。先進5庁の特許公報、英文抄録、書旨事項をテキスト形態で各国の国民に配布することにより、韓国の国民が活用度の高い先進の海外特許庁の文献をより簡単に接近できるものと期待される。

#### ロ) 韓・日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2014年9月に韓国で開催された第17回目の韓・日情報化専門家会合において、両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。韓国特許庁は、3世代特許ネット及び特許行政情報化戦略計画(ISP)の推進状況及び今後の計画を、日本特許庁は、「特許業務システム最適化計画(System Optimization Plan)及び国内外の特許出願状況を共有し、今後の韓・日両庁間の情報化 이슈について緊密に協力する意志を確認した。

韓国特許庁は日本とこれからも緊密な情報化協力を行い、既存のIP5情報化の課題はもとより、新たに浮上したGD議論の課題についても積極的な意見を提示した。また、合理的な情報化協力モデル等を提示することにより、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

#### ハ) 韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画について共有し、両庁の情報化協力を強化して能力を高めるため、毎年1回の情報化専門家会合を開催することにした。2014年9月に韓国で開催された韓・中情報化専門家会合においては、これまで特許庁内部における使用用途として交換中であったデータ目録を点検し、データ交換目録の拡大及び国民に対する普及等の今後の推進方向について議論した。また、IP5で活発に議論が行われている「IP5特許情報普及政策(IP5 PI Policy)」の適用対象を法的状態情報等に拡大するための両庁の立場を共有した。

また、両庁間の交差出願件数が日ごとに増加し、二国間基盤優先権書類の交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を共にし、これにより優先権書類の電子的交換のためのMOU(了解覚書)を締結した。これを受けて2014年1月から優先権書類の交換システム(TDA-PDX)を構築し、優先権書類を電子的に交換し始めた。

#### 二) 韓・中・日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は、2014年9月に韓国において開催された第11回目の韓・中・日情報化実務会合において、各庁のデータ品質管理プロセスの状況等、各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制下で3国間の共同発展のために持続的に協力していくことに合意した。

韓国特許庁は3国間の情報化協力を通じて、情報化が急速に進行している中国及び日本と共同協力を強化することにより、IP5体制における韓国特許庁の役割及び位置づけの強化が図れるものと期待している。このような努力はグローバル知的財産時代に、東北アジア地域の特許庁間で実質的な協力の枠組みが構築されたという点で重要な意義がある。

#### ホ) 韓・ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は、2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を含んだ了解覚書(MOU)を締結した以降、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を策定して体系的に情報化協力を推進している。

近年両庁は、情報化の 이슈が韓・EPO間の協力を強化し、共同発展のための核心課題であることを認識し、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際に両庁は、情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣して機械翻訳、データ処理プロセス等の情報化システム全般にわたるベンチマーキングの機会を持つことに合意し、これにより韓国特許庁はIT専門家2名を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年12月には韓・EPOの実務会合において、データ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣等について議論し、その結果今年の3月にEPO側の専門家が韓国特許庁を訪問し両庁のIT状況と今後の発展方向について議論を行う予定である。

また、韓国特許庁に先出願を行いEPOに後出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子媒体でEPOに伝送すようにし、2013年3月からは韓国国民がEPC Rule 41(ヨーロッパ特許条約141条)に基づいて出願人が選考技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除となる。

今後韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会合を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の便宜と、情報化能力を高めることができる新しい議題と共同協力事項を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOと持続的にIT技術を共有し、最新技術を導入することによって韓国特許庁の技術力を強化していきたい。

#### へ) 韓・米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会合において、両庁の審

査官業務の効率性を高め両庁の審査官協力の強化のため、PCT文書の両方向交換、仮想協業システム等の多様な協力事業への取組みに合意した。

2009年には両庁間でSHARE (Strategic Handling of Application for Rapid Examination) プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインにより両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これにより両国は、審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上により審査滞積の解消に大きく寄与できるものと見通している。また、出願人は韓国特許庁の品質の高い審査サービスにより、韓国だけでなく米国でも安定的に強い特許権獲得が可能になると期待している。

## 2) 国際機構との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は韓・WIPOで共同開発したPCT - ROADを2005年に初めてお披露目した。その以降から現在まで、ブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピン等の各国に普及され、持続的な品質改善及び機能の高度化作業を行い2011年4月に新バージョンを出し、世界各国の特許庁の注目を集めた。特に受理官庁から送られるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られる全てのデータの中で最も品質が優秀であり、WIPO内部においてもその優秀性が認められている。

## 3) 国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、移動通信分野の技術が1990年代末まで国際的な認定とともに、世界市場において優位を占めることになり、関連する韓国特許情報に関する需要も急激に増大され、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関において必修的に参照すべきPCT最小文献に指定された。これにより韓国特許庁は、韓国特許情報に対する海外特許庁の審査官の接近と理解を高めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス (K-PION: Korean Patent Information Online Network) を開始し、それ以降サービス情報の範囲と品質改善のために努力を続けている。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文のキーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)の検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキーワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化にし、2009年にはデザイン及び商標についての検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2014年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと23万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準に、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含む全世界42の海外特許庁においてK-PIONサービスが利用され、これにより韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は2009年12月に国内企業の海外進出を支援するために、国民に対する検索サービスであるKIPRISに海外登録商標の検索機能を追加して国内外のユーザーにサービスを提供している。2012年12月には既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に加えヨーロッパ商標のDB約95万件を追加で搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類、2008年11月からは審査情報を相互交換、米国で依頼するPCT国際調査の件数が急増することにより2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存のネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAにより審査情報及び優先権書類の相互交換が可能となり、2009年9月から韓・米間の審査業務負担の軽減のため、審査業務協力プログラムである韓・米SH

ARE (Strategic Handling of Application for Rapid Examination)の試験プログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対し第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になる時まで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムにより審査報告書を提供している

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS (Digital Access Service)を構築し、IP5の以外のイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランド等の他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年12月に本システムを2.0に高度化させ出願人の便宜を図った。

#### ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書接近システム(TDA)により、韓国特許情報を海外に普及する等で国内の特許権保護のために努力を続けている。また、IP5基盤課題の中の機械翻訳課題の主導庁として韓・英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外の審査官の接近性を高めるために努力している。

さらに、審査効率性を高める努力も続けている。このために審査情報統合照会システム(OPD)を2013年8月に国内審査官向けにオープンした。オープンにより既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに、過去接近が不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目でみることができる。このように多様な努力により国際特許権紛争の原因を最小化でき、審査処理期間の短縮にも大きく役立つものと期待している。

韓国特許庁は、今後も二国及び多国間において多様で実りのある情報化協力事業を推進する計画である。また、PCT-ROADのような成功事例を基に、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に総力を傾け、特許行政情報化分野の世界標準の定立において主導的な位置づけの確保と、世界特許行政情報化の発展に寄与するモデルを積極的に発掘し、国際機構との協力事業として推進して行く予定である。

## 2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

顧客情報支援局 顧客支援政策課 書記官 イ・スングァン

### イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は、急増する特許出願を効率的に処理し出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定し取り組んでいる。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は、自国の特許行政の情報化だけでなく「グローバル特許システム」を開発して途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画に取り組む等、特許行政情報化分野の主導権確保のために熾烈な競争を展開している。

韓国は、2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)の加入を契機に持続的にODAを拡大することにより、国際社会において経済規模に合う役割を遂行してきている。2013年のODA予算は2.4兆ウォンであり、国民全体所得対比0.16%の水準である。2015年までに0.25%水準である約4.3兆ウォン規模に増額する方針である。特に短期間で先進国の仲間入りした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)等の韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においても、ODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に広げている。これにより知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保でき、開発途上国との戦略的パートナー関係を形成することにより、国際社会において国益優先の協力関係の形成のための前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

### ロ. 推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが、3極特許庁を含む世界各国の特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、

APEC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーに選定される等、韓国特許庁の特許情報化システムが世界で注目を浴びている。

APECは、世界最初にインターネット基盤の電子出願システムを具現した韓国特許庁の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度の途上国特許行政技術協力事業の主パートナーに韓国を満場一致により選定して韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このように提供を受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィジー、ベトナム及びインド特許庁に対し情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国の高い評価とともに、特許情報分野において先導的な国として浮上した。

特許ネット海外進出の取組みは主要拠点国を中心に2006年から本格的に推進した。2006年2月にタイの商務部は、タイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請し、これを受けて韓国特許庁は、韓国通信、LG-CNS等とコンソーシアムを構成して2006年下半期に予備の事業提案書を作成し両庁間でモデル事業について合意したが、クーデターが勃発したために同事業の推進が保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定したことにより協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発に着手することにより、韓国特許庁はIP Center構築事業の参加のための国際競争において比較的優位な立場を確保した。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間で包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性の調査事業を遂行し、33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁は、インドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は、事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府

の借款である経済開発協力基金 (EDCF: Economic Development Cooperation Fund) 事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書 (MOU) を締結して両国政府は2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335万ドル規模の韓国国際協力団 (KOICA) 公的開発援助 (ODA) として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム (I-POMnet) を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業の取組みのため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し管理者・実務者の国内招聘研修等を行い、能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。

2009年に知的財産権の教育分野における協力を開始したアゼルバイジャンの特許情報化事業は、2010年に事前の妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業に確定された。2011年8月に事業者として選定されたシリウスソフトが、2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業のモニタリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供等を行い、アゼルバイジャンの特許情報化事業を支援した。

カンボジアは2014年に事前に実施した妥当性調査の結果を基にシステム開発のために両国間でMOUを締結した。今年度はKOICA等の関連機関との協力を通じてカンボジア商標情報システム構築事業に取り組む予定であり、これによりアセアン国家に対する韓国のグローバル知的財産リーダーシップを強化することができる見通しである。

2014年には韓国の先進特許行政情報化の海外進出を中東、アフリカ地域に多角化するために努力を尽くした。まず、知的財産を国家基盤資源として取組んでいる中東の拠点国家のアラブ首長国連邦 (UAE) とシステム構築協力のMOUを2014年9月に締結した。特許庁は同MOUを基盤に韓国のIT企業が中東市場へ進出し、韓国型特許情報化システムを輸出できるよう支援する計画である。

また、韓国特許庁は、2010年11月に策定した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ18の英語圏国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機構 (ARIPO) を特許ネット進出拠点に活用することにし、2010年12月にARIPOと知的財産権分野の包括的協力のMOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会合において、韓国特許庁は3者間の技術協力のMOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOUの署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間で580万ドル規模のKOICA ODA支援事業に確定され、2013年10月7日にハラレにおいて着手報告会を開催したのをスタートに、特許情報システム改善事業を進行し、ARIPO及び18の加盟国の既存システム(POLite, IPAS)を特許ネット技術を基盤とする特許情報システムに改善している最中である。また、特許ネットシステム構築事業を効率に推進するために2014年7月にIT専門家を現地に派遣した。このような過程を通してアフリカ諸国の特許情報化インフラ構築に大きく寄与するものと期待される。

#### ハ. 評価及び発展方向

2009年にアジア最大電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定される等、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPO等の国際機構と海外特許庁から好評を得た。また、スペイン特許庁、フランス特許庁等の先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国のレベルを高めるためにODA財源を多様化にし、専門性を基盤に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。

また、ヨーロッパ特許庁の場合は、自国のシステム (EPTOSシステム) とPCT-ROADシステムとの統合を提案する等、これまで3極特許庁主導で進行されていた特許行政情報化の国際協力に変化が起こっている。このように韓国特許庁が、情報化システムの開発等の情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発等の情報化ノウハウを基盤に、先進特許庁の国際機構情

報化システムに特化された情報化協力事業モデルを持続的に発掘する予定である。また、情報化標準についての議論においても主導的な役割を遂行するとともに、3極特許庁との協力を強固にし、知的財産権分野の先導特許庁として取り組んでいく予定である。

### 3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国機構チーム 行政主事補 イム・ジュンヨン

#### イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進5ヶ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の二極化を解消することが延いては韓国の国力を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化のため、知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機構との協力を通して知的財産権の英文教育コンテンツを作成し普及するようになった。まず、初心者向けに「世界知的所有権機構国際教育院(WIPO World Academy : WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学の教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリア等とAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権と国際取引等のビジネス的観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマをUN共用語として開発することに合意したことにより、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、UN共用語の6バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するためにIPパノラマ開発に関する協定を締結し、

タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語等の17の言語でIPパノラマを開発するとともに、韓国版も開発して2014年の年度初めから普及する等、これまで世界24ヶ国の言語で開発して普及されている。

また、2012年に初めてIPパノラマを海外の民間企業(インドReliance Industries社、8千ドル)とライセンス契約を締結する成果を収めた。

韓国特許庁はまた、APEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及び活用等の特許情報に係わる実証的内容の知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドル(USD)を誘致し、ア・太平洋地域の21の加盟国を対象とするオン・オフラインの知的財産権情報活用の教育課程を運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」、2010年にはAPEC基金14万7千ドル(USD)を誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」を順調に推進した。これにより2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供することにより、国内特許情報システムの優秀性を広報でき、APEC加盟国対象の最大規模のオン・オフライン・ブレンド教育課程の提供とともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の深化課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発して普及した。

韓国特許庁はグローバル知的財産権教育課程の運営効率性及び学習の便宜性増進、利用者の接近性を高めるために2013年に新規学習管理システムを導入し、IP Discoveryというグローバル知的財産権教育コンテンツを提供するホームページをオープンして途上国の知的財産権教育コンテンツのプラットフォームを構築した。

上記のように韓国特許庁のグローバル知的財産権コンテンツに対する国際社会の反応は好評である。しかし、既存のウェブ又はCD形態のコンテンツ普及が物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に合う教育コンテンツの普及

が切実な状況である。また、これまでデジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在により開発が急を要する。そこで、2014年には文化体育観光部及び韓国コンテンツ振興院との協業で、知的財産権教育の効果を高めるゲームと学習をうまく取り入れた「G-ラーニングコンテンツ」と、2015年に初等実科正規教科課程に「発明」が反映され、教科過程の履修及び創意人材の育成のための「デジタル教科書を開発した。また、WIPOと協力してIPパノラマの教育内容を実際の事例を中心に再構成して、中小企業等で勤務するユーザーの実務能力を高めるモバイル基盤の教育コンテンツであるIPパノラマモバイルを開発中である。2015年にはG-ラーニングコンテンツの活用度を高めるために、「G-ラーニングコンテンツ学習ツール」及び発明深化のために 幼・少年用モバイルコンテンツの開発を拡大していく計画である。これらを通じて韓国特許庁はモバイル基盤の知的財産権教育市場において先導的な役割を推進していく計画である。

#### 4. 国内外特許情報の拡散・活用のための特許情報博覧会

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

##### イ. 推進背景及び概要

特許情報が国と企業の競争力の重要な要素として浮上することにより、特許情報の戦略的で体系的な活用のために政府レベルでの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は、国内外の最新特許動向を共有し特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回目のイベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

##### ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から2013年まで毎年特許情報博覧会のイベントを開催した。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューについて、国内外の有識者による基調演説と講演、特許庁、特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用の実体を主に紹

介する主題発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示するブースの運営、特許情報商品サービスに対するコンサルティング及び教育を行うワークショップで構成された。

PATINEX2014は、2014年9月3日から4日の二日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、「企業のバリューチェーンと特許情報活用戦略」をタイトルに4つのセッションと2つのワークショップ及び20企業の展示会を開催し、実務者のための特許アカデミーを開き 参加者の多様な需要を反映した。

#### ハ．評価及び発展方向

PATINEX2014により、PATINEXが世界最高レベルの特許情報博覧会として位置づけられた。イ・ミンファKAIST教授、Google James Maccoun特許法律顧問、Solvay Cedric ValentinoアジアIP総括等の著名な基調演説者及びスピーカーにより、企業の特許情報活用戦略に対するレベルの高い講演を提供した。今後、国内外の参加者及び展示会社の利便性を高めるために、海外参加者の準備期間を考慮して広報期間の延長及びオンライン決済システムの構築、展示空間の拡大を念頭に入れてイベントの場所等を推進する計画である。

## 第6節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

### 1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

2014年に韓国政府は、政府開発援助（ODA）の拡大基調を継続的に維持しながら、協力国との共存、協業の内在化及びODA戦略の補完等を通じて成果を高めることに重点を置くODA重点推進方向を定めた。特許庁はこのような基調に符合とともに、知的財産5大先進国という国際社会での位相と期待に適合した知的財産分野の公的開発援助事業に取り組んだ。主に最貧国・途上国に生存型適正技術を開発して提供するとともに、途上国の優秀商品についてブランド獲得を支援するシェアリング事業を行い、先、後進国間の開発格差の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与してきた。

適正技術（Appropriate Technology）とは、「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え現地の原材料を使用し小規模の人が集まって生産する技術」である。一語とで先進国では活用価値が高くないが途上国では効用が大きい技術のことである。飲む水すら不足し、コレラ、疫痢のような水系感染症により苦痛を訴えるアフリカ住民のために、一度に75メータの水を汲んで簡単に転がして運搬できる円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染した浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

<図VI-2-1>適正技術製品の事例



Q Drum 飲水源から遠いところまで簡単に水を運搬できる	Life Straw 汚染した上水源のバクテリアを99.9%除去
----------------------------------	-------------------------------------

韓国特許庁は、これまでグットネイバース、ハビタット等のNGOや国際機構と協力して途上国に適正技術を開発して普及してきた。2010年には政府の伐木禁止令により調理用燃料である木材の需給が難しいチャドに、サトウキビ炭製造技術を開発して提供し、また、ネパールの低所得層のために、土の煉瓦製造技術を普及して住居の環境改善に一助した。2011年には水系感染症が頻繁に起こるカンボジアで、家庭用浄水器を開発してあげ、グアテマラでは呼吸器の病気を誘発する伝統火鉢の代替として簡易調理用ストーブを開発して提供した。2012年に韓国はハビタットと共に、ネパールに断熱効果を改善する竹で作る住宅建築技術を開発・提供し、韓国企業のLG化学が提供した寄付金1千万ウォンを活用して現地の断熱住宅モデル7棟を追加で建設・提供した。2013年にはアジア太平洋経済協力体(APEC)と協業し、APEC加盟国を対象に適正技術の需要発掘を行い、最終的にフィリピンが要請したアロマオイル抽出機とパプアニューギニアが要請したウォーターポンプが選定された。フィリピンのオイル抽出機の性能検証のための現地でのテスト場には、Bon Edgardo S. Felipe Anao市長とPHilm echの責任者も参加しており、Anao市長はオイル抽出機がAnao地方の農家の所得増大に一助することを期待していると表明し、内部予算確保によりオイル抽出機の普及拡大計画についても明らかにした。

#### <図VI-2-2>ブランド開発の成果



ボリビア QUINUA のブランド



フィリピン TARLAC 地域のブランド

また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によりまともな価額をもらえない状況を解決するために、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドーに乾

乾燥マンゴ技術についてブランドの獲得を支援し、2011年にはチリの果物カクテル製品についてのブランドを開発してあげた。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」についてブランドを開発して提供した。2013年にはボリビアの代表輸出穀物であるQUINUAに対するブランドを開発して支援を行った。また、フィリピン TARLAC州の地域認証ブランドを開発して提供したが、現地企業の代表は韓国特許庁が開発してあげた地域認証ブランドが事業拡大及び現地の所得増大に大きく寄与することを期待していることを示した。

一方、韓国特許庁は2009年に韓国特許文献を始め、エネルギー・住宅等6分野200件の適正技術情報DBを構築して英文のホームページで提供しており、2014年には下水処理システム関連55件、はちの巣及び分離器関連110件の適正技術の特許情報を補充した。このように技術の宝庫といえる特許文献を公開することにより途上国が必要とする技術情報を自ら探し出し活用できるよう支援している。

## 2. 主な推進成果

2014年に韓国特許庁では同事業を通じて事業化と商品性を強化した開発支援により被援助国の経済を活性化する目標を立てて、適正技術の開発及び普及の拡大とブランド開発を支援した。適正技術開発事業は、まず韓国信託基金事業であるWIPO適正技術大会を通して発掘された需要技術を基盤に適正技術を選定して特許技術及び情報の調査を行い、これを現地化するための試作品を開発して普及する手続きを取る。ベトナムの場合は分散型下水処理装置の適正技術を開発してベトナムブンタウ地域に普及した。同技術はベトナムBUSADCOの特許技術とボウオン建設産業の特許技術を結合したものであり、環境にやさしい高性能下水処理装置を開発するために3回にわたり試作品を製作し、下水処理の効率を確認する等の努力の末に技術開発に成功した。

<図VI-2-3>分散型の下水処理技術



1回目の試作品



最終製品

ガーナの場合は養蜂関連の適正技術を開発したが、手動式の分離器関連の特許検索を通じて価格適正性・現地製作可能性を考慮した必須要素を抽出して、現地において簡単に手に入れられるプラスチックカンを活用することができ移動が容易であり、最小金額で製作ができるように設計した。また、現地で直接製作ができるように設計図とマニュアルを送付し、適正技術関連の動画像を活用して養蜂技術のノウハウ、はちの巣及び分離器の製作方法等について遠隔教育を実施した。

<図VI-2-4>養蜂関連の適正技術(はちの巣、分離器)



分離器



設計図

一方、2014年には試験的にガーナ製品1件に対し適正技術 - ブランド統合開発を実施した。ガーナVORAB(VOLTA地域の養蜂協会)において養蜂産業の発展及びバリューチェーンを通じた収益拡大のために養蜂ブランド開発を要請したことにより、Volta地域の養蜂業社の製品に認証マークとして使用できる認証マークロゴを支援した。

＜図VI-2-5＞ガーナ養蜂ブランド



また、ミャンマーでは MFFVPEA (ミャンマー果物、花卉、野菜生産者協会) の要請により、「ダイヤモンドマンゴ」ブランドを開発し、認証マークロゴを通じて多くの農家で生産されたマンゴを一つのブランドとして認証を受けられるようにデザインした。これと連携してミャンマーマンダレーにおいて政府と民間関係者約50名余りを対象に1村1ブランドセミナーを開催し、ブランドについての基礎教育等を行い商標権およびデザイン権の認識向上に努めた。

### 3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

韓国特許庁はアジア太平洋経済協力体 (APEC) と共同で、2014年7月2日～3日の二日間、ソウルイムペリアムパレスホテルにて「適正技術コンファレンス - 持続可能な成長のためのIPの戦略的活用」を開催し、最貧、途上国及びAPEC加盟国とともに、これまで推進してきた適正技術開発事業の成果と教訓について話しあい、適正技術開発事業の今後進むべき方向を模索した。

一日目は地域共同体の発展と知的財産のシェアリング、適正技術開発と関連したAPEC加盟国が経験を共有し、適正技術開発の国際的トレンドと知的財産を活用した適正技術開発戦略について議論を行った。2日目には適正技術開発の持続可能性及び適正技術開発の増進のための知的財産戦略を議論し、分担ディスカッションを通じてAPEC加盟国の適正技術開発ガイドをつくるための今後の課題を導出した。

本コンファレンスには、キム・ヨンミン特許庁長官、外交部アン・チョンギ経済外交調整官、Miguel A. Margainメキシコ特許庁長 (APEC知的財産権専門家グループ議

長)、Richard Kuglmann キュドラム代表、Kifle Shenkoru WIPO最貧国局長をはじめ、途上国の政府関係者、国際機構及びNGO関係者等の国内外人事250名余りが参加した。同イベントにおいて韓国特許庁は、適正技術開発事業を通じてフィリピンに提供したイルランイルランオイル抽出機試作品を展示し参加者の注目を浴びた。

さらに、WIPOとの協業によりフィリピン、モンゴル等で途上国の日常生活問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡大のための発明大会を開催した。モンゴルは27件、ベトナムは173件の技術が受け付けられ、特にベトナムは大会の授賞式を国営TVの生放送で放映するほど高い関心を見せた。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に遂行することによって、途上国の国民が知的財産を創出し活用する能力を培養して生活の質の改善、経済発展の達成を支援し、今後も知的財産5大強国という位相にふさわしい知的財産分野の開発援助の先導国としての国家イメージを構築していきたい。